

文部科学省委託調査

令和5年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究  
読書活動の推進に携わる人材の育成  
に関する実態調査報告書

令和6年3月

株式会社 Ridilover

## 目次

<b>第1章 調査研究の概要</b> .....	1
1. 調査研究の背景・目的 .....	1
1) 背景 .....	1
2) 目的 .....	1
2. 調査研究の方法 .....	1
1) 調査検討委員会の設置 .....	1
2) 実態調査 .....	2
3) 先進事例調査 .....	3
<b>第2章 実態調査の結果分析</b> .....	4
1. 調査結果分析の全体像の整理.....	4
2. 調査結果の分析 .....	5
1) 都道府県立図書館主催の研修状況 .....	5
2) 公立図書館主催の研修における地域内の読書活動に携わる人材育成の状況 .....	11
3) 主体毎の研修実施状況 .....	21
<b>第3章 ヒアリング調査結果</b> .....	80
1. 公立図書館職員を対象とした研修の事例 .....	80
1) 徳島県教育委員会(徳島県立障がい者交流プラザ視聴覚障がい者支援センター) .....	80
2) 山形県立図書館 .....	80
3) 多摩市立図書館 .....	81
2. 学校司書・司書教諭等を対象とした研修の事例.....	82
1) 北海道教育委員会 .....	82
2) 杉並区立済美教育センター.....	83
3. その他の研修の事例.....	84
1) 国立青少年教育振興機構絵本専門士養成講座.....	84
<b>第4章 まとめ</b> .....	85
<b>第5章 実態調査の回答集計</b> .....	87
1. 教育委員会公立図書館所管課主催の研修 .....	87
2. 公立図書館が主催する研修 .....	92
3. 学校図書館所管課が主催する研修 .....	102
4. 教員研修担当課が主催する研修・法定研修 .....	109
5. 教育研修担当課・法定以外の研修 .....	112

6. 幼児教育所管課が主催する研修・法定研修 .....	116
7. 幼児教育所管課が主催する研修・法定以外の研修 .....	120
8. 保育所所管課が主催する研修 .....	135
<b>付録 アンケート調査票 .....</b>	<b>139</b>

# 第1章 調査研究の概要

## 1. 調査研究の背景・目的

### 1) 背景

近年、急速に変化するデジタル社会において、GIGA スクール構想の進展、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、多様な子供たちの個別最適な読書環境を整備し、すべての子供の読書機会を確保するために、ICT を効果的に活用し、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備すること等が求められる。こうした状況の中で、子供の読書活動にかかわる教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も著しく変化し、複雑化している。

政府が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）においても、こうしたニーズに対応できるよう、国、都道府県、市区町村、図書館等、関連機関は、読書活動に携わる人材育成の在り方を見直し、必要に応じ、研修その他の適切な措置を講ずることとしている。

### 2) 目的

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月38日閣議決定）の「基本的方針」に記載されている「II 多様な子どもたちの読書機会の確保」及び「III デジタル社会に対応した読書環境の整備」の推進に関して、以下を達成すること。

1. 同方針の推進に関して地方公共団体における司書教諭、学校司書、教師、保育士、司書、司書補等の研修の実態を把握し、今後の読書活動に関する人材育成のあり方を検討する。
2. 同方針の推進に関する先進事例を調査し、他の地方公共団体、図書館、学校図書館等の運営の参考になるポイントを整理し資料化を行う。

## 2. 調査研究の方法

### 1) 調査検討委員会の設置

文部科学省令和5年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究事業「読書活動の推進に携わる人材の育成に関する実態調査」（以下、「本調査研究」という。）を効果的・効率的に進行するために、子供の読書活動の推進について専門知識を有する有識者から構成される調査検討委員会を設置した。具体的には、調査研究内容に関する事前レビュー、調査研究の結果に対する評価と結果の承認、調査研究を踏まえた課題とその要因の構造的な整理、解決に向けた施策の方向性の明確化を実施した。

回	開催日時	議事内容
第一回	令和5年9月20日 10:00-12:00	(1) 事業の全体像及び初期仮説について (2) プレヒアリング及び先進事例調査について (3) 調査票について
第二回	令和6年2月15日 10:00-12:00	(1) 実態把握調査の報告について (2) 先進事例調査の報告と追加の調査先候補について (3) 最終報告書アウトラインと概要版の構成について



調査検討委員は、子供の読書活動の推進について専門的知識を有する有識者等 5 名で構成した。調査検討委員は下記のとおり(五十音順・敬称略)。

委員名	所属
秋田 喜代美(座長)	学習院大学 教授
秋山 里和	千葉県総合教育センター 研修企画部 基礎力向上班 班長
小林 隆志	鳥取県立図書館 館長
竹村 和子	公益社団法人全国学校図書館協議会 常務理事・事務局長
野口 武悟	専修大学 教授

## 2) 実態調査

- 調査対象

47 都道府県、1724 市区町村の教育委員会・首長部局の公立図書館所管課、学校図書館所管課、教員研修担当課、幼児教育所管課、保育所所管課、および公立図書館に対してアンケート調査を実施し、子供の読書活動の推進に携わる人材に対する研修等の人材育成に関する取組の実施状況(研修実績は令和5年1月～令和5年12月の1年間の実施状況、12月は見込みを含む)。職員数等の状況等は令和5年5月1日現在(データがない場合はこれに代わる最新の状況)について把握した。

- 調査方法

調査票(Excel)を電子メールにより配付・回収

- 調査期間

令和5年12月22日(水)～令和6年1月12日(金)

- 回収数

1293 自治体(回収率 73.0%)

種別	配付数	回収数	回収率
都道府県	47	47	100%
政令指定都市	20	19	95.0%
中核市	62	54	87.0%
その他市区町村	1642	1173	71.4%
合計	1771	1293	73.0%

※公立図書館における研修状況については、上記の各地方公共団体から域内の公立図書館へ調査票を配布して、回答を得た(回答数は都道府県立図書館 57 館、政令指定都市 250 館、中核市 277 館、その他市区町村 2022 館)。

- 調査における用語の定義

調査検討委員会での議論を踏まえ、以下のとおり設定した。

<p><b>・図書館</b></p> <p>①図書館法第2条に規定する図書館</p> <p>②図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が独立した組織として設置しているもの。公民館等、他の施設に付属する図書室・資料室は対象外。</p> <p><b>・電子書籍</b></p> <p>電子機器(PC、タブレット端末等)の画面で読むことができる書籍(教科書、問題集は除く)。</p> <p><b>・アクセシブルな書籍</b></p> <p>点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍であり、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等を指す。</p> <p><b>・アクセシブルな電子書籍等</b></p> <p>電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものであり、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等を指す。</p>
--

### 3) 先進事例調査

- 調査対象

デスクリサーチによる選定、調査検討委員会の有識者からの情報収集、アンケート調査からの情報収集によって、子供の読書活動に携わる人材の育成、特に「II 多様な子どもたちの読書機会の確保」及び「III デジタル社会に対応した読書環境の整備」に積極的に取り組んでいる地方公共団体や公立図書館、民間団体を選定した。調査対象の選定に当たっては、再現性があると見込まれること、他地域の教育委員会や公立図書館にとって参考になる事例であることを基準とした。

研修対象の分類	調査対象	地域
公立図書館職員	徳島県教育委員会	徳島県
公立図書館職員	山形県立図書館	山形県
公立図書館職員	多摩市立図書館	東京都
学校司書 (学校図書館担当職員)	北海道教育委員会	北海道
学校司書	杉並区立済美教育センター	東京都
その他	独立行政法人国立青少年教育振興機構 ・絵本専門士委員会事務局	東京都

- 調査方法

オンライン会議、または訪問による対面での実施

- 調査期間

令和5年12月13日-令和6年3月15日

## 第2章 実態調査の結果分析

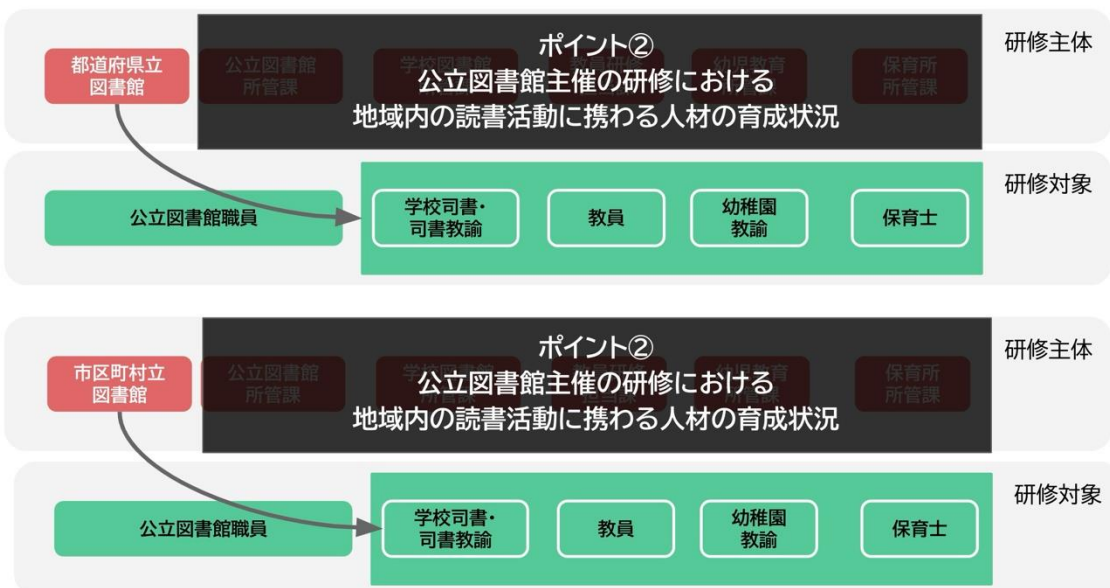
### 1. 調査結果分析の全体像の整理

本調査は図書館職員、司書教諭・学校司書、教師、幼稚園教諭、保育士と、子供の読書活動に携わる人材の育成の状況について幅広く実態を把握することを試みた。実際には、調査対象となる研修の実施主体と、その主体が実施する研修の受講者が多様であり、地方公共団体内の組織構成による違いなどの地域差も存在する。そこで、全体像を以下のように整理した上で、調査結果の分析を行った。

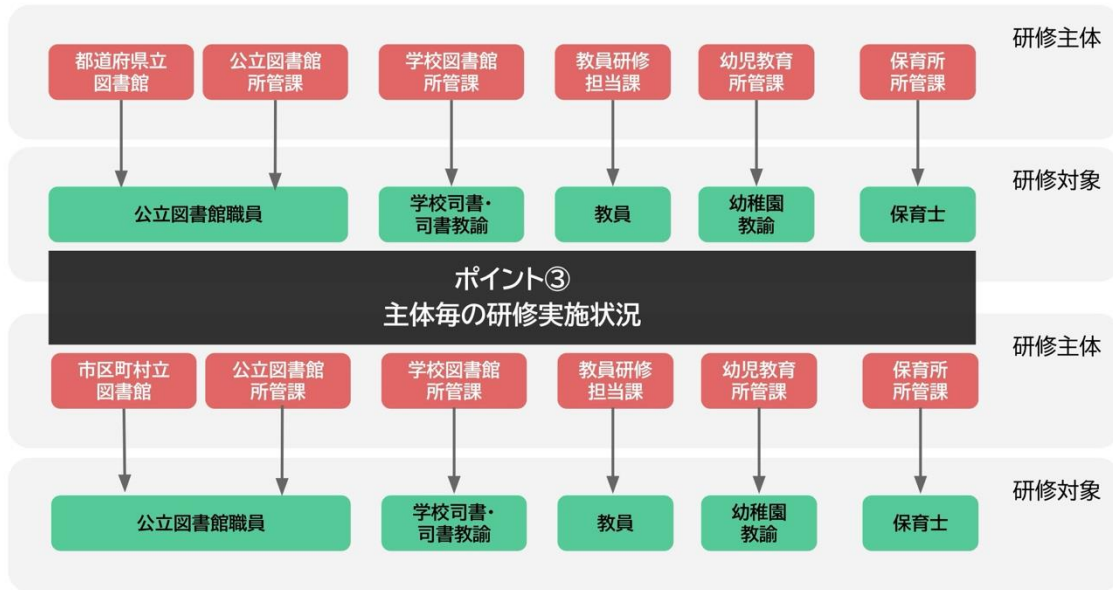
#### ① 都道府県立図書館主催の研修実施状況



#### ② 公立図書館主催の研修における地域内の読書活動に携わる人材の育成状況



### ③ 主体毎の研修実施状況



## 2. 調査結果の分析

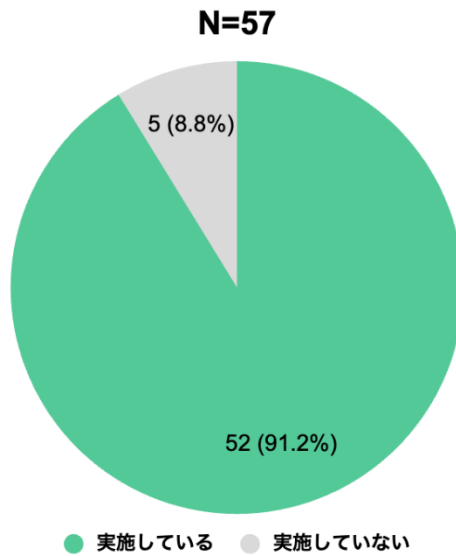
### 1) 都道府県立図書館主催の研修状況

1. 都道府県立図書館は、「当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるもの」（「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号より）とされており、支援項目の一つに「図書館の職員の研修に関すること」が含まれていることもあり、そのほとんどが研修を主催していた。（[図表 2-1-1](#)）。
2. 一方で、本調査研究におけるテーマとなる「デジタル社会への対応」や「障害者サービス」に係る研修の実施館数は、それぞれ 25 館（48.1%）、31 館（59.6%）（[図表 2-1-3](#)）にとどまっているため、同分野における研修内容の充実を図っていくことが期待される。
3. また上記内容に係る研修を実施している都道府県立図書館では、政令市・中核市を含む市区町村立図書館職員も研修の対象としている場合がほとんどであることが分かった（[図表 2-1-5](#)、[2-1-7](#)）。
4. さらに、上記内容に係る研修の政令市・中核市を含む市区町村立図書館職員の派遣先として都道府県立図書館が最も多く挙げられている（[図表 2-1-8](#)、[2-1-9](#)）ことから、都道府県立図書館が主催する研修のデジタル社会への対応や障害者サービスに係る研修を充実させていくことで、各都道府県内の市区町村立図書館職員の同分野の研修の充実につながっていくと考えられる。

#### ● 都道府県立図書館の研修主催有無

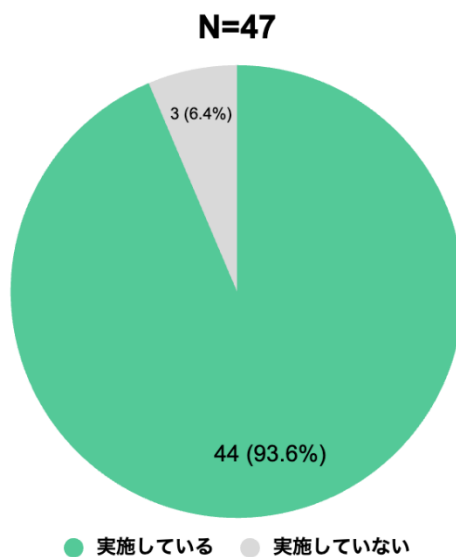
57 の都道府県立図書館から回答があり、研修を主催していたのは 52 館（91.2%）であった。主催していない 5 館の理由については、2 館は同都道府県内の別の都道府県立図書館が主催しているため、2 館は都道府県立図書館協会が主催しているためだった（1 館は理由について回答なし）。

図表 2-1-1 都道府県立図書館の研修主催有無



上記の研修の主催状況を都道府県単位で整理すると、都道府県立図書館が研修を主催している都道府県は44(93.6%)、主催していない都道府県は3(6.4%)であった。

図表 2-1-2 都道府県立図書館の研修主催有無の都道府県単位での整理



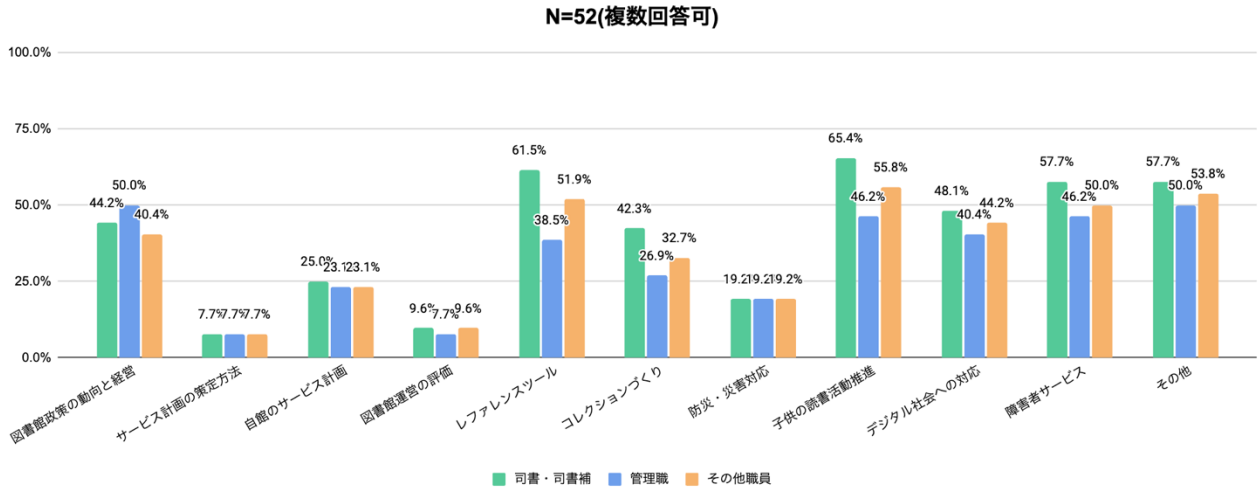
● 研修の実施内容

都道府県立図書館が主催する研修の実施内容として実施内容として最も多かったのは「子供の読書活動推進」であり、司書・司書補に対して65.4%、管理職に対して46.2%、その他職員に対しては55.8%が実施していた。

デジタル社会への対応に係る研修を、司書・司書補に対して48.1%、管理職に対して40.4%、その他職員に対して44.2%が実施しており、重複を除いた実館数は25館(48.1%)であった。また障害者サービスに係る研修

を、司書・司書補に対して 57.7%、管理職に対して 46.2%、その他職員に対して 50.0%実施しており、重複を除いた実館数は 31 館 (59.6%) であった。

図表 2-1-3 都道府県立図書館が主催する研修の実施内容



※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式表記となる。

図書館制作の動向と経営：図書館政策の動向と図書館経営

サービス計画の策定方法：図書館サービス計画の策定方法

自館のサービス計画：自図書館のサービス計画や方針、蔵書計画

図書館運営の評価：図書館運営の評価と指標

レファレンスツール：レファレンスツール（評価・インタビュー方法等）

コレクションづくり：コレクションづくり（考え方・実践方法等）

防災・災害対応：図書館の防災対応、災害時の行動

子供の読書活動推進子供の読書活動推進

デジタル社会への対応：ICT を活用したサービスの提供等、デジタル社会への対応

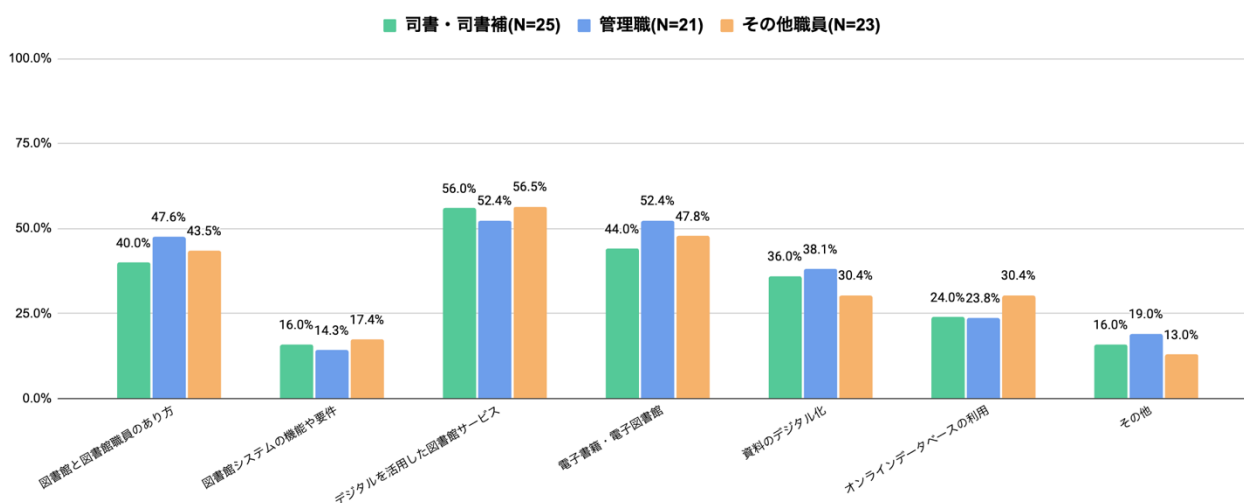
障害者サービス：障害者サービス（子供を含む）にかかる研修

● デジタル社会への対応に係る研修の実施状況

➤ 研修の具体的内容

最も多かったのは、司書・司書補に対して 56.0%、管理職に対して 52.4%、その他職員に対して 56.5%が実施する「デジタルを活用した図書館サービス」であった。次いで司書・司書補に対して 44.0%、管理職に対して 52.4%、その他職員に対して 47.8%が実施する「電子書籍・電子図書館」が多かった。

図表 2-1-4 都道府県立図書館が主催するデジタル社会への対応に係る研修の具体的内容(複数回答可)



※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式表記となる。

図書館と図書館職員のあり方: デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方

図書館システムの機能や要件: デジタル社会における図書館システムの機能や要件

デジタルを活用した図書館サービス: デジタルを活用した図書館サービス

電子書籍・電子図書館: 電子書籍・電子図書館

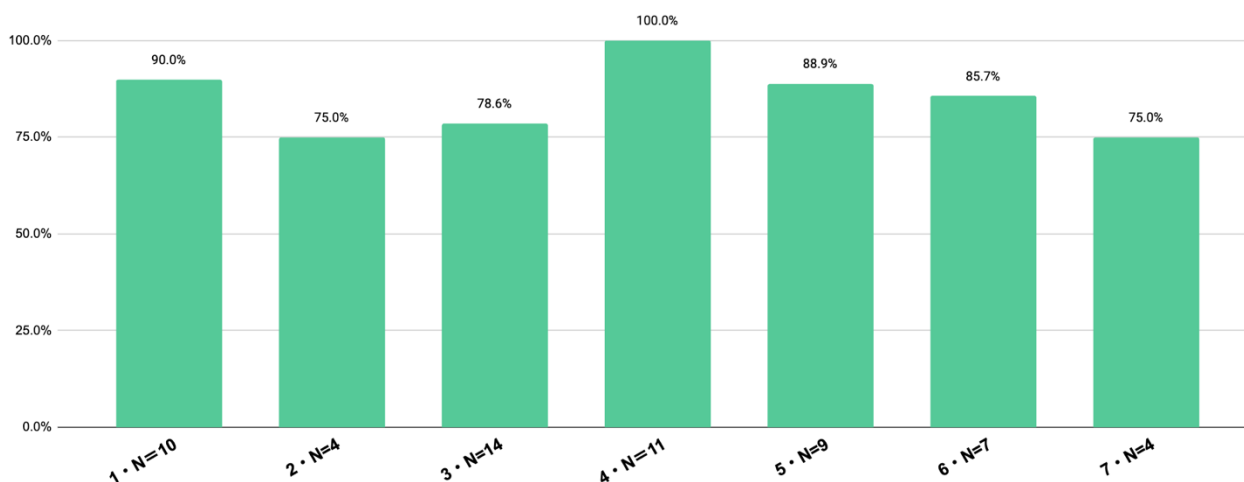
資料のデジタル化: 資料のデジタル化の基礎、実務上の注意点

オンラインデータベースの利用: オンラインデータベースの利用

➤ 域内市区町村立図書館職員への研修実施状況

デジタル社会への対応に係る研修の具体的内容毎の実施している実館数に対する、域内市区町村立図書館職員を対象としての実施割合は、すべての内容で 75.0%以上であり、「電子書籍・電子図書館」では 100%だった。

図表 2-1-5 都道府県立図書館が主催する  
デジタル社会への対応に係る研修における域内市区町村立図書館職員への実施割合



※グラフ内選択肢の番号に対応するのは以下の通りである。

1: デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方

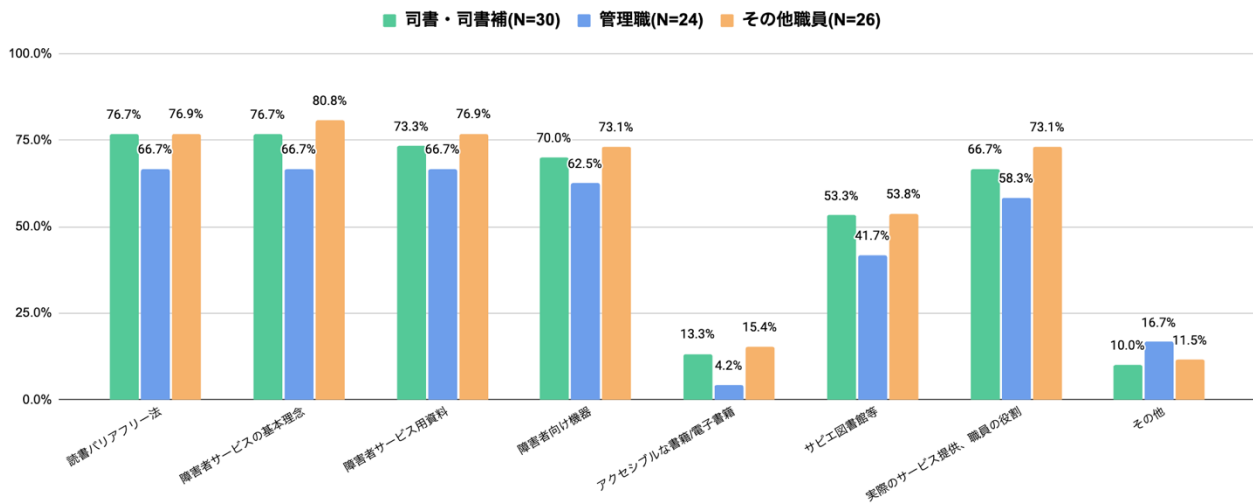
- 2:デジタル社会における図書館システムの機能や要件
- 3:デジタルを活用した図書館サービス
- 4:電子書籍・電子図書館
- 5:資料のデジタル化の基礎、実務上の注意点
- 6:オンラインデータベースの利用
- 7:その他

● 障害者サービスに係る研修の実施状況

➤ 研修の具体的内容

最も多かったのは障害者サービスの基本理念であり、司書・司書補に対して76.7%、管理職に対して66.7%、その他職員に対して80.8%が実施していた。次いで「読書バリアフリー法」が多く、司書・司書補に対して76.7%、管理職に対して66.7%、その他職員に対して76.9%が実施していた。

図表 2-1-6 都道府県立図書館が主催する障害者サービスに係る研修の具体的内容(複数回答可)



※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式な表記となる

読書バリアフリー法:読書バリアフリー法

障害者サービスの基本理念:障害者サービスの基本理念

障害者サービス用資料:障害者サービス用資料の特徴、入手方法

障害者向け機器:障害者向け機器

アクセシブルな書籍/電子書籍:点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法

サピエ図書館:サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用

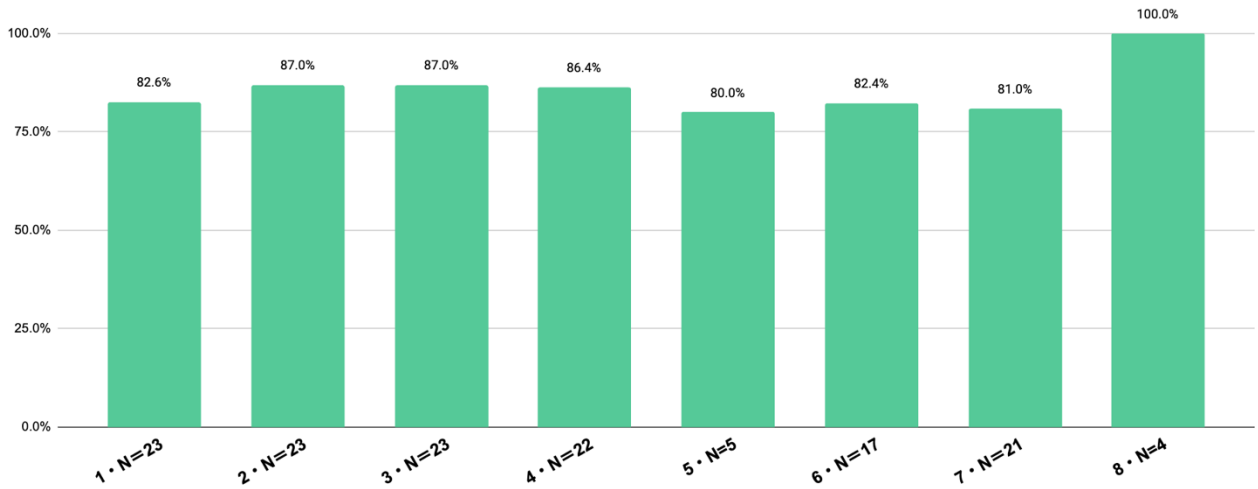
実際のサービス提供、職員の役割:障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割

➤ 域内市区町村立図書館職員への研修実施状況

障害者サービスに係る研修の具体的内容毎の実施している実館数に対する域内市区町村立図書館職員を対象として実施している割合は、すべての内容で80.0%以上だった。



図表 2-1-7 都道府県立図書館が主催する障害者サービスに係る研修における  
域内市区町村立図書館職員への実施割合



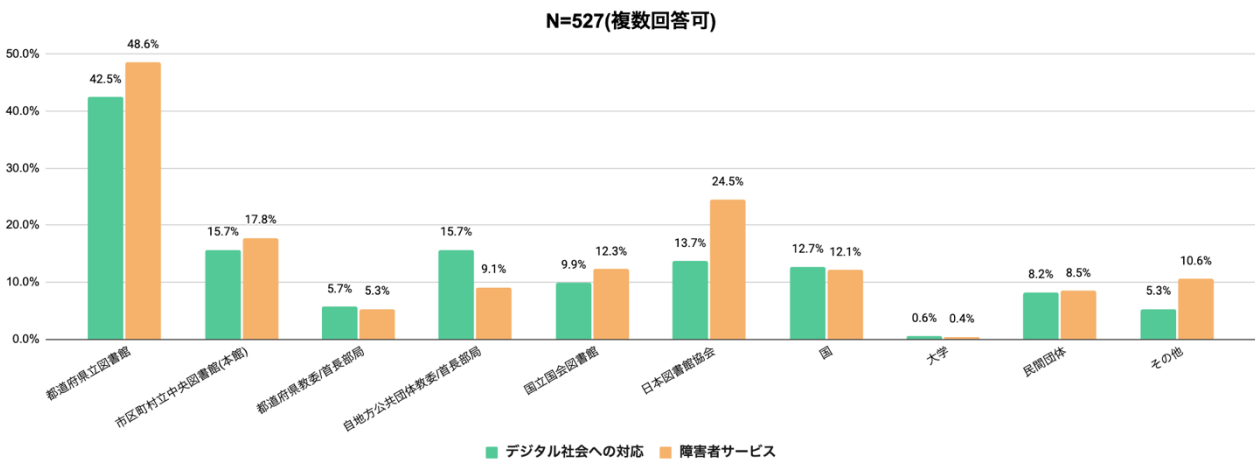
※グラフ内選択肢の番号に対応するのは以下の通りとなる。

- 1: 読書バリアフリー法
- 2: 障害者サービスの基本理念
- 3: 障害者サービス用資料の特徴、入手方法
- 4: 障害者向け機器
- 5: 点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法
- 6: サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用
- 7: 障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割
- 8: その他

● 市区町村立図書館における職員の研修への派遣先

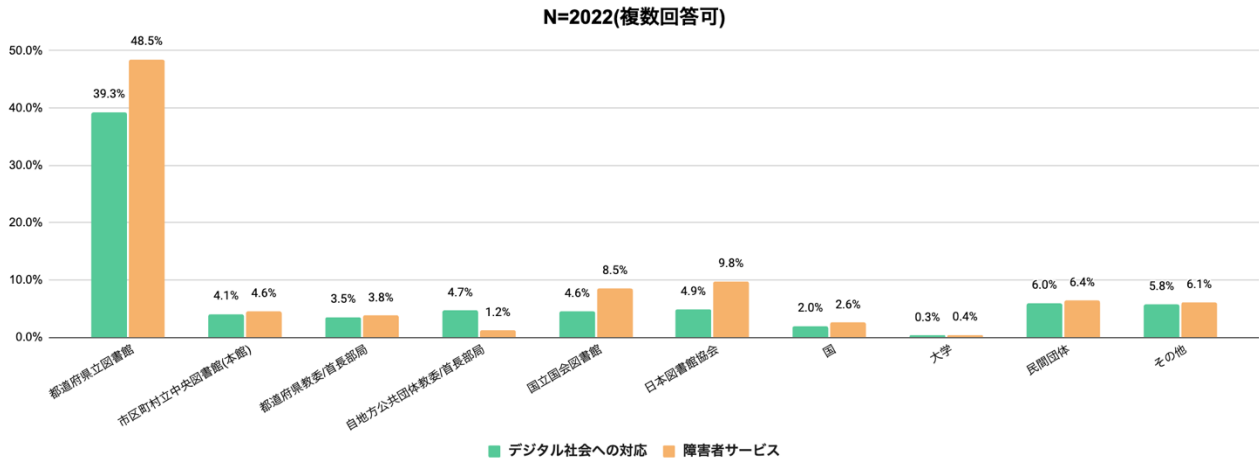
政令市・中核市立図書館職員のデジタル社会への対応にかかる研修と障害者サービスに係る研修の派遣先としてはどちらも「都道府県立図書館」が最も多く、それぞれ 42.5%、48.6%だった。また障害者サービスに係る研修の派遣先としては「日本図書館協会」という回答も 24.5%と多かった。

図表 2-1-8 政令市・中核市立図書館における職員の研修派遣先(複数回答可)



その他市区町村立図書館でも、政令市・中核市と同じくデジタル社会への対応にかかる研修と障害者サービスに係る研修の派遣先としてどちらも「都道府県立図書館」の研修が最も多く、39.3%、48.5%だった。

図表 2-1-9 その他市区町村立図書館における職員の研修派遣先(複数回答可)



## 2) 公立図書館主催の研修における地域内の読書活動に携わる人材育成の状況

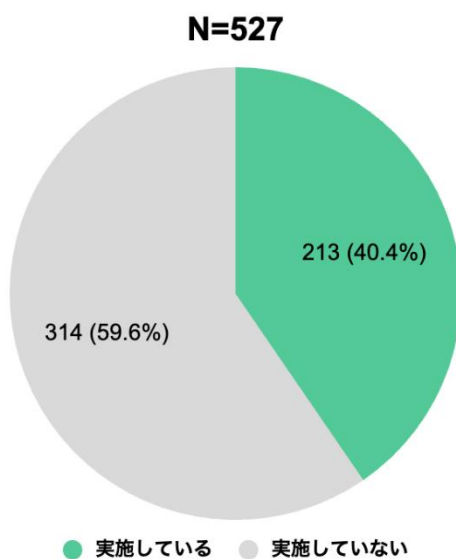
### ● 総括

1. デジタル社会への対応に係る研修において、司書教諭や学校司書、教員や幼稚園教諭、保育士などの地域内の読書活動に携わる図書館職員以外の人材を対象としている割合は、最も多い研修の具体的内容でも都道府県立図書館は45.5% (図表 2-2-7) (デジタルを活用した図書館サービス)、政令市・中核市立図書館は2.9% (図表 2-2-8) (その他)、その他市区町村立図書館は27.3% (図表 2-2-9) (資料のデジタル化の基礎・実務上の注意点)にとどまった。
2. 一方で障害者サービスに係る研修において、地域内の読書活動に携わる図書館職員以外の人材を対象としている割合は、最も多い研修の具体的内容で都道府県立図書館は60.0% (図表 2-2-12) (点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法)と半分以上となったが、その他市区町村立図書館は5.7% (図表 2-2-13) (障害者サービス用資料の特徴、入手方法)であり、政令市・中核市立図書館は1館もなかった。
3. デジタル社会に対応した読書環境の整備や障害のある子供をはじめとした多様な子供の読書活動の推進等のために、地域における連携・協力が重要であることは第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」でも指摘されており、人材育成の側面でも公立図書館の研修を充実させ、地域内の読書活動に携わる人材の育成に幅広く取り組んでいくことも方策の一つとして考えられる。

### ● 研修の主催有無

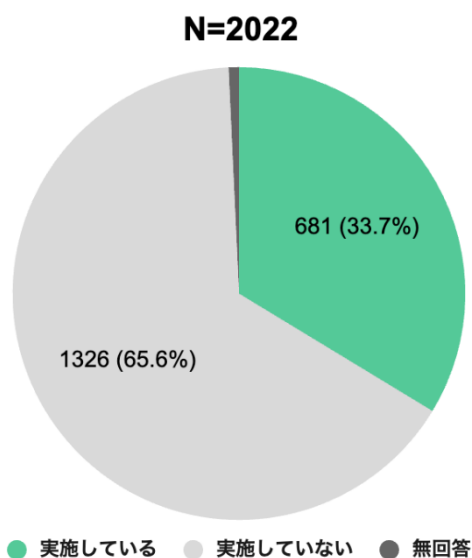
都道府県では図表 2-1-1 の通り 57 館から回答があり、そのうち 52 館 (91.2%) が研修を主催していた。政令市・中核市では 527 館から回答があり、そのうち 213 館 (40.4%) が研修を主催していた。

図表 2-2-1 政令市・中核市立図書館の研修主催有無



その他市区町村では 2022 館から回答があり、そのうち 681 館 (33.7%) が研修を主催していた。

図表 2-2-2 その他市区町村立図書館の研修主催有無



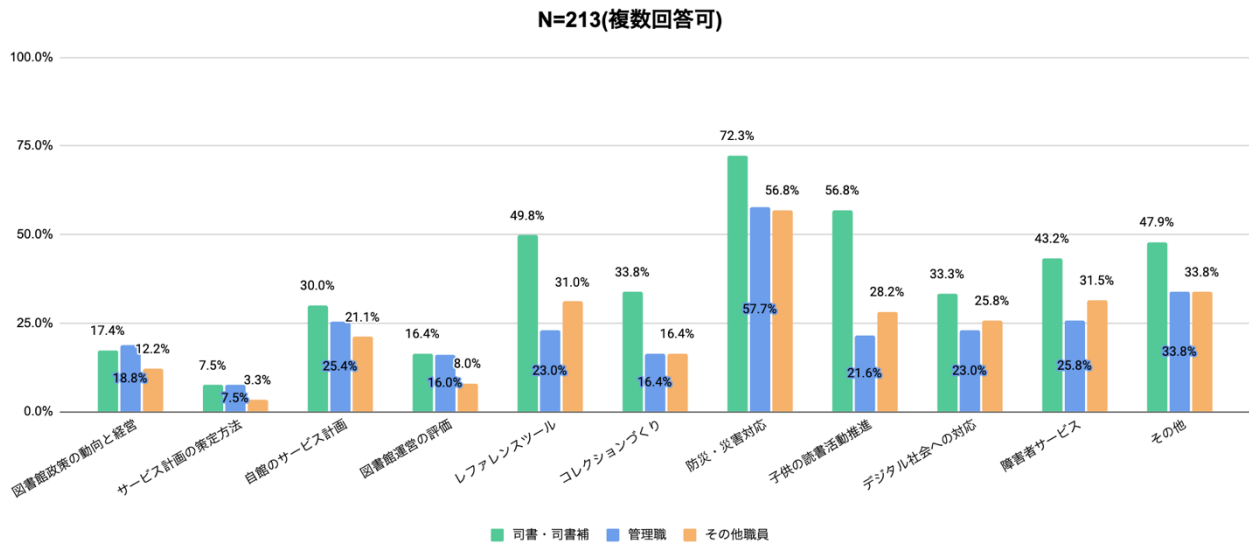
● 研修の内容

都道府県立図書館では [図表 2-1-3](#) の通り、子供の読書活動推進に係る研修を実施する図書館が最も多く、デジタル社会への対応に係る研修の実施は 25 館 (48.1%)、障害者サービスに係る研修を実施しているのは 31 館 (59.6%) だった。

政令市・中核市立図書館では「図書館の防災対応、災害時の行動」が最も多く、司書・司書補に対して 72.3%、管理職に対して 57.7%、その他職員に対して 56.8%が実施していた。

デジタル社会への対応に係る研修は、司書・司書補に対して 33.3%、管理職に対して 23.0%、その他職員に対して 25.8%が実施しており、重複を除いた実館数は 73 館 (34.3%) であった。また障害者サービスに係る研修は、司書・司書補に対して 43.2%、管理職に対して 25.8%、その他職員に対して 31.5%が実施しており、重複を除いた実館数は 96 館 (45.1%) であった。

図表 2-2-3 政令市・中核市立図書館が主催する研修の内容



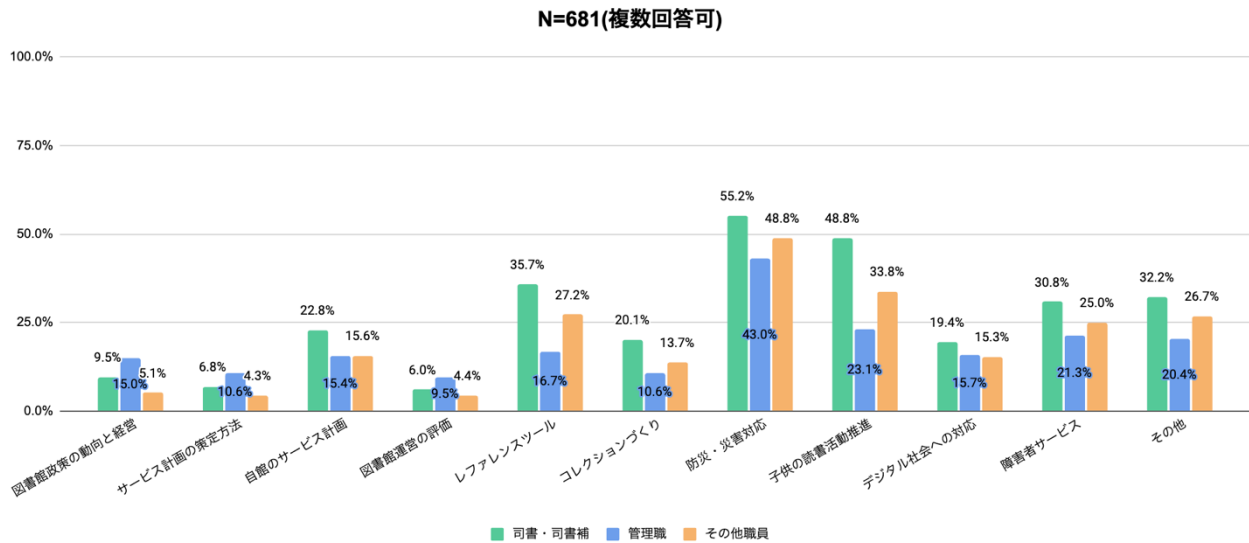
※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式表記となる。

- 図書館政策の動向と経営：図書館政策の動向と図書館経営
- サービス計画の策定方法：図書館サービス計画の策定方法
- 自館のサービス計画：自図書館のサービス計画や方針、蔵書計画
- 図書館運営の評価：図書館運営の評価と指標
- レファレンスツール：レファレンスツール（評価・インタビュー方法等）
- コレクションづくり：コレクションづくり（考え方・実践方法等）
- 防災・災害対応：図書館の防災対応、災害時の行動
- 子供の読書活動推進：子供の読書活動推進
- デジタル社会への対応：ICT を活用したサービスの提供等、デジタル社会への対応
- 障害者サービス：障害者サービス（子供を含む）にかかる研修

その他市区町村立図書館では、政令市・中核市立図書館と同じく「図書館の防災対応、災害時の行動」が最も多く、司書・司書補に対して 55.2%、管理職に対して 43.0%、その他職員に対して 48.8%が実施していた。

デジタル社会への対応に係る研修は、司書・司書補に対して 19.4%、管理職に対して 15.7%、その他職員に対して 15.3%が実施しており、重複を除いた実施している実館数は 151 館 (22.2%) であった。また障害者サービスに係る研修は、司書・司書補に対して 30.8%、管理職に対して 21.3%、その他職員に対して 25.0%が実施しており、重複を除いた実施している実館数は 223 館 (32.7%) であった。

図表 2-2-4 その他市区町村立図書館が主催する研修の内容



※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式表記となる。

- 図書館政策の動向と経営：図書館政策の動向と図書館経営
- サービス計画の策定方法：図書館サービス計画の策定方法
- 自館のサービス計画：自図書館のサービス計画や方針、蔵書計画
- 図書館運営の評価：図書館運営の評価と指標
- レファレンスツール：レファレンスツール（評価・インタビュー方法等）
- コレクションづくり：コレクションづくり（考え方・実践方法等）
- 防災・災害対応：図書館の防災対応、災害時の行動
- 子供の読書活動推進：子供の読書活動推進
- デジタル社会への対応：ICTを活用したサービスの提供等、デジタル社会への対応
- 障害者サービス：障害者サービス（子供を含む）にかかる研修

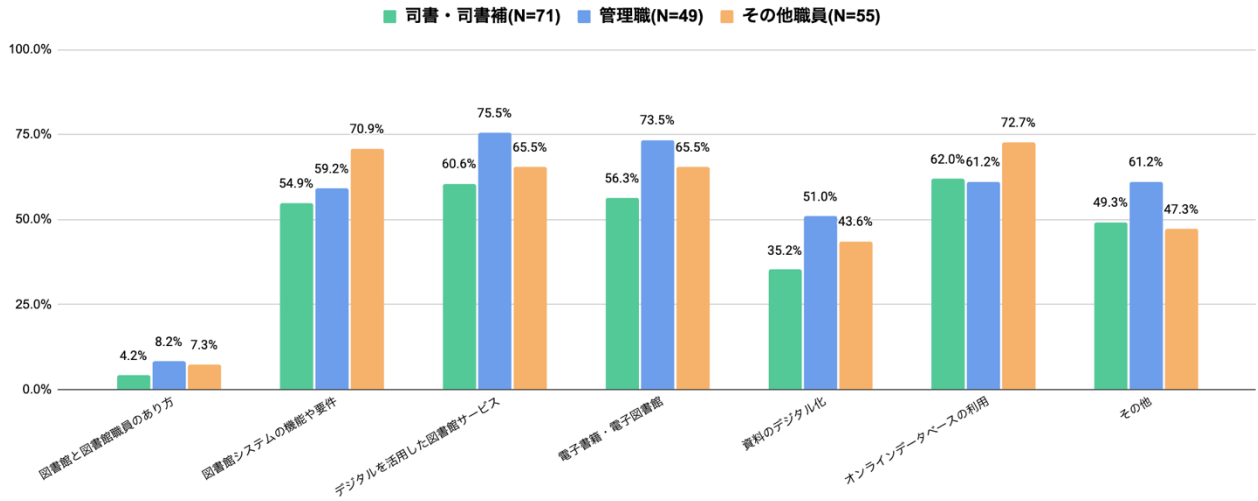
● デジタル社会への対応に係る研修の実施状況

➤ 研修の具体的内容

都道府県立図書館では、[図表 2-1-4](#)の通り最も実施されていた内容は「デジタルを活用した図書館サービス」であり、次いで「電子書籍・電子図書館」の実施が多かった。

政令市・中核市立図書館で最も多かったのは「オンラインデータベースの利用」であり、司書・司書補に対して 62.0%、管理職に対して 61.2%、その他職員に対して 72.7%が実施していた。次いで司書・司書補に対して 60.6%、管理職に対して 75.5%、その他職員に対して 65.5%が実施する「デジタルを活用した図書館サービス」や、司書・司書補に対して 56.3%、管理職に対して 73.5%、その他職員に対して 65.5%が実施する「電子書籍・電子図書館」が多かった。

図表 2-2-5 政令市・中核市立図書館が主催するデジタル社会への対応に係る研修の具体的内容

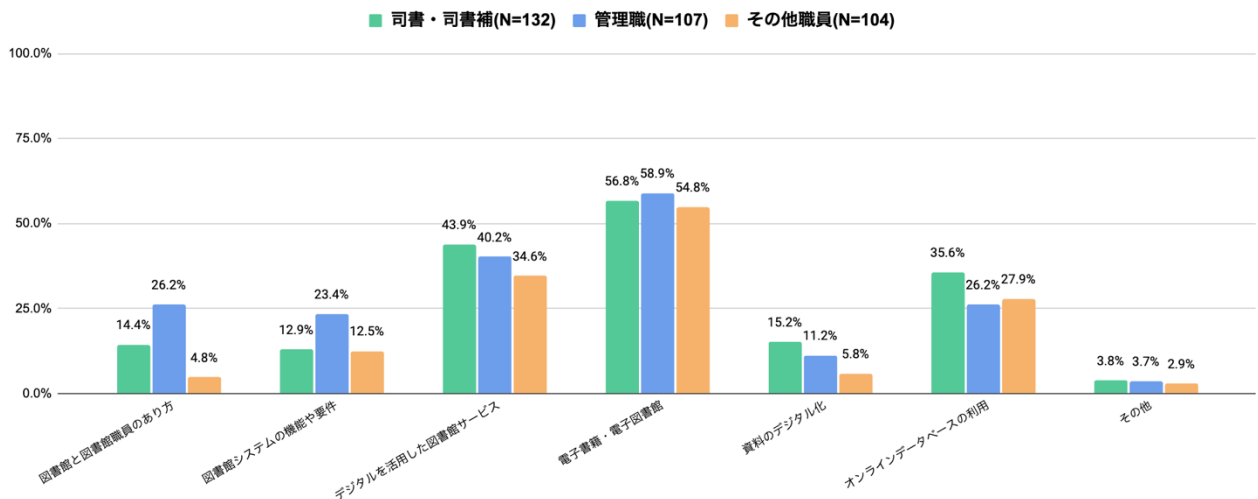


※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式表記となる。

- 図書館と図書館職員のあり方: デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方
- 図書館システムの機能や要件: デジタル社会における図書館システムの機能や要件
- デジタルを活用した図書館サービス: デジタルを活用した図書館サービス
- 電子書籍・電子図書館: 電子書籍・電子図書館
- 資料のデジタル化: 資料のデジタル化の基礎、実務上の注意点
- オンラインデータベースの利用: オンラインデータベースの利用

その他市区町村立図書館で最も多かったのは「電子書籍・電子図書館」であり、司書・司書補に対して56.8%、管理職に対して58.9%、その他職員に対して54.8%が実施していた。

図表 2-2-6 その他市区町村立図書館が主催するデジタル社会への対応に係る研修の具体的内容



※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式表記となる。

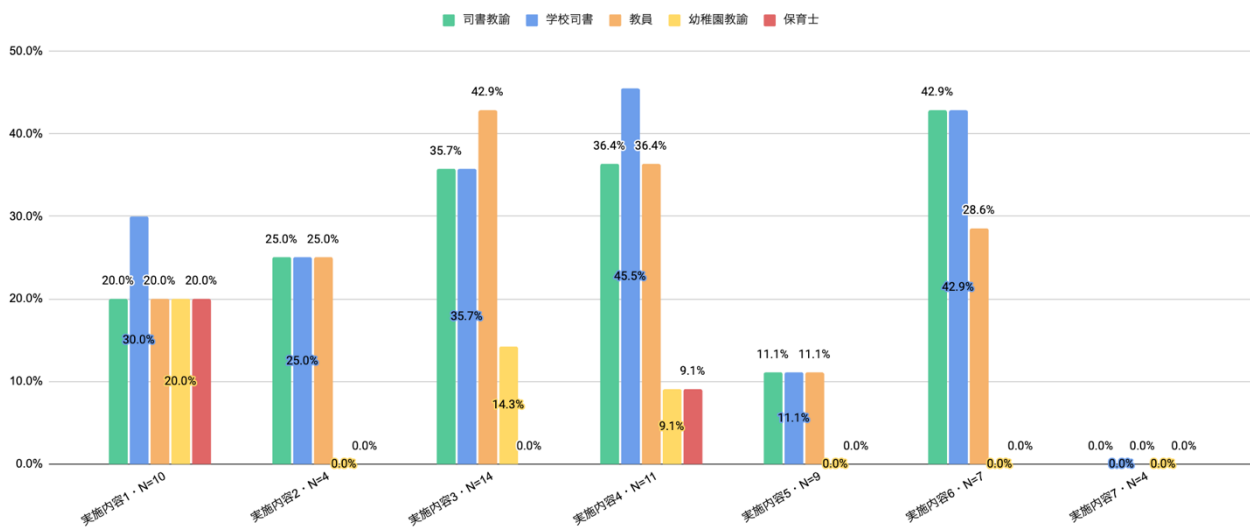
- 図書館と図書館職員のあり方: デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方
- 図書館システムの機能や要件: デジタル社会における図書館システムの機能や要件
- デジタルを活用した図書館サービス: デジタルを活用した図書館サービス

電子書籍・電子図書館：電子書籍・電子図書館  
 資料のデジタル化：資料のデジタル化の基礎、実務上の注意点  
 オンラインデータベースの利用：オンラインデータベースの利用

➤ 図書館職員以外への研修実施状況

都道府県立図書館で図書館職員以外への研修を実施していたのは全ての内容において半分未満だった。実施している中では「電子書籍・電子図書館」で学校司書を対象としている割合が最も高く 45.5%であり、次いで「デジタルを活用した図書館サービス」で教員を、「オンラインデータベースの利用」で司書教諭と学校司書を対象としている割合が高く 42.9%だった

図表 2-2-7 都道府県立図書館が主催するデジタル社会への対応に係る研修における図書館職員以外の研修対象

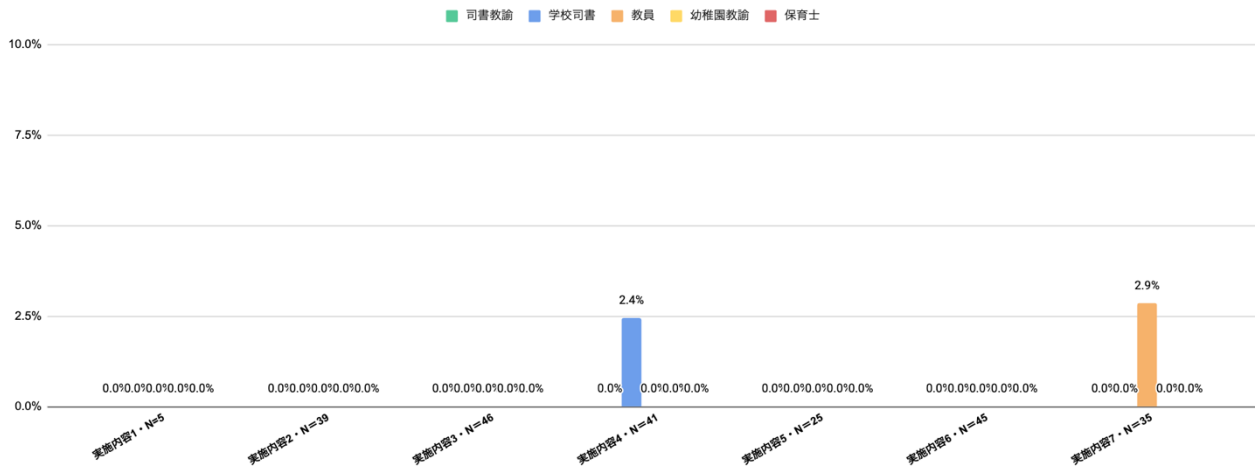


※グラフ内選択肢の番号は以下の通りとなる。

- 実施内容 1: デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方
- 実施内容 2: デジタル社会における図書館システムの機能や要件
- 実施内容 3: デジタルを活用した図書館サービス
- 実施内容 4: 電子書籍・電子図書館
- 実施内容 5: 資料のデジタル化の基礎 実務上の注意点
- 実施内容 6: オンラインデータベースの利用
- 実施内容 7: その他

政令市・中核市立図書館でデジタル社会への対応に係る研修を図書館職員以外に対して実施していたのはわずかであり、「電子書籍・電子図書館」で学校司書を、「その他」で教員を対象としている図書館がそれぞれ 2.4% (1 館)、2.9% (1 館) あった。

図表 2-2-8 政令市・中核市立図書館主催するデジタル社会への対応に係る研修における図書館職員以外の研修対象

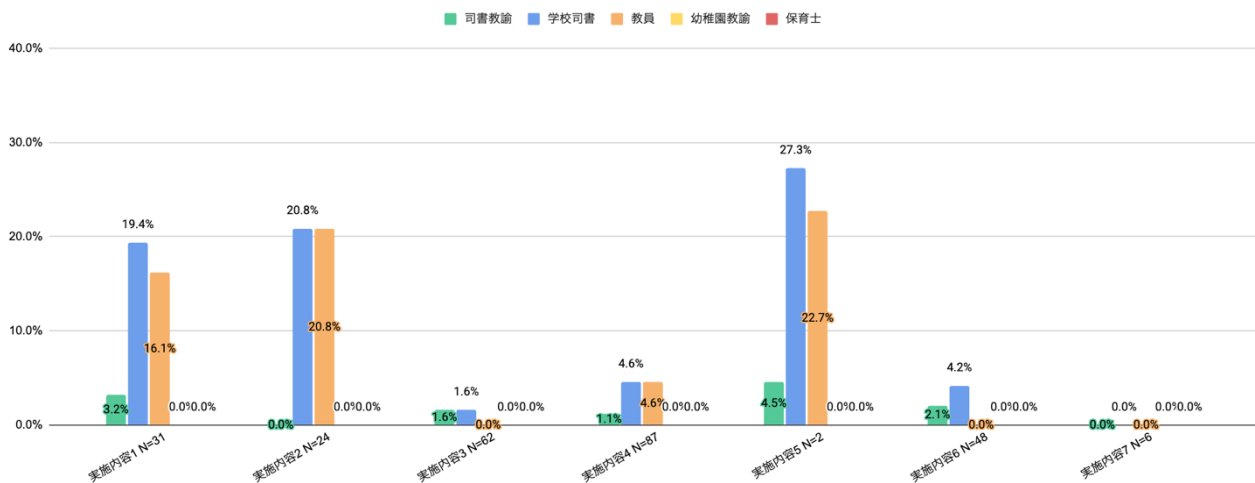


※グラフ内選択肢の番号は以下の通りとなる。

- 実施内容 1: デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方、
- 実施内容 2: デジタル社会における図書館システムの機能や要件
- 実施内容 3: デジタルを活用した図書館サービス
- 実施内容 4: 電子書籍・電子図書館
- 実施内容 5: 資料のデジタル化の基礎 実務上の注意点
- 実施内容 6: オンラインデータベースの利用
- 実施内容 7: その他

その他市区町村立図書館のデジタル社会への対応に係る研修では学校司書や教員を対象として実施しているという回答が複数あり、「資料のデジタル化の基礎、実務上の注意点」でそれぞれ 27.3%、22.7%、「デジタル社会における図書館システムの機能や要件」でそれぞれ 20.8%、20.8%、「デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方」でそれぞれ 19.4%、16.1%だった。

図表 2-2-9 その他市区町村立図書館が主催するデジタル社会への対応に係る研修における図書館職員以外の研修対象



※グラフ内選択肢の番号は以下の通りとなる。

- 実施内容 1: デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方
- 実施内容 2: デジタル社会における図書館システムの機能や要件



- 実施内容 3: デジタルを活用した図書館サービス
- 実施内容 4: 電子書籍・電子図書館
- 実施内容 5: 資料のデジタル化の基礎、実務上の注意点
- 実施内容 6: オンラインデータベースの利用
- 実施内容 7: その他

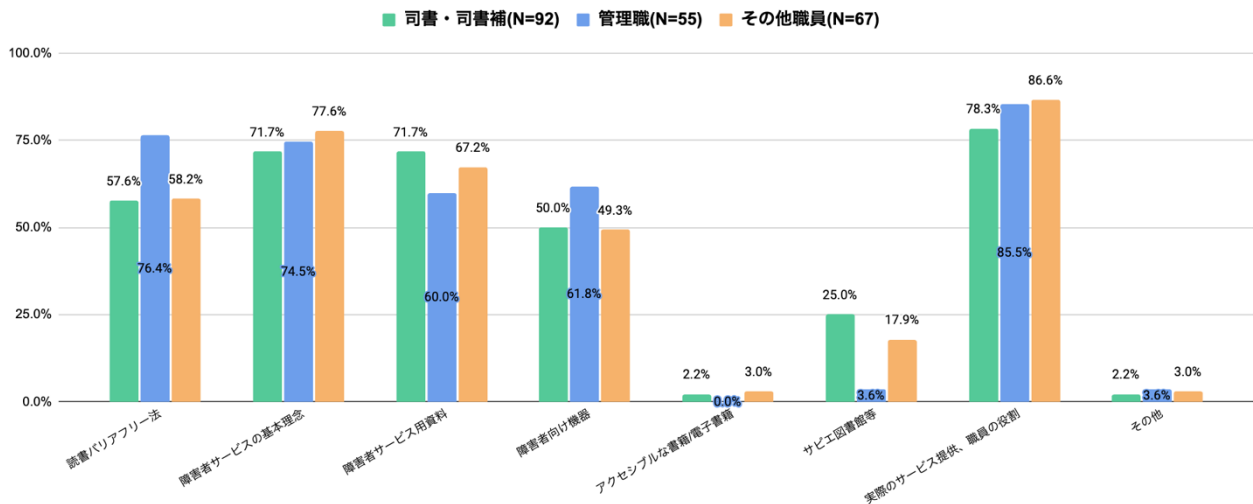
● 障害者サービスに係る研修

➤ 研修の具体的な内容

都道府県立図書館では、[図表 2-1-6](#) の通り最も実施されていた内容は「読書バリアフリー法」「障害者サービス用資料の特徴、入手方法」であった。

政令市・中核市立図書館で最も多かったのは「障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割」であり、司書・司書補に対して 78.3%、管理職に対して 85.5%、その他職員に対して 86.6%が実施していた。次いで司書・司書補に対して 71.7%、管理職に対して 74.5%、その他職員に対して 77.6%が実施する「障害者サービスの基本理念」や、司書・司書補に対して 71.7%、管理職に対して 60.0%、その他職員に対して 67.2%が実施する「障害者サービス用資料の特徴、入手方法」が多かった。

図表 2-2-10 政令市・中核市立図書館主催が主催する障害者サービスに係る研修の具体的な内容



※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式表記となる。

読書バリアフリー法: 読書バリアフリー法

障害者サービスの基本理念: 障害者サービスの基本理念

障害者サービス用資料: 障害者サービス用資料の特徴、入手方法

障害者向け機器: 障害者向け機器

アクセシブルな書籍/電子書籍: 点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法

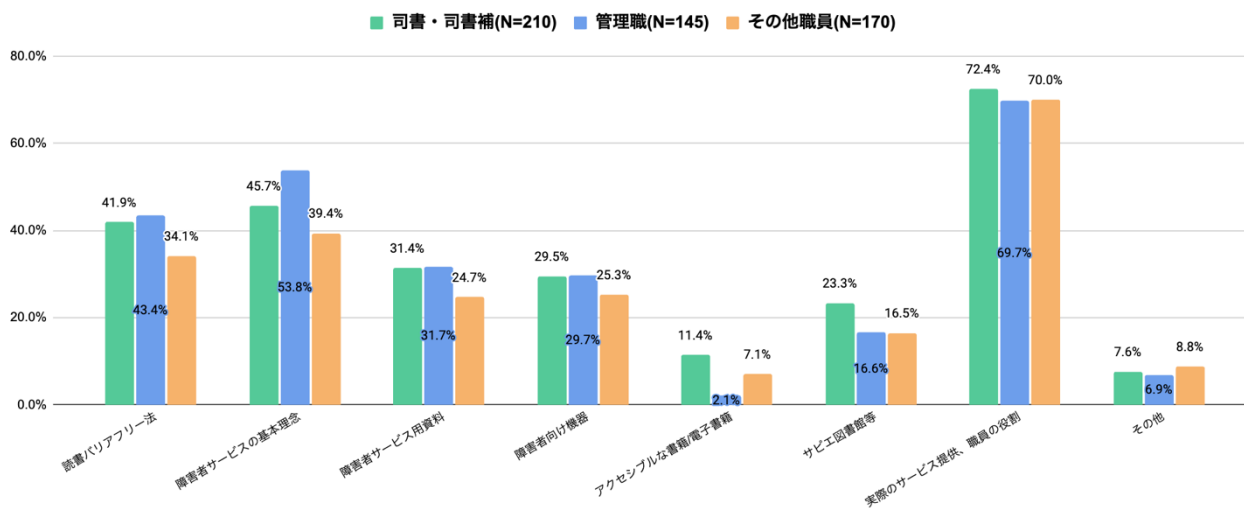
サピエ図書館等: サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用

実際のサービス提供、職員の役割: 障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割

その他市区町村立図書館で最も多かったのは「障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割」であり、司書・司書補に対して 72.4%、管理職に対して 69.7%、その他職員に対して 70.0%が実施していた。次い

で司書・司書補に対して45.7%、管理職に対して53.8%、その他職員に対して39.4%が実施する「障害者サービスの基本理念」が多かった。

図表 2-2-11 その他市区町村立図書館が主催する研修障害者サービスに係る研修の具体的内容



※グラフ内選択肢の表記は一部省略されており、以下が正式表記となる。

読書バリアフリー法: 読書バリアフリー法

障害者サービスの基本理念: 障害者サービスの基本理念

障害者サービス用資料: 障害者サービス用資料の特徴、入手方法

障害者向け機器: 障害者向け機器

アクセシブルな書籍/電子書籍: 点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法

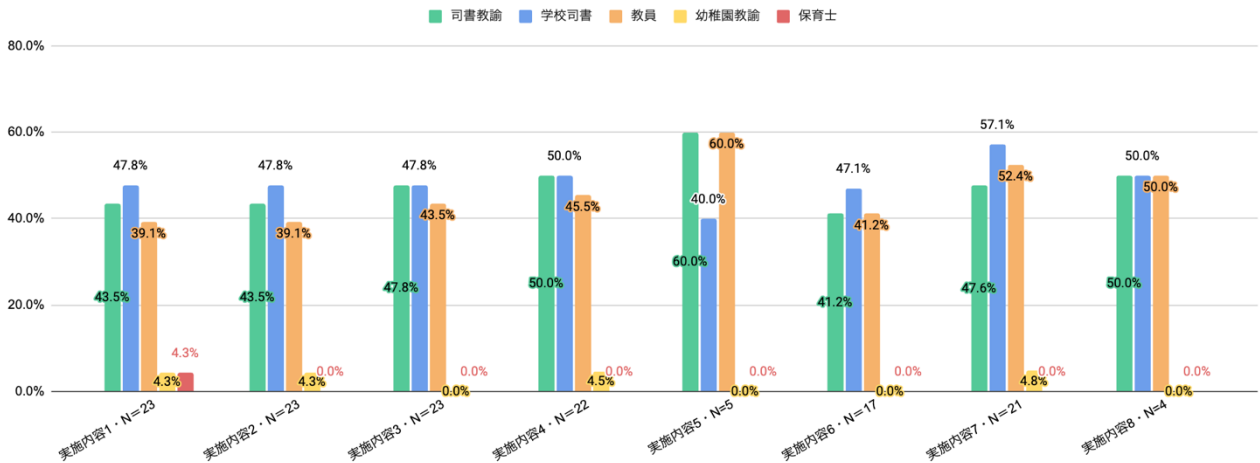
サピエ図書館等: サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用

実際のサービス提供、職員の役割: 障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割

#### ➤ 図書館職員以外の研修対象への実施状況

都道府県立図書館で図書館職員以外への研修を実施している割合として最も高かったのは「点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法」であり、司書教諭や学校司書、教員へ実施していた。次いで「障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割」も割合が高く、同じく司書教諭や学校司書、教員に加えて幼稚園教諭にも実施していた。

図表 2-2-12 都道府県立図書館主催の研修における障害者サービスに係る研修の図書館職員以外の研修対象



※グラフ内選択肢番号は以下の通り。

実施内容 1:読書バリアフリー法

実施内容 2:障害者サービスの基本理念

実施内容 3:障害者サービス用資料の特徴、入手方法

実施内容 4:障害者向け機器

実施内容 5:点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法

実施内容 6:サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用

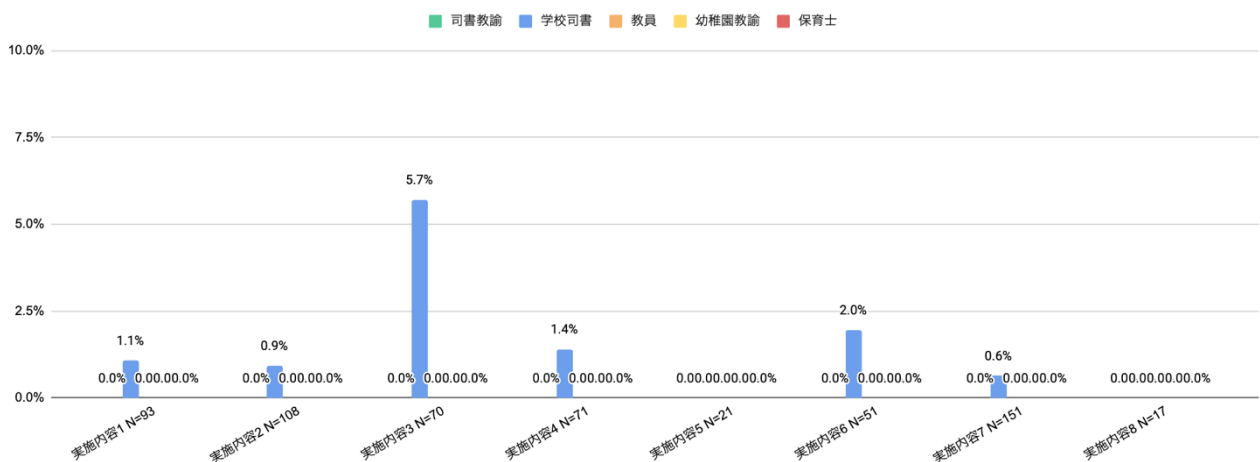
実施内容 7:障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割

実施内容 8:その他

政令市・中核市立図書館で図書館職員以外への研修を実施している図書館はなかった。

その他市区町村立図書館では学校司書を対象として実施されている内容がいくつかあり、最も多かったのが「障害者サービス用資料の特徴、入手方法」で 5.7%、次いで多かったのが「サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用」で 2.0%だった。

図表 2-2-13 その他市区町村立図書館主催の研修における障害者サービスに係る研修の図書館職員以外の研修対象



※グラフ内選択肢番号は以下の通り。

実施内容 1:読書バリアフリー法

実施内容 2: 障害者サービスの基本理念

実施内容 3: 障害者サービス用資料の特徴、入手方法

実施内容 4: 障害者向け機器

実施内容 5: 点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法

実施内容 6: サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用

実施内容 7: 障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割 実施内容 8: その他

### 3) 主体毎の研修実施状況

#### ● 総括

#### 1. 研修主催・実施状況

(ア) 公立図書館所管課の研修の主催割合(図表 2-3-12、2-3-13、2-3-14)や学校図書館所管課の研修の主催割合(図表 2-3-29、2-3-30、2-3-31)は、都道府県、政令市・中核市とその他市区町村を比較すると、その他市区町村が低かった。

(イ) 特別支援学校を含む学校教員研修担当課や幼児教育所管課、保育所所管課が主催する研修における子供の読書活動に係る研修の実施割合は、都道府県における幼稚園教諭・保育教諭を対象とした法定研修(図表 2-3-66)以外は半分未満であった。研修を実施していない理由としては、ほとんどの主体から「研修よりも優先度の高い事項がある」や「他内容に関する研修の方が優先度が高い」という回答が多くあった(図表 2-3-48、2-3-68、2-3-79、2-3-90)。

(ウ) 以上のことから、子供に日常的に多く接する教師や、幼稚園教諭、保育教諭、保育士に対する研修実施の重要性の普及啓発や、外部研修への派遣の促進などを行っていくことが重要であると考えられる。

#### 2. デジタル社会への対応・デジタル社会に対応した読書活動・電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修の実施状況

(ア) デジタル社会への対応・デジタル社会に対応した読書活動・電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修の実施率は、政令市・中核市の学校図書館所管課(図表 2-3-34)以外の主体では半分未満であり、都道府県と政令市・中核市の幼児教育所管課(図表 2-3-69、2-3-70)や政令市・中核市とその他市区町村の保育所所管課(図表 2-3-91)が主催する研修では実施されていなかった。

(イ) 同内容に係る研修を実施していない理由として「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が多く挙げられ、特に都道府県と政令市・中核市、その他市区町村の学校図書館所管課(図表 2-3-40)、都道府県教員研修担当課(図表 2-3-54)、都道府県幼児教育所管課(図表 2-3-73、2-3-83)では75%以上と多かった。

(ウ) また公立図書館・公立図書館所管課からは「公立図書館におけるICT環境の整備等デジタル社会への対応がまだできていない」という回答もあった(図表 2-3-2、2-3-12)。実際に公立図書館におけるICTの活用やデジタル化の状況と、デジタル社会に対応した読書活動に係る研修の実施状況のクロス分析において、研修を実施している図書館と実施していない図書館を比較すると、都道府県、政令市・中核市、その他市区町村の全てで、特に「電子書籍(児童書・それ以外)の貸出」状況に大きな差があった(図表 2-3-4、2-3-5、2-3-6)。

(エ) 同内容に係る研修の実施に際しては「研修参加者の理解度にはらつきがあること」を理由にしたテーマ設定の難しさが課題として多く挙げられた主体がほとんどだった(図表 2-3-2、2-3-22、2-3-39、2-3-53、2-3-63、2-3-82、2-3-93)。

(オ) 以上のことから、各主体に対して、ICTの急速な発展や教育におけるデジタル化の進展の加速に、柔軟かつ迅速に対応できる人材の育成の重要性を改めて周知することが重要だと考えられる。ま

た、参加者の理解度別に研修プログラム例を作成することも、研修の充実を図るための方策の一つとして考えられる。

3. 障害者サービス・障害のある子供の読書活動・障害のある子供への読み聞かせに係る研修の実施状況
- (ア) 障害者サービス・障害のある子供の読書活動・障害のある子供への読み聞かせに係る研修の実施率は、都道府県立図書館(図表 2-1-3)と政令市・中核市教育委員会公立図書館所管課(図表 2-3-17)以外の主体では半分未満だった。またデジタル社会への対応・デジタル社会に対応した読書活動に係る研修の実施状況と比較すると、学校図書館所管課(図表 2-3-33、2-3-34)や教員研修担当課(図表 2-3-50、2-3-61)が主催の研修以外では実施率は高かった。
- (イ) 実施していない理由としては、デジタル社会への対応に係る研修と同じく「他内容に関する研修の方が優先度が高い」という回答が多かった。また特に政令市・中核市を除く市区町村では「どのような内容を実施すれば良いかわからない」という回答がデジタル社会への対応に係る研修と比較すると多い主体もあった(図表 2-3-8、2-3-28、2-3-45)。また公立図書館における障害者の読書環境の整備状況と、障害者サービスに係る研修の実施状況の関係性を分析すると、障害者の読書環境のほとんどの項目で研修を実施している図書館と実施していない図書館の間に大きな差があった。(図表 2-3-9、2-3-10、2-3-11)。
- (ウ) また同内容に係る研修の実施に際して感じている課題としては、多くの主体において「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な内容の研修ができていない」という回答が最も多く挙げられている(図表 2-3-27、2-3-44、2-3-57、2-3-65、2-3-96)。
- (エ) 以上のことから、各主体に対して、アクセシブルな書籍・電子書籍の充実や視覚障害者等に対する図書館サービスの充実や、それを推進する人材の育成の重要性を周知していくことが重要だと考えられる。その際、例えば文部科学省の委託事業である「読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修」で実施されている内容を例示することや、各研修主体が人材育成の面でどのような実践的スキル・知識・能力の不足を感じているかをより細かに分析していくことも研修の充実のための方策の一つとして考えられる。

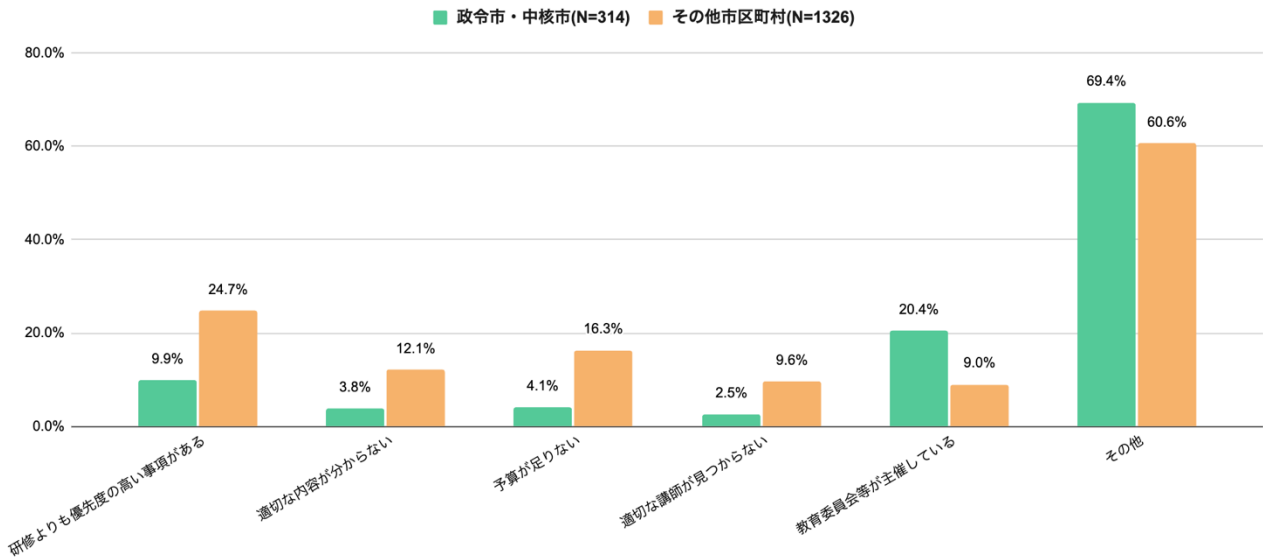
## ● 公立図書館主催の研修

### ➤ 研修を実施していない理由

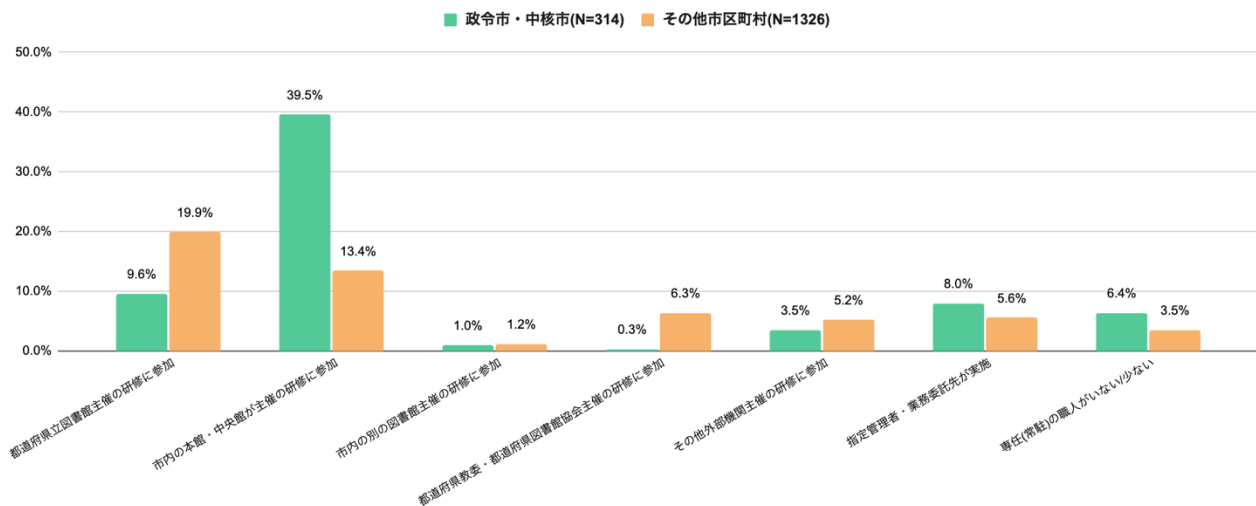
都道府県立図書館で研修を主催していない理由は、先述のとおり同都道府県内の別の都道府県立図書館が主催している、都道府県図書館協会が主催しているという回答だった。

政令市・中核市立図書館、その他市区町村立図書館が研修を主催していない理由として「その他」という回答がそれぞれ 69.4%、60.6%だった。その他の内訳として最も多かったのは、政令市・中核市立図書館は「本館・中央図書館が主催の研修に参加しているため」で 39.5%、その他市区町村立図書館は「都道府県立図書館主催の研修に参加しているため」で 19.9%だった。

図表 2-3-1A 政令市・中核市立図書館、その他市区町村立図書館が研修を主催していない理由



図表 2-3-1B 政令市・中核市立図書館、その他市区町村立図書館が研修を主催していないその他の理由の内訳

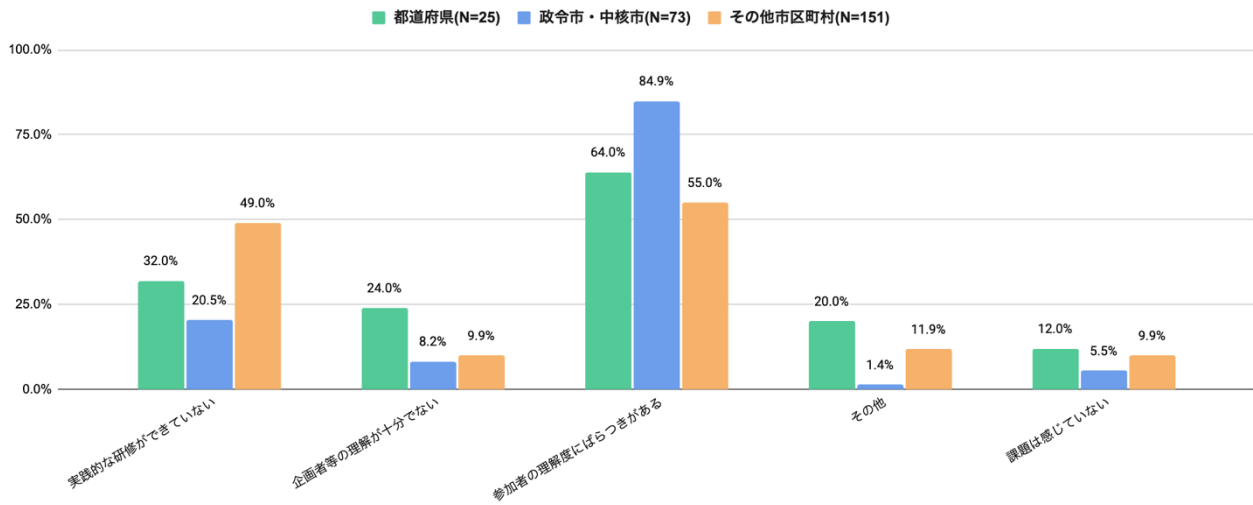


➤ デジタル社会への対応に係る研修

☆ 実施に際して感じている課題

デジタル社会への対応に係る研修を実施している都道府県立図書館、政令市・中核市立図書館、その他市区町村立図書館のうち、課題を感じていないのはそれぞれ12.0%、5.5%、9.9%のみであり、大半の図書館が実施に際して課題を感じていた。最も回答が多かったのは「研修参加者のデジタル社会へ対応への理解度にばらつきがある」であり、都道府県立図書館の64.0%、政令市・中核市立図書館の84.9%、その他市区町村立図書館の55.0%が課題として感じていた。

図表 2-3-2 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村立図書館主催の  
デジタル社会への対応に係る研修の実施に際して感じている課題（複数回答可）



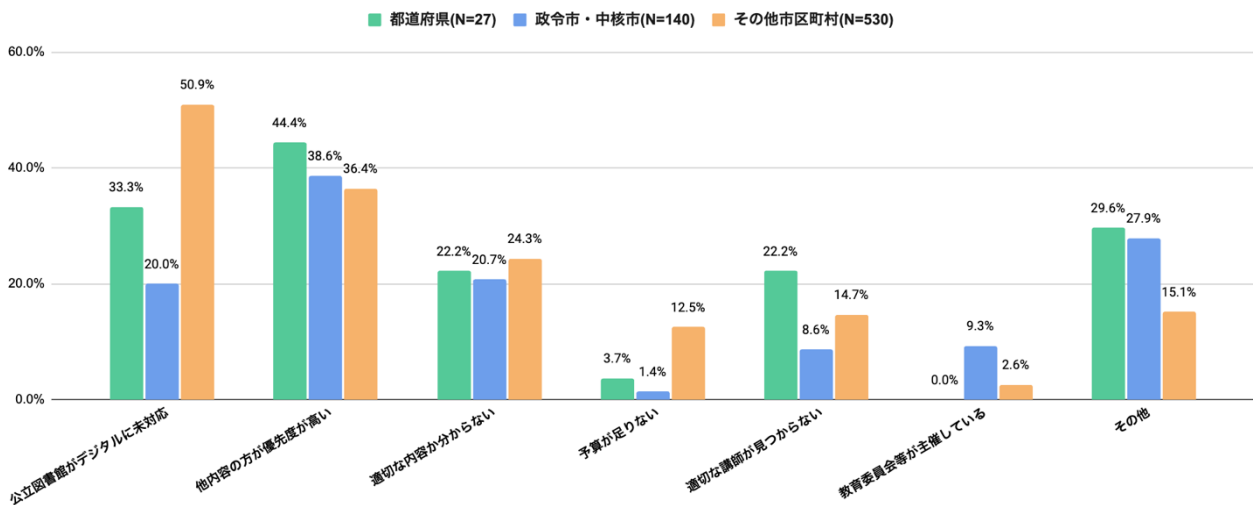
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 基礎的な研修ができていない: 基礎的な内容のインプットに留まり実践的な研修ができていない
- 企画者の理解が十分でない: 研修の企画者等がデジタル社会への対応に関して十分に理解していない
- 参加者の理解度にばらつきがある: 研修参加者のデジタル社会へ対応への理解度にばらつきがある

#### ◇ 実施していない理由

都道府県立図書館、政令市・中核市立図書館がデジタル社会への対応に係る研修を実施していない理由としては「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が最も多く、それぞれ 44.4%、38.6%だった。その他市区町村立図書館が実施していない理由としては「公立図書館における ICT 環境の整備等デジタル社会への対応がまだできていない」が最も多く、50.9%だった。

図表 2-3-3 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村立図書館主催の  
デジタル社会への対応に係る研修を実施していない理由（複数回答可）



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

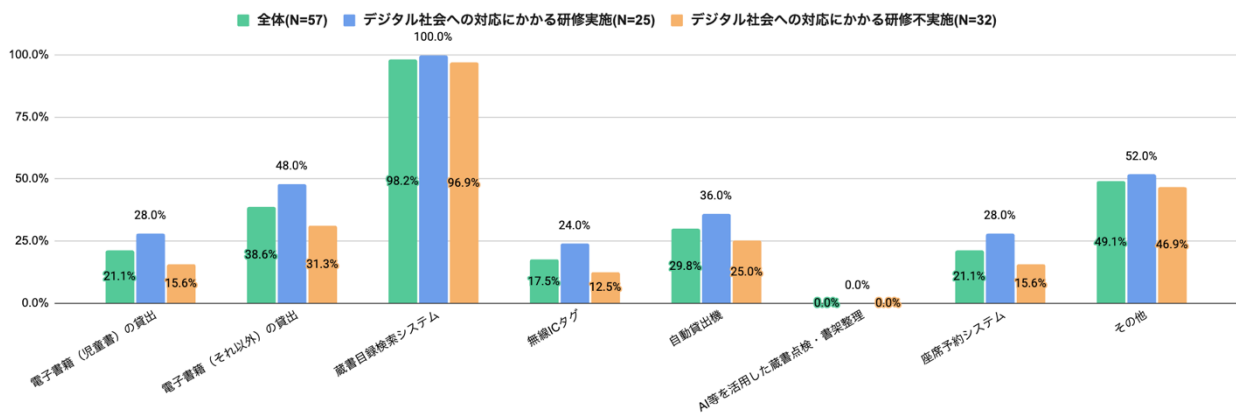
公立図書館がデジタルに未対応:公立図書館における ICT 環境の整備等デジタル社会への対応がまだできていない  
 他内容の方が優先度が高い:上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い  
 適切な内容が分からない:上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない  
 予算が足りない:上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない  
 適切な講師が見つからない:上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない  
 教育委員会が主催している:上記内容に関する研修は教育委員会等が主催している

◇ 公立図書館における ICT の活用やデジタル化の状況とのクロス分析

都道府県立図書館、政令市・中核市立図書館、その他市区町村立図書館における ICT の活用やデジタル化の状況を、デジタル社会への対応に係る研修実施館、同内容の研修不実施館で比較した。

都道府県立図書館では、回答館全体と研修実施館の ICT の活用やデジタル化の状況の差が 10%以上ある項目はなかった。一方で研修実施館と研修不実施館を比較すると「電子書籍(その他)の貸出」で最も差が大きく 16.7%あり、その他の多くの項目でも 10%以上の差があることが分かった。

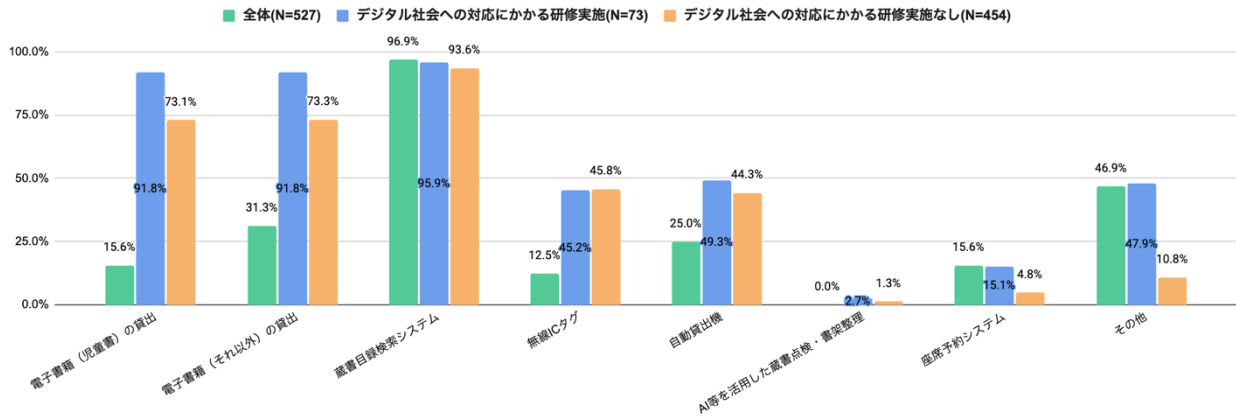
図表 2-3-4 都道府県立図書館における ICT の活用やデジタル化の状況とデジタル社会への対応に係る研修実施有無のクロス分析



政令市・中核市立図書館では、「電子書籍(児童書)の貸出」における研修実施館と不実施館の差が最も大きく 18.7%差があった。また「電子書籍(それ以外)の貸出」でもその差は大きく、18.5%あった。

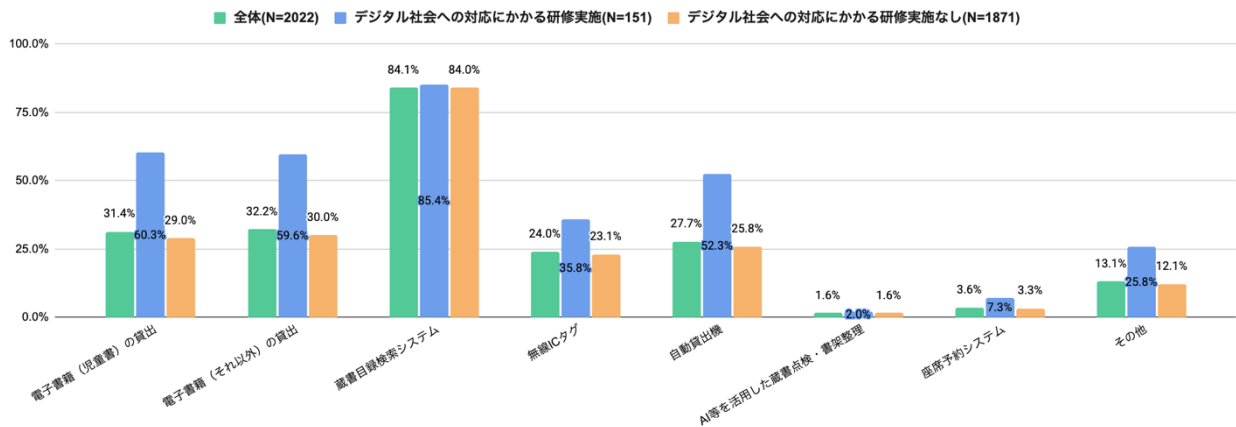


図表 2-3-5 政令市・中核市立図書館における ICT の活用やデジタル化の状況と  
デジタル社会への対応に係る研修実施有無のクロス分析



その他市区町村立図書館では「電子書籍（児童書）の貸出」で研修実施館と不実施館の差が31.3%あった。また「電子書籍（それ以外）の貸出」でも研修実施館と不実施館の差が29.6%あった。その他の多くの項目でも10%以上の差があった。

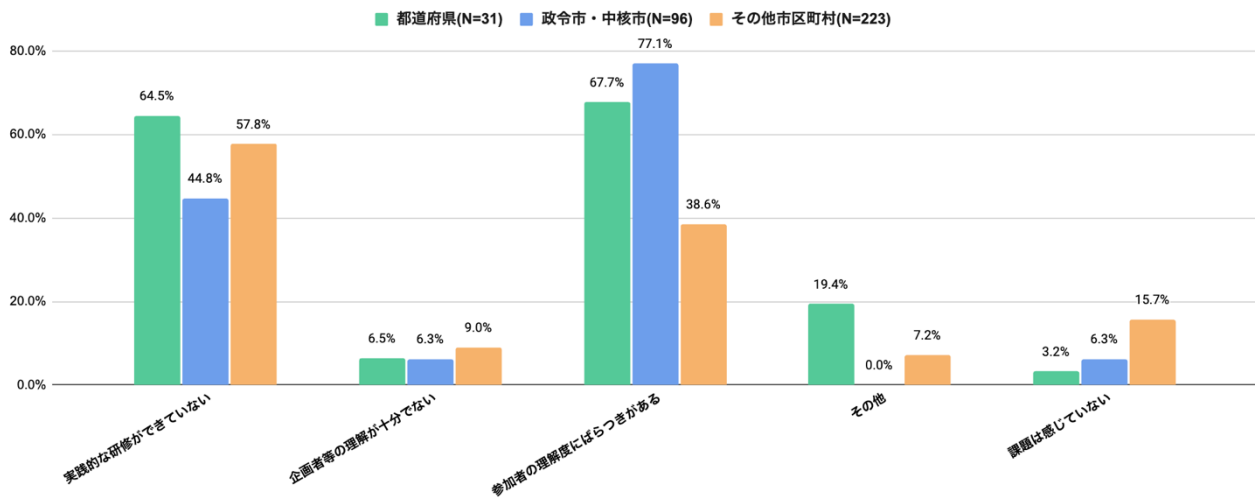
図表 2-3-6 その他市区町村立図書館における ICT の活用やデジタル化の状況と  
デジタル社会への対応に係る研修実施有無のクロス分析



- 障害者サービスに係る研修
- ◇ 実施に際して感じている課題

障害者サービスに係る研修を実施している都道府県立図書館、政令市・中核市立図書館、その他市区町村立図書館のうち、課題を感じていないのはそれぞれ 3.2%、6.3%、15.7%のみであり、大半の図書館が実施に際して課題を感じていた。都道府県立図書館、政令市・中核市立図書館が感じている課題として最も多かったのは「研修参加者の障害者サービスへの理解度にばらつきがある」であり、それぞれ 67.7%、77.1%が回答していた。またその他市区町村立図書館においては「基礎内容のインプットに留まっており、実践的な研修ができていない」という回答が最も多く、57.8%だった。

図表 2-3-7 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村立図書館主催の研修における  
障害者サービスに係る研修の実施に際して感じている課題



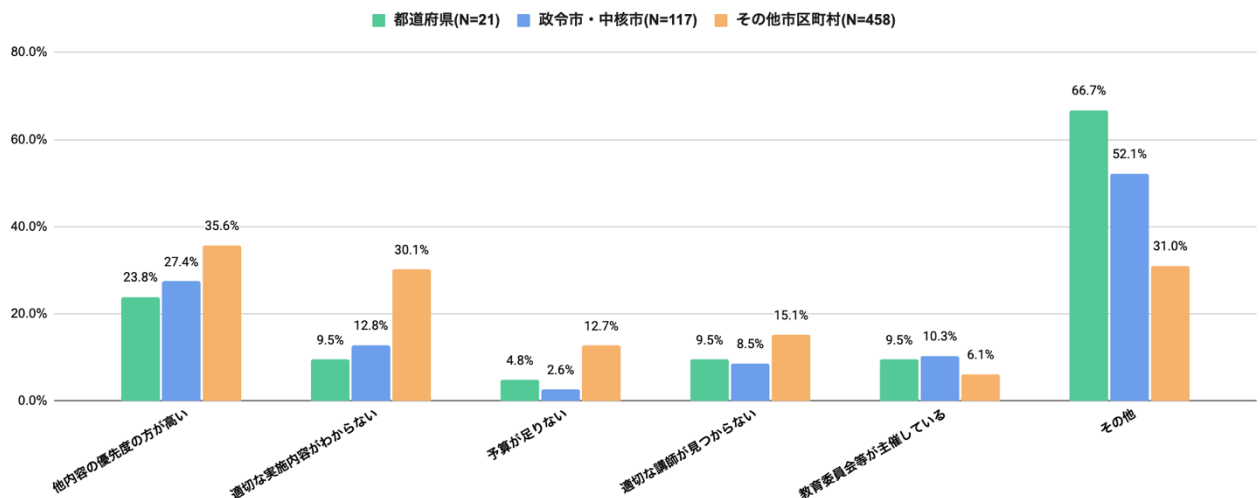
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 実践的な研修ができていない:基礎内容のインプットに留まっており、実践的な研修ができていない
- 企画者等の理解が十分でない:研修の企画者等が障害者サービスに関して十分に理解していない
- 参加者の理解度にばらつきがある:研修参加者の障害者サービスへの理解度にばらつきがある

◇ 実施していない理由

都道府県立図書館、政令市・中核市立図書館が障害者サービスに係る研修を実施していない理由として「その他」という回答が最も多く、それぞれ66.7%、52.1%だった。内訳としては「令和3年度または4年度に実施したため、令和5年度の実施はなし」という回答が多くを占めていた。またその他市区町村立図書館では「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が最も多く35.6%だった。

図表 2-3-8 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村立図書館主催の研修における  
障害者サービスに係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

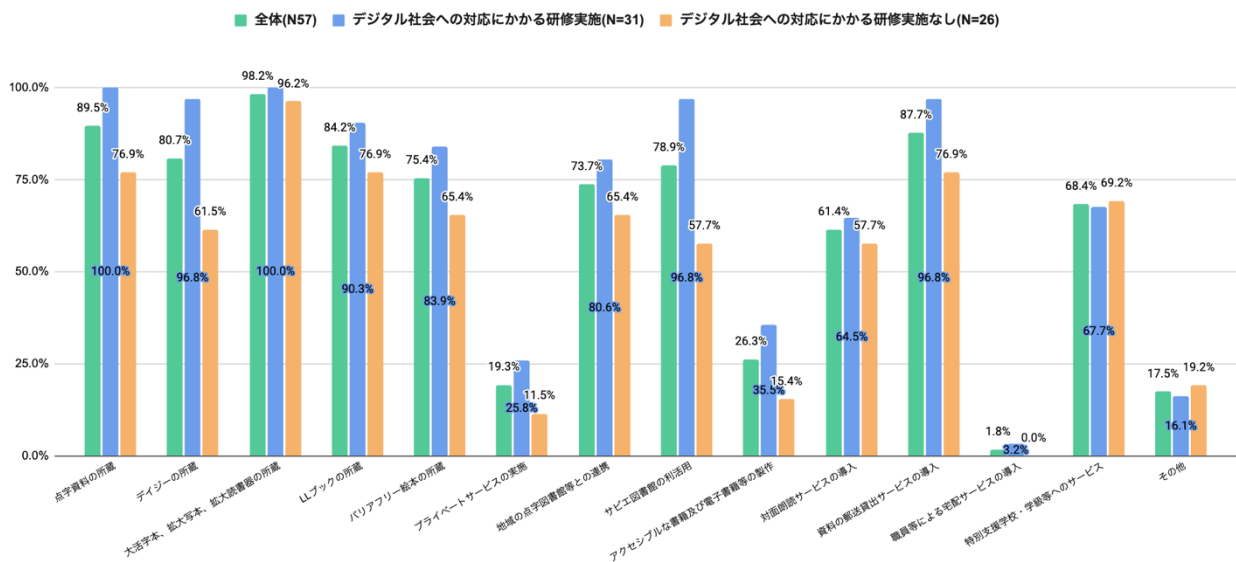
他内容の優先度の方が高い：上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い  
 適切な実施内容が分からない：上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない  
 予算が足りない：上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない  
 適切な講師が見つからない：上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない  
 教育委員会が主催している：上記内容に関する研修は教育委員会等が主催している

◇ 公立図書館における障害者の読書環境の整備状況とのクロス分析

都道府県立図書館、政令市・中核市立図書館、その他市区町村立図書館における障害者の読書環境の整備状況を、デジタル社会への対応に係る研修実施館、同内容の研修不実施館で比較した。

都道府県立図書館では、研修実施館と研修不実施館を比較すると多くの項目で10%以上の差があった。最も差が大きかったのは「サピエ図書館、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの利活用」で39.1%の差があった。

図表 2-3-9 都道府県立図書館における障害者の読書環境の整備状況と障害者サービスに係る研修実施有無のクロス分析

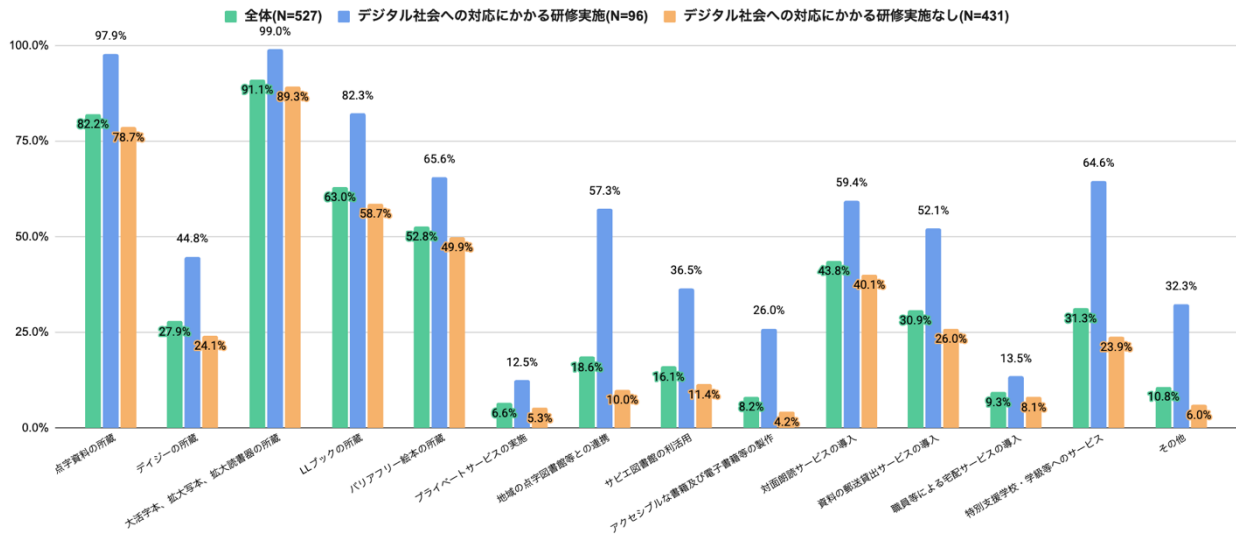


※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 点字資料、点訳絵本(冊子)、点字つき絵本等の所蔵
- 音声/テキスト/マルチメディアデジターの所蔵
- 大活字本、拡大写本、拡大読書器の所蔵
- LLブックの所蔵
- 布の絵本、さわる絵本、その他バリアフリー絵本の所蔵
- プライベートサービスの実施
- 地域の点字図書館等との連携
- サピエ図書館、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの利活用
- アクセシブルな書籍及び電子書籍等の製作
- 対面朗読サービスの導入
- 資料の郵送貸出サービスの導入
- 職員等による宅配サービスの導入
- 特別支援学校・学級等へのサービス

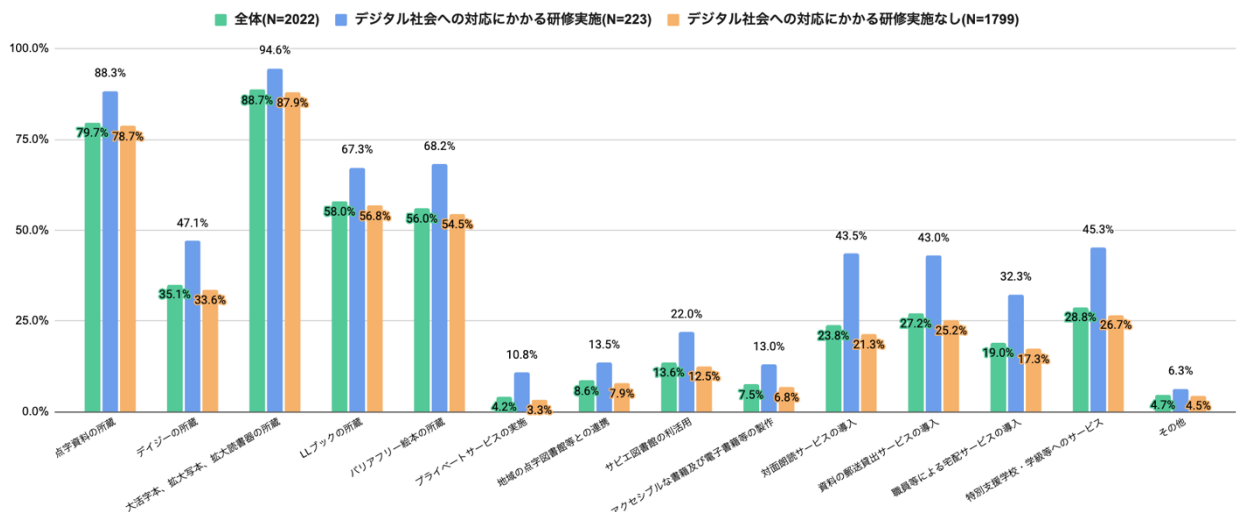
政令市・中核市立図書館では都道府県立図書館と比較して、多くの項目で研修実施館と不実施館の差が大き  
く表れた。最も差が大きかったのは「地域の点字図書館等との連携」で47.3%の差があった。

図表 2-3-10 政令市・中核市立図書館における障害者の読書環境の整備状況と  
障害者サービスに係る研修実施有無のクロス分析



その他市区町村立図書館では政令市・中核市立図書館と比較して、研修実施館と不実施館の差が見られな  
かった。最も差が大きかったのは「対面朗読サービスの導入」で、研修実施館と不実施館で22.2%の差があった。

図表 2-3-11 その他市区町村立図書館における障害者の読書環境の整備状況と  
障害者サービスに係る研修実施有無のクロス分析

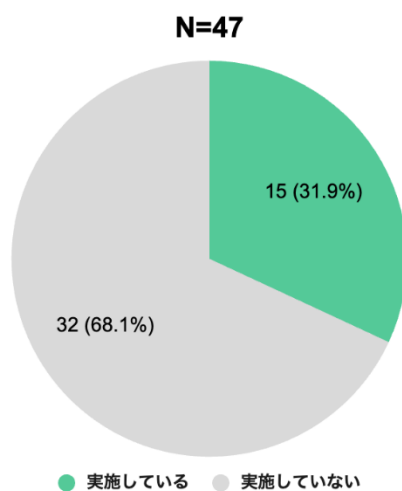


● 教育委員会公立図書館所管課主催の研修

➤ 研修の主催有無

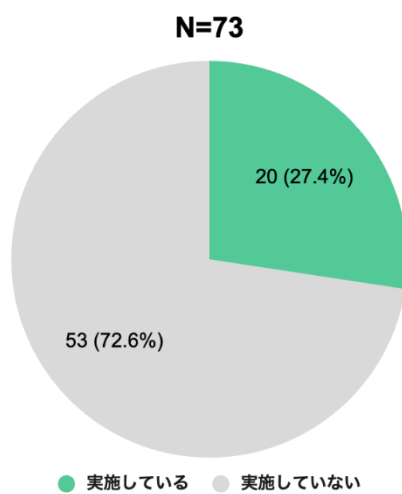
31.9%にあたる15都道府県の教育委員会公立図書館所管課が研修を主催していた。

図表 2-3-12 都道府県教育委員会公立図書館所管課の研修主催有無



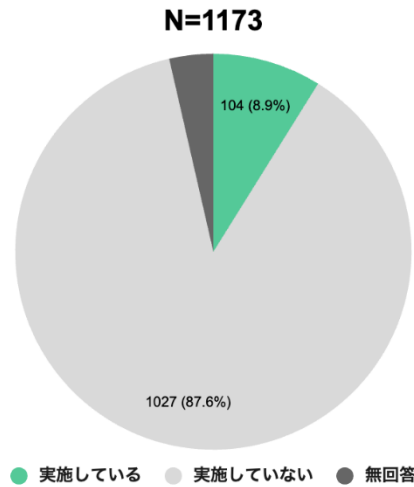
27.4%にあたる 20 政令市・中核市の教育委員会公立図書館所管課が研修を主催していた。

図表 2-3-13 政令市・中核市教育委員会公立図書館所管課の研修主催有無



8.9%にあたる 104 のその他市区町村の教育委員会公立図書館所管課が研修を主催していた。

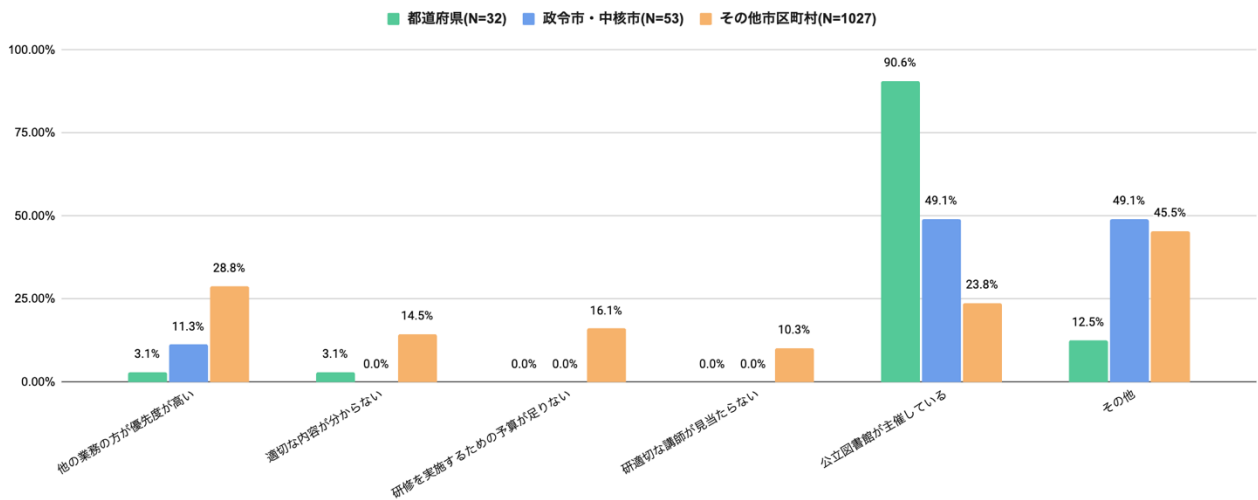
図表 2-3-14 政令市・中核市教育委員会公立図書館所管課の研修主催有無



➤ 研修を主催していない理由

最も多かったのは「公立図書館が主催している」で、主催していない都道府県の 90.6%、政令市・中核市の 49.1%、その他市区町村の 23.8%が回答した。また政令市・中核市、その他市区町村では「その他」という回答も多く、その内訳は公立図書館以外の外部団体の研修に参加しているという回答がほとんどだった。

図表 2-3-15 教育委員会公立図書館所管課が研修を主催していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

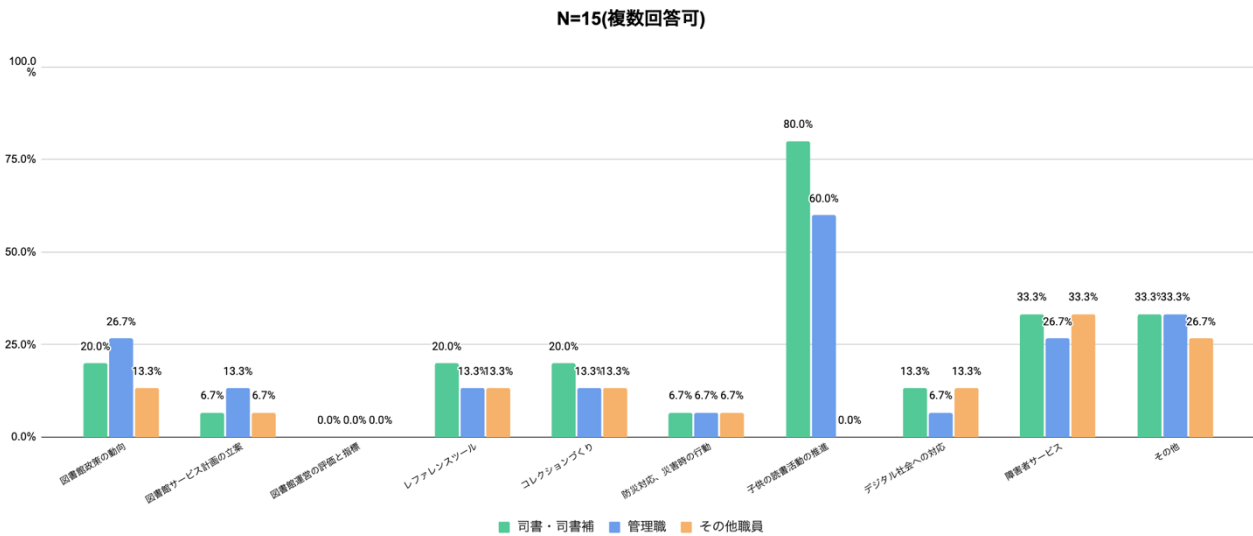
- 研修よりも他の業務の方が優先度が高い
- 研修を実施するにあたりどのような内容を実施すればよいか分からない
- 研修を実施するための予算が足りない
- 研修を実施するための適切な講師が見当たらない
- 公立図書館が主催している

➤ 研修の実施内容

都道府県が最も多く実施しているのは「子供の読書活動推進」で、司書・司書補に対して 80.0%が、管理職に対して 60.0%が実施していた。

デジタル社会への対応に係る研修は司書・司書補に対して 13.3%、管理職に対して 6.7%、その他職員に対して 13.3%が実施しており、重複を除いた実都道府県数は 2 だった。また障害者サービスに係る研修は司書・司書補に対して 33.3%、管理職に対して 26.7%、その他職員に対して 33.3%が実施しており、重複を除いた実都道府県数は 6 だった。

図表 2-3-16 都道府県教育委員会公立図書館所管課が主催する研修の実施内容



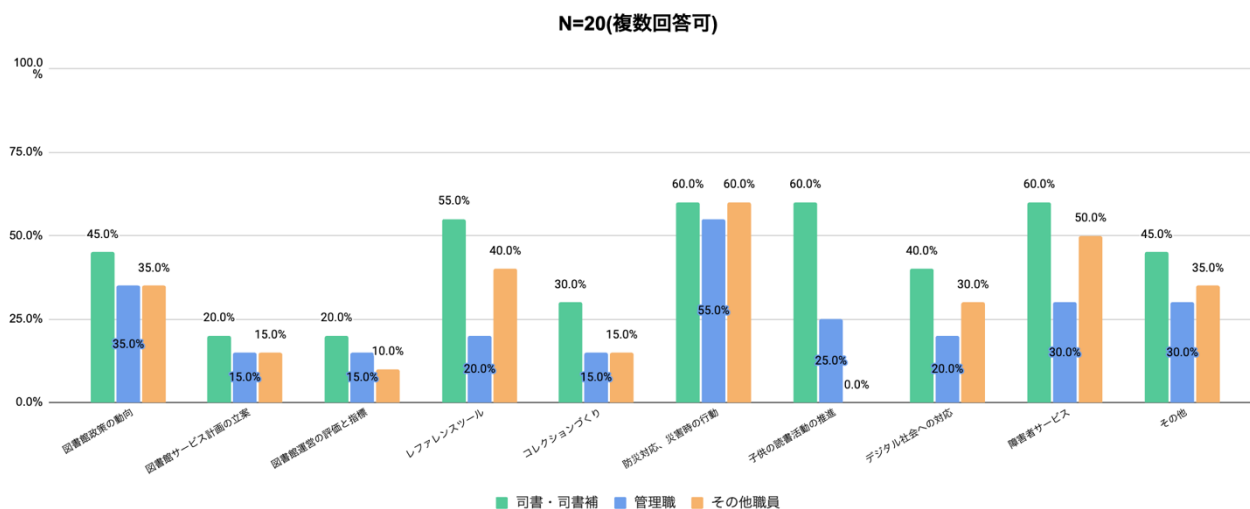
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 図書館政策の動向と図書館経営
- 図書館サービス計画の立案と策定
- 図書館運営の評価と指標
- レファレンスツール(評価・インタビュー方法等)
- コレクションづくり(考え方・実践方法等)
- 図書館の防災対応、災害時の行動
- 子供の読書活動の推進
- ICTを活用したサービスの提供等デジタル社会への対応
- 障害者サービス(子供を含む)
- その他

政令市・中核市が最も多く実施しているのは「図書館の防災対応、災害時の行動」で、司書・司書補に対して 60.0%が、管理職に対して 55.0%、その他職員に対して 60.0%が実施していた。

デジタル社会への対応に係る研修は司書・司書補に対して 40.0%、管理職に対して 20.0%、その他職員に対して 30.0%が実施しており、実市数は8市だった。また障害者サービスに係る研修は司書・司書補に対して 60.0%、管理職に対して 30.0%、その他職員に対して 50.0%が実施しており、重複を除いた実市数は12市だった。

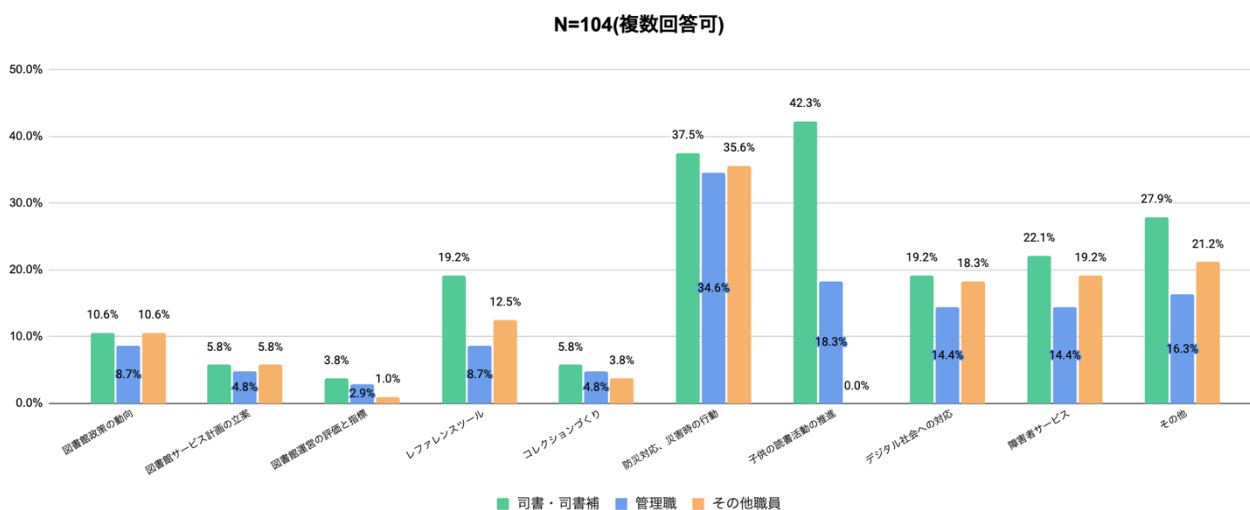
図表 2-3-17 政令市・中核市教育委員会公立図書館所管課が主催する研修の実施内容



その他市区町村が最も実施しているのは、政令市・中核市と同じく「図書館の防災対応、災害時の行動」で、司書・司書補に対して 37.5%、管理職に対して 34.6%、その他職員に対して 35.6%が実施していた。

デジタル社会への対応に係る研修は司書・司書補に対して 19.2%、管理職に対して 14.4%、その他職員に対して 18.3%が実施しており、重複を除いた実市区町村数は 21 だった。また障害者サービスに係る研修は司書・司書補に対して 22.1%、管理職に対して 14.4%、その他職員に対して 19.2%が実施しており、重複を除いた実市区町村数は 24 だった。

図表 2-3-18 その他市区町村教育委員会公立図書館所管課が主催する研修の実施内容



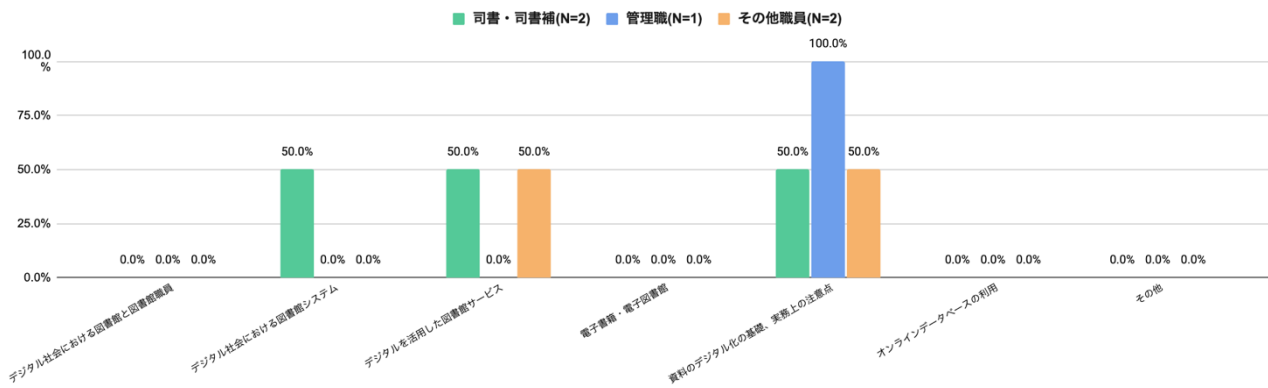


➤ デジタル社会への対応にかかる研修

◇ 研修の具体的内容

都道府県では「デジタル社会における図書館システムの機能や要件」や「デジタルを活用した図書館サービス」、「資料のデジタル化の基礎、実務上の注意点」という回答があった。

図表 2-3-19 都道府県教育委員会公立図書館所管課が主催するデジタル社会への対応に係る研修の具体的内容

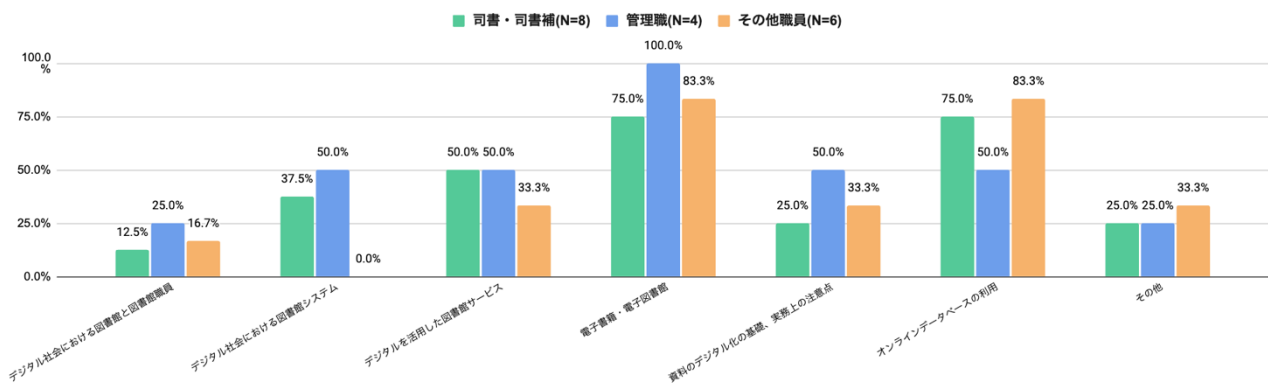


※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- デジタル社会における図書館と図書館職員のあり方
- デジタル社会における図書館システムの機能や要件
- デジタルを活用した図書館サービス
- 電子書籍・電子図書館
- 資料のデジタル化の基礎、実務上の注意点
- オンラインデータベースの利用

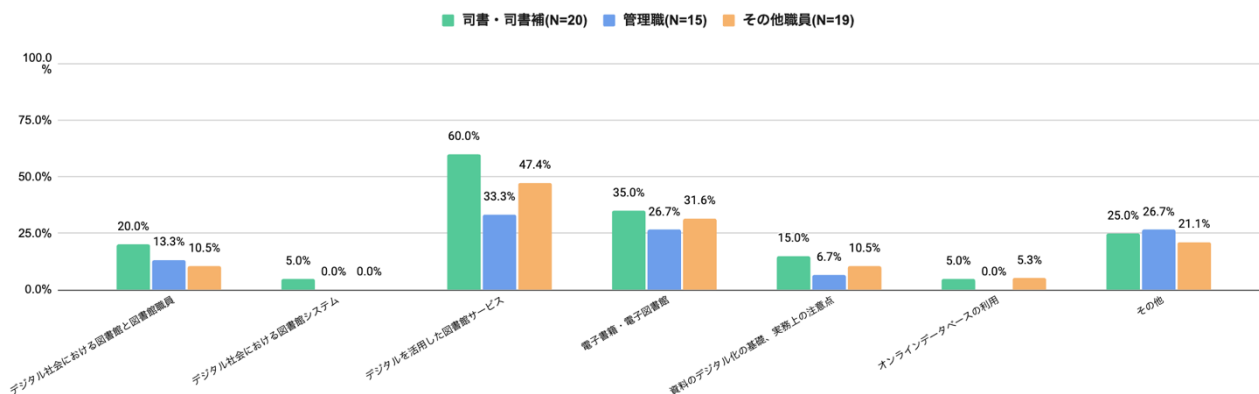
政令市・中核市が実施している内容として最も多かったのは「電子書籍・電子図書館」であり、司書・司書補に対して 75.0%、管理職に対して 100%、その他の職員に対して 83.3%が実施していた。次いで「オンラインデータベースの利用」が多く、司書・司書補に対して 75.0%、管理職に対して 50.0%、その他職員に対して 83.3%が実施していた。

図表 2-3-20 政令市・中核市教育委員会公立図書館所管課が主催するデジタル社会への対応に係る研修の具体的内容



その他市区町村が実施している内容として最も多かったのは「デジタルを活用した図書館サービス」であり、司書・司書補に対して 60.0%、管理職に対して 33.3%、その他の職員に対して 47.4%が実施していた。次いで「電子書籍・電子図書館」の実施が多く、司書・司書補に対して 35.0%、管理職に対して 26.7%、その他職員に対して 31.6%が実施していた。

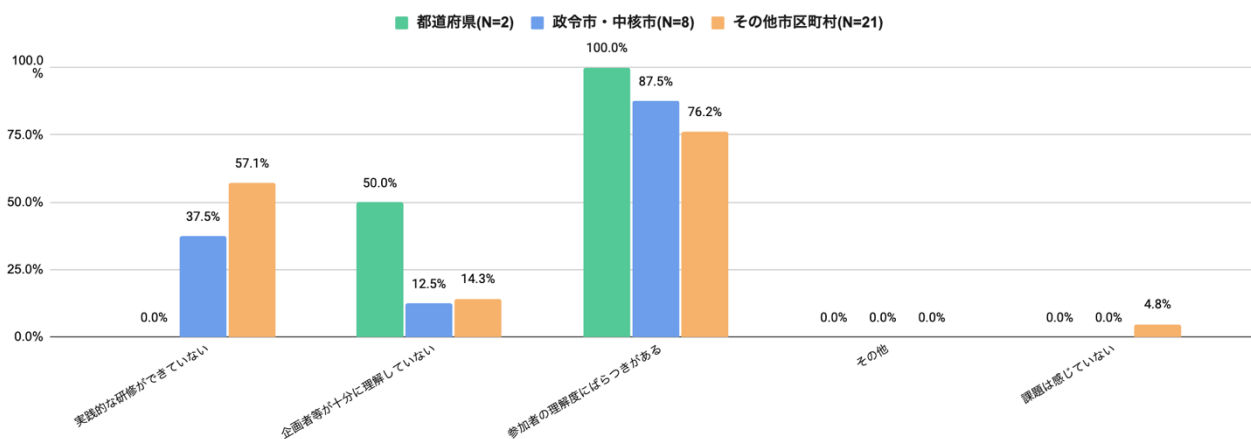
図表 2-3-21 その他市区町村教育委員会公立図書館所管課が主催するデジタル社会への対応に係る研修の具体的内容



#### ◇ 研修の実施に際しての課題

デジタル社会への対応に係る研修の実施に際して課題を感じていないという回答はその他市区町村の 4.8%のみだった。感じている課題として最も多かったのは「研修参加者のデジタル社会への対応への理解度にばらつきがある」であり、都道府県の 100%、政令市・中核市の 87.5%、その他市区町村の 76.2%が回答した。

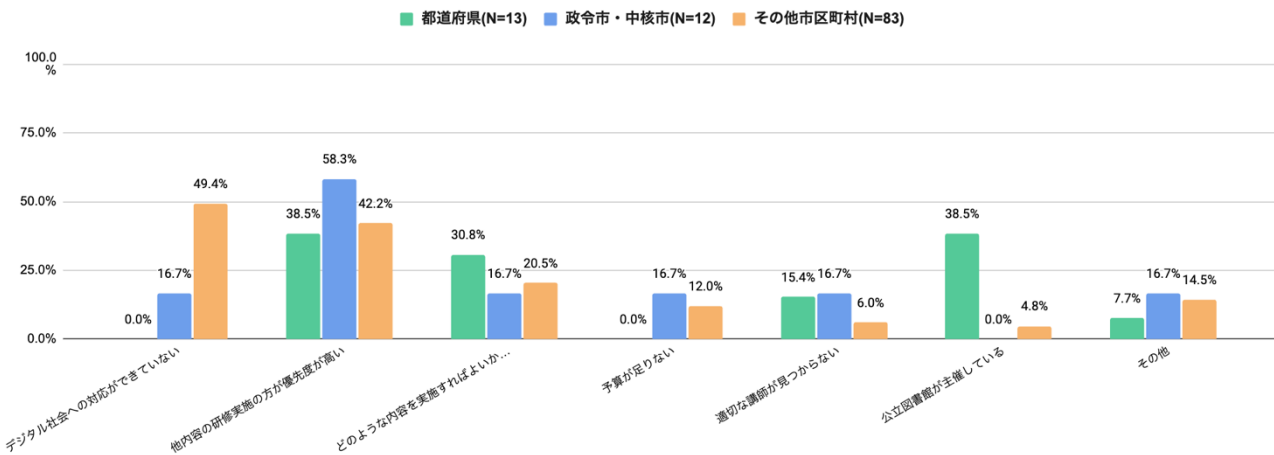
図表 2-3-22 教育委員会公立図書館所管課主催のデジタル社会への対応に係る研修の実施に際して感じている課題



◇ 研修を実施していない理由

研修を実施していない理由として最も多かったのは、都道府県と政令市・中核市では「他内容の研修実施の方が優先度が高い」でそれぞれ38.5%、58.3%だった。その他市区町村では「公立図書館におけるICT環境の整備等デジタル社会への対応がまだできていない」で49.4%だった。

図表 2-3-23 教育委員会公立図書館所管課主催のデジタル社会への対応に係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

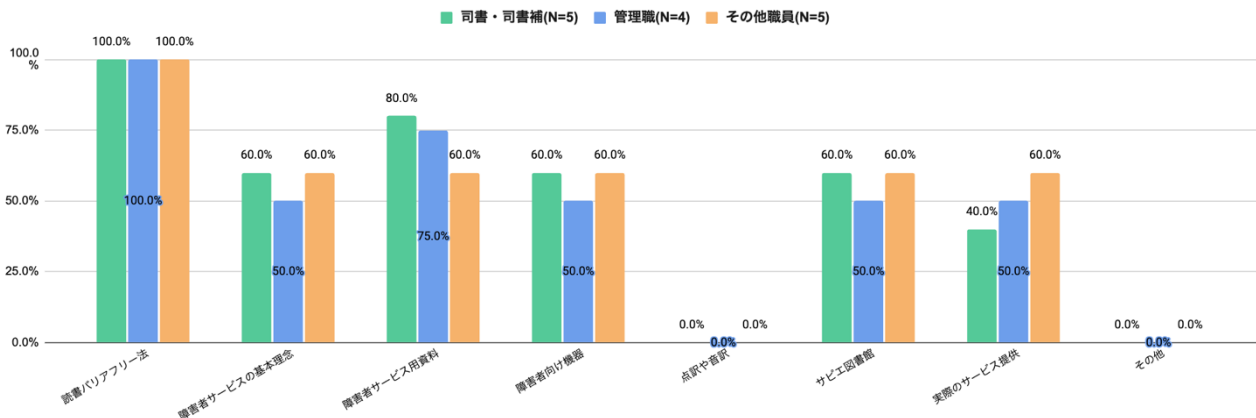
- 公立図書館におけるICT環境の整備等デジタル社会への対応がまだできていない
- 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない
- 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない
- 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない
- 上記内容に関する研修は公立図書館が主催している

➤ 障害者サービスに係る研修

◇ 研修の具体的内容

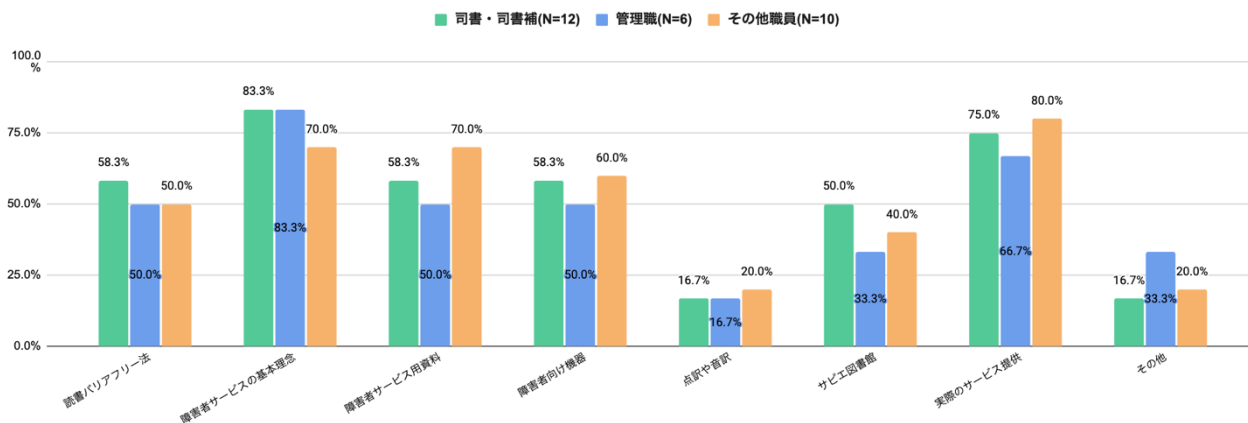
都道府県では「読書バリアフリー法」が最も多く実施されており、司書・司書補、管理職、その他職員に対して100%実施されていた。

図表 2-3-24 都道府県教育委員会公立図書館所管課が主催する障害者サービスに係る研修の具体的内容



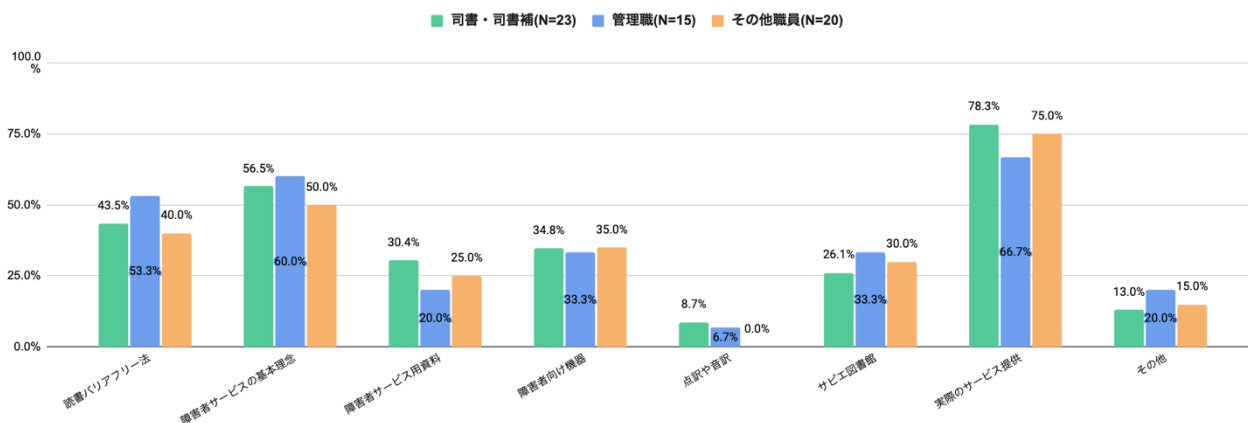
政令市・中核市では「障害者サービスの基本理念」が最も多く、司書・司書補に対して 83.3%、管理職に対して 83.3%、その他職員に対して 70.0%が実施していた。

図表 2-3-25 政令市・中核市教育委員会公立図書館所管課が主催する障害者サービスに係る研修の具体的内容



その他市区町村では「障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割」が最も多く、都道府県の 78.3%、政令市・中核市の 66.7%、その他市区町村の 75.0%が実施していた。

図表 2-3-26 その他市区町村教育委員会公立図書館所管課が主催する障害者サービスに係る研修の具体的内容



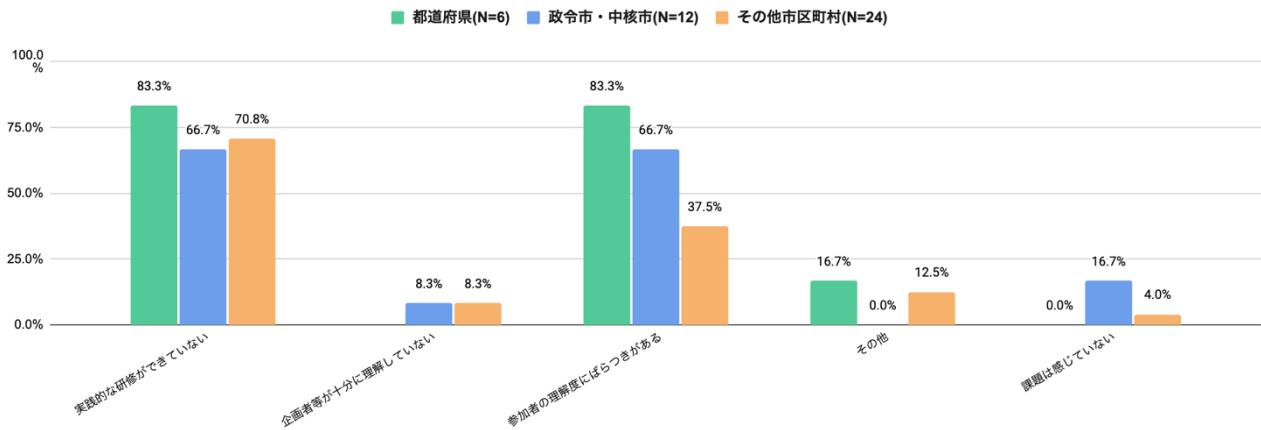
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 読書バリアフリー法
- 障害者サービスの基本理念
- 障害者サービス用資料の特徴、入手方法
- 障害者向け機器
- 点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法
- サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者専用データ送信サービスの活用
- 障害がある利用者への実際のサービス提供、職員の役割

◇ 実施に際して感じている課題

「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」という回答が最も多く、都道府県の83.3%、政令市・中核市の66.7%、その他市区町村の70.8%が感じていた。

図表 2-3-27 教育委員会公立図書館所管課が主催する障害者サービスに係る研修の実施に際して感じている課題



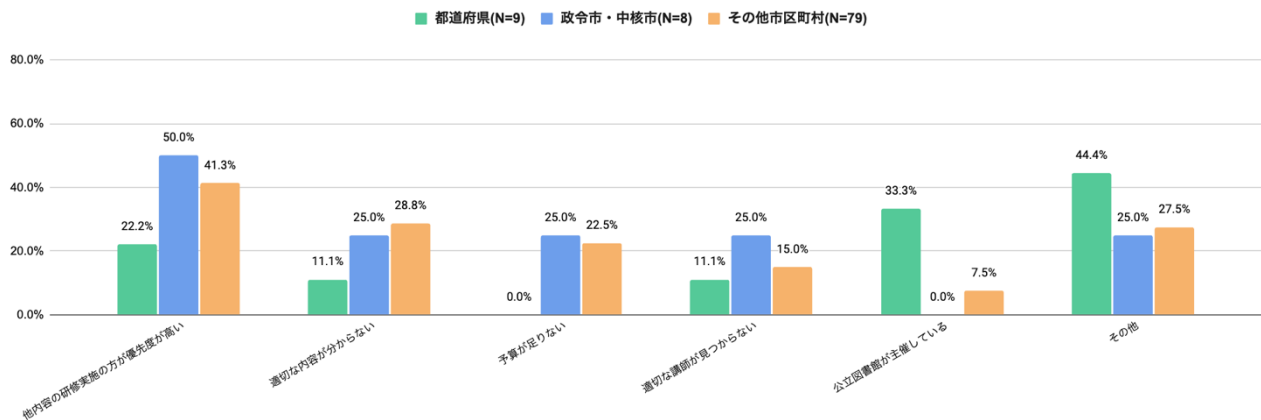
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修の企画者等が障害者サービスに関して十分に理解していない
- 研修参加者の障害者サービスへの理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

◇ 研修を実施していない理由

「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が最も多く、都道府県の22.2%、政令市・中核市の50.0%、その他市区町村の41.3%が回答した。

図表 2-3-28 教育委員会公立図書館所管課が主催する障害者サービスに係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い

上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない

上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない

上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない

上記内容に関する研修は公立図書館が主催している

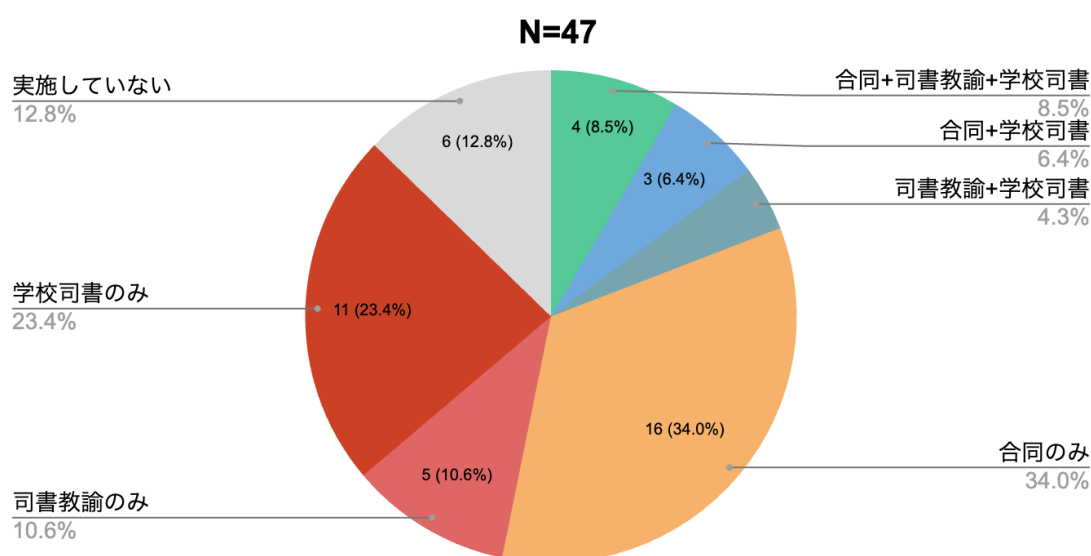
その他

## ● 教育委員会学校図書館所管課主催の研修

### ➤ 研修の主催有無

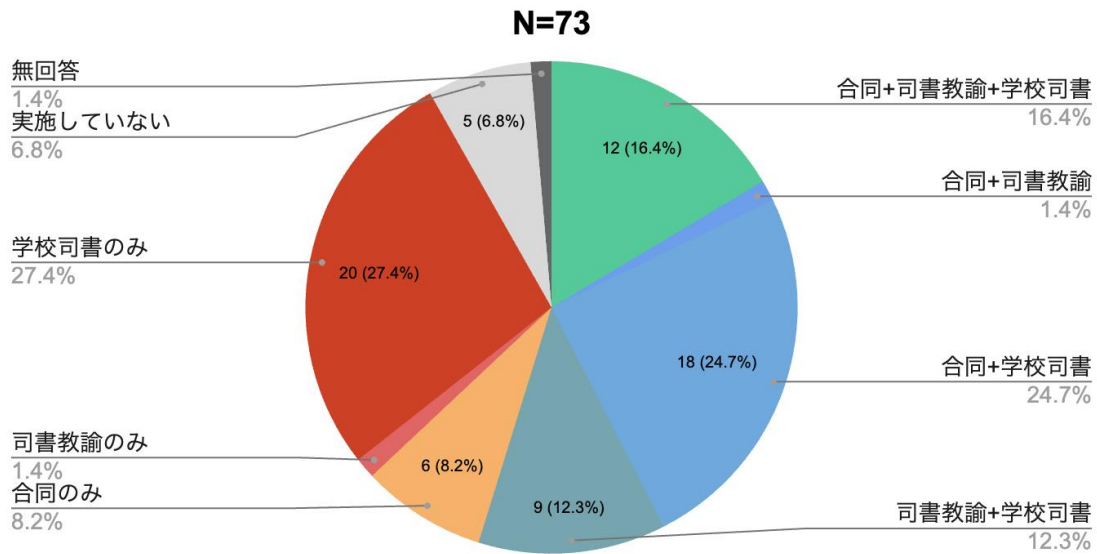
47 都道府県のうち、司書教諭・学校司書への研修を実施していない県は 12.8%あり、それ以外の 87.2%は司書教諭・学校司書のいずれか、または両方への研修を実施していた。実施している研修の内訳として最も多かったのが合同研修のみの実施で 34.0%、次いで多かったのが学校司書研修のみ実施で 23.4%だった。

図表 2-3-29 都道府県学校図書館所管課の研修主催有無と種別



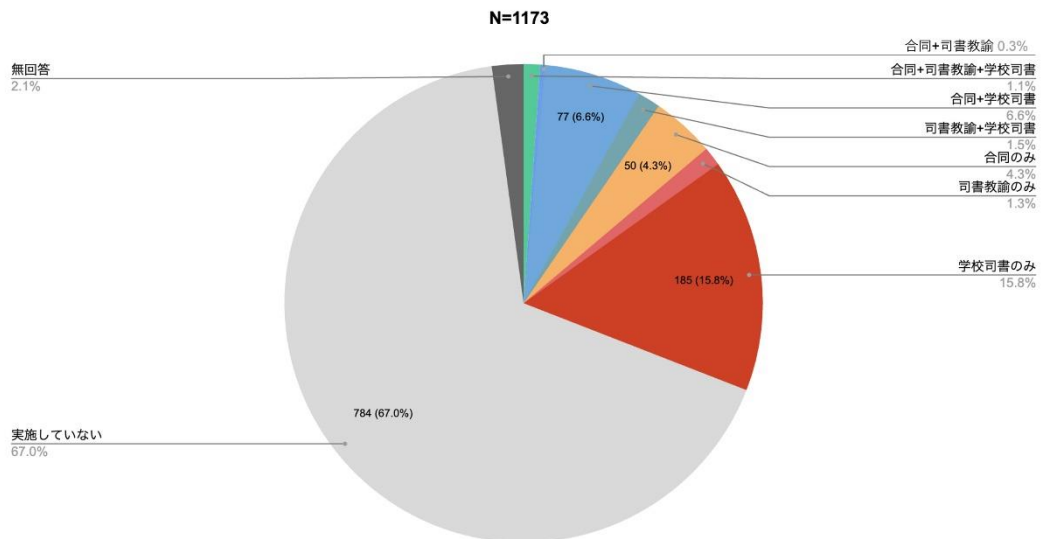
73 政令市・中核市のうち、司書教諭・学校司書への研修を実施していないのは 6.8%あり、それ以外の 93.2%は司書教諭・学校司書のいずれか、または両方への研修を実施していた。実施している研修の内訳として最も多かったのが学校司書研修のみの実施で 27.4%、次いで多かったのが合同研修と学校司書研修の実施で 24.7%だった。

図表 2-3-30 政令市・中核市学校図書館所管課の研修主催有無と種別



政令市・中核市を除く 1173 市区町村のうち、無回答を含んだ司書教諭・学校司書への研修を実施していない市区町村は 69.1%あり、都道府県や政令市・中核市と比較して多かった。実施している市区町村の研修の内訳として最も多かったのが学校司書研修のみの実施で 15.8%、次いで多かったのが合同研修と学校司書研修の実施で 6.6%だった。

図表 2-3-31 その他市区町村学校図書館所管課の研修主催有無と種別

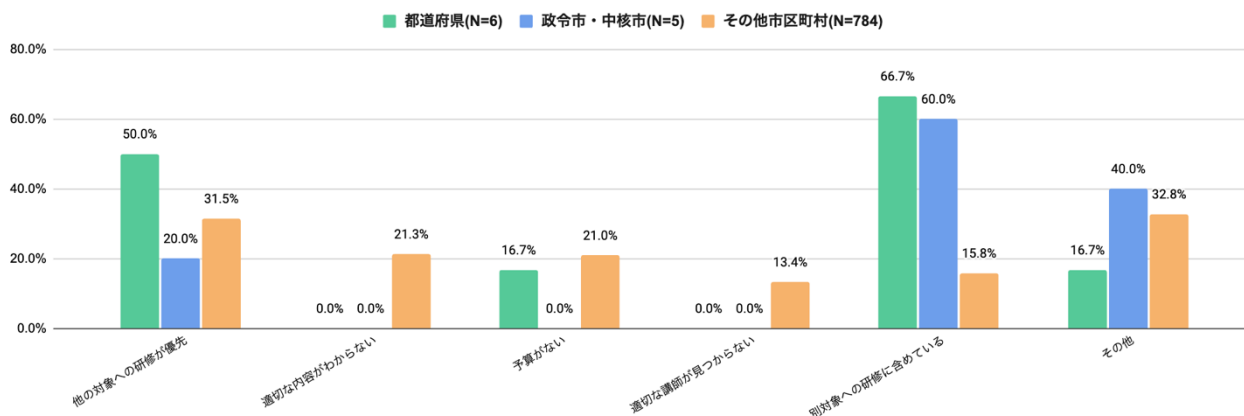


➤ 研修を実施していない理由

都道府県、政令市・中核市で司書教諭・学校司書への研修を実施していない理由として最も多かったのは「教員研修等の別の対象への研修の参加者に含める形で実施している」で、それぞれ 66.7%、60.0%だった。その

他市区町村で最も多かったのは「その他」であり、32.8%だった。その他を選択した市区町村の大半は「司書教諭・学校司書ともに発令・設置していないため」という回答であった。

図表 2-3-32 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村学校図書館所管課が研修を主催していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 他の対象への研修が優先: 司書教諭、学校司書に対する研修よりも他の対象の研修の実施の方が優先度が高い
- 定説な内容が分からない: 司書教諭、学校司書に対する研修としてどのような内容を実施すれば良いかわからない
- 予算がない: 司書教諭、学校司書に対する研修を実施するための予算がない
- 適切な講師が見つからない: 司書教諭、学校司書に対する研修を実施するための適切な講師が見つからない
- 別対象への研修に含めている: 教員研修等の別の対象への研修の参加者に含める形で実施している

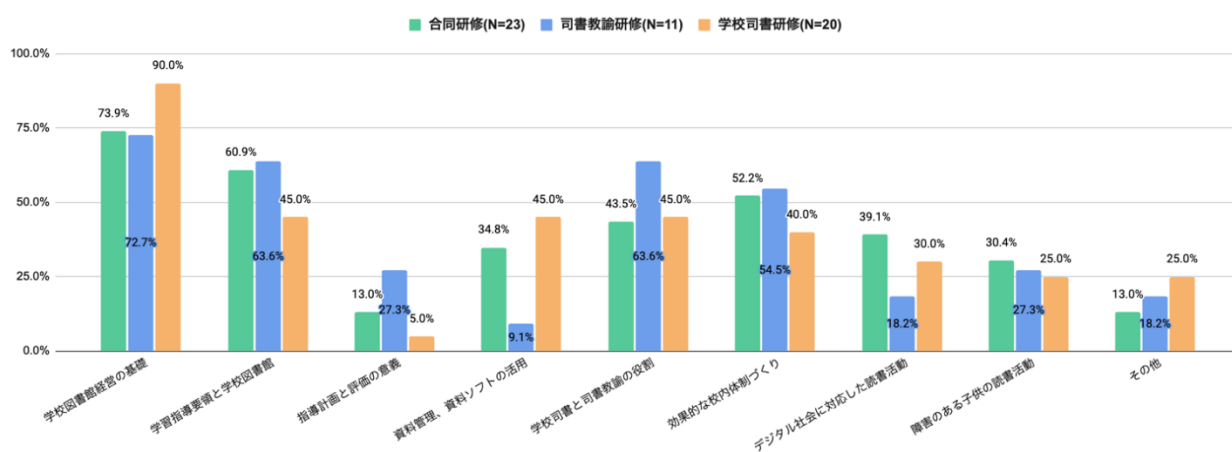
#### ➤ 研修の実施内容

都道府県の実施する司書教諭・学校司書の研修の内容で最も多かったのは、合同研修と司書教諭研修、学校司書研修の全てで「学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営」で、それぞれ 73.9%、72.7%、90.0%であった。

デジタル社会に対応した読書活動に係る研修は、合同研修で 39.1%、司書教諭研修で 18.2%、学校司書研修で 30.0%が実施されており、重複を除いた実施している実都道府県数は 12 だった。また障害のある子供の読書活動に係る研修は、合同研修で 30.4%、司書教諭研修で 27.3%、学校司書研修で 25.0%実施されており、重複を除いた実施している実都道府県数は 9 であった。



図表 2-3-33 都道府県学校図書館所管課主催の研修の実施内容（複数回答可）



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

学校図書館経営の基礎：学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営

学習指導要領と学校図書館：学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連

指導計画と評価の意義：指導計画と評価の意義、評価方法

資料管理、資料ソフトの活用：資料管理、資料ソフトの活用

学校司書と司書教諭の役割：学校司書と司書教諭の役割と協働

効果的な体制づくり：効果的な校内体制づくり、教職員との連携

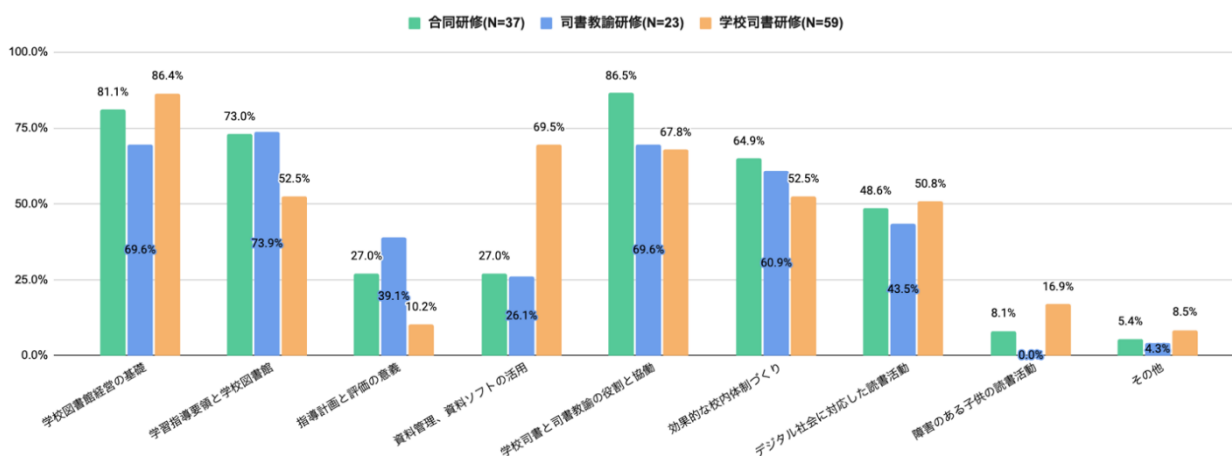
デジタル社会に対応した読書活動：ICT環境の整備と活用等、デジタル社会に対応した読書活動

障害のある子供の読書活動：障害のある子供（児童生徒）の読書活動

政令市・中核市の実施する司書教諭・学校司書の研修の内容で最も多かったのは、合同研修では「学校司書と司書教諭の役割と協働」で 86.5%、司書教諭研修と学校司書研修では「学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営」でそれぞれ 69.6%、86.4%だった。

デジタル社会に対応した読書活動に係る研修は、合同研修で 48.6%、司書教諭研修で 43.5%、学校司書研修で 50.8%実施と都道府県より高い数値となり、重複を除いた実施している実市数は 39 市だった。また障害のある子供の読書活動に係る研修は、司書教諭研修では実施されておらず、合同研修で 8.1%、学校司書研修で 16.9%実施されており、重複を除いた実施している実市数は 11 市であった。

図表 2-3-34 政令市・中核市学校図書館所管課主催の研修の実施内容（複数回答可）



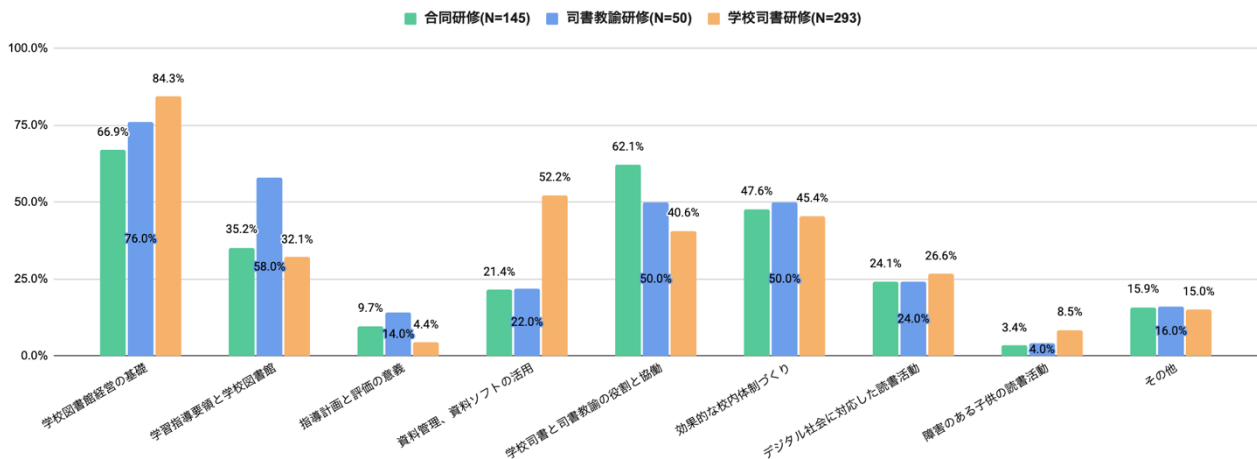
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 学校図書館経営の基礎:学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営
- 学習指導要領と学校図書館:学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連
- 指導計画と評価の意義:指導計画と評価の意義、評価方法
- 資料管理、資料ソフトの活用:資料管理、資料ソフトの活用
- 学校司書と司書教諭の役割:学校司書と司書教諭の役割と協働
- 効果的な体制づくり:効果的な校内体制づくり、教職員との連携
- デジタル社会に対応した読書活動:ICT環境の整備と活用等、デジタル社会に対応した読書活動
- 障害のある子供の読書活動:障害のある子供(児童生徒)の読書活動

その他市区町村の実施する司書教諭・学校司書の研修の内容で最も多かったのは、合同研修と司書研修、学校司書研修の全てで「学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営」であり、それぞれ 66.9%、76.0%、84.3%だった。

デジタル社会に対応した読書活動に係る研修は、合同研修で 24.1%、司書教諭研修で 24.0%、学校司書研修で 26.6%であり、重複を除いた実施している実市区町村数は 103 だった。また障害のある子供の読書活動に係る研修は、合同研修で 3.4%、司書教諭研修で 4.0%、学校司書研修で 8.5%実施されており、重複を除いた実施している実市区町村数は 28 だった。

図表 2-3-35 その他市区町村学校図書館所管課主催の研修の実施内容(複数回答可)



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

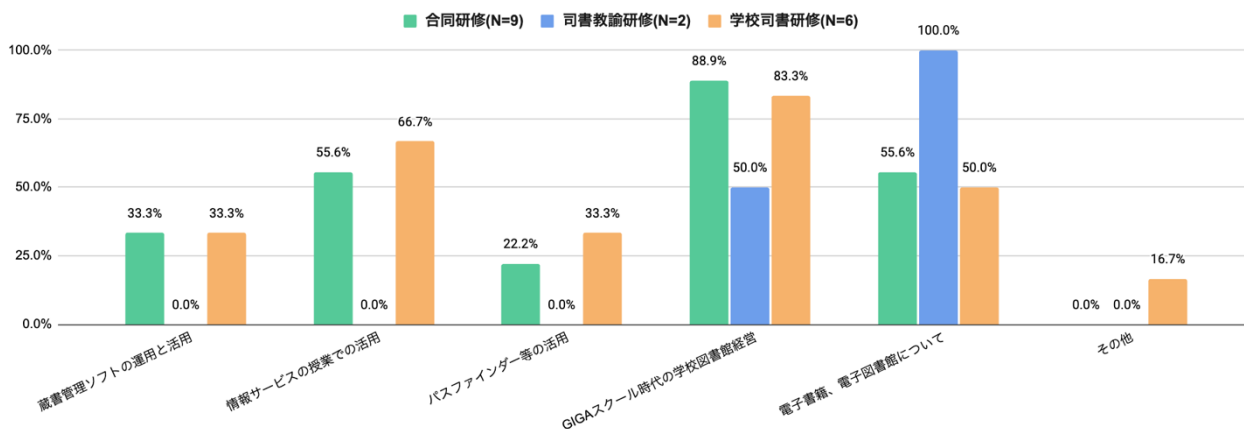
- 学校図書館経営の基礎:学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営
- 学習指導要領と学校図書館:学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連
- 指導計画と評価の意義:指導計画と評価の意義、評価方法
- 資料管理、資料ソフトの活用:資料管理、資料ソフトの活用
- 学校司書と司書教諭の役割:学校司書と司書教諭の役割と協働
- 効果的な体制づくり:効果的な校内体制づくり、教職員との連携
- デジタル社会に対応した読書活動:ICT環境の整備と活用等、デジタル社会に対応した読書活動
- 障害のある子供の読書活動:障害のある子供(児童生徒)の読書活動

➤ デジタル社会に対応した読書活動

◇ 研修の具体的な内容

都道府県が実施する具体的な内容で最も多かったのは、合同研修と学校司書研修では「GIGA スクール時代の学校図書館経営」であり、それぞれ 88.9%、83.3%、司書教諭研修では「電子書籍電子図書館」であり、100%が実施していた。

図表 2-3-36 都道府県学校図書館所管課が主催するデジタル社会に対応した読書活動に係る研修の具体的な内容

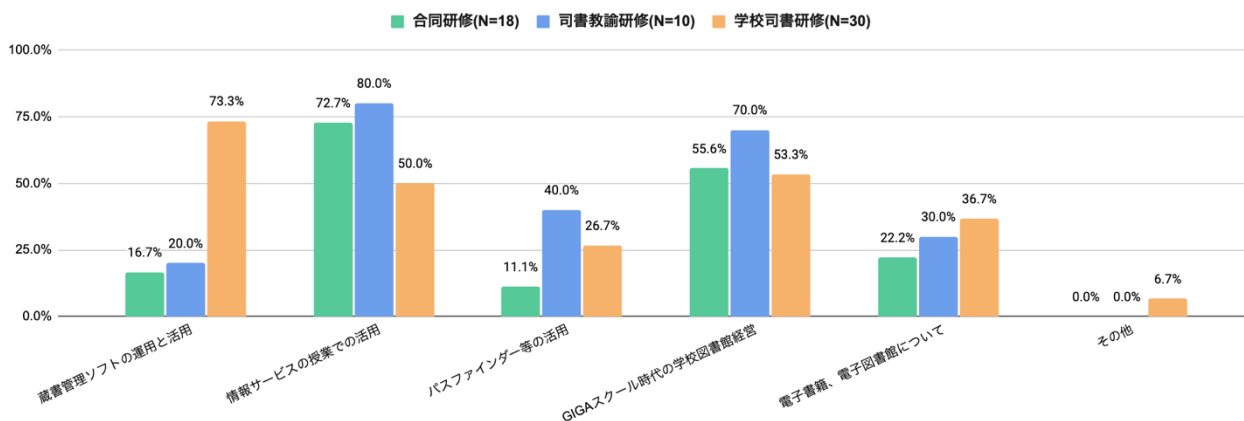


※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 蔵書管理ソフトの運用と活用
- 情報サービスの必要性と種類、授業での活用
- パスファインダー等の作成の仕方と活用
- GIGA スクール時代の学校図書館経営
- 電子書籍、電子図書館について
- その他

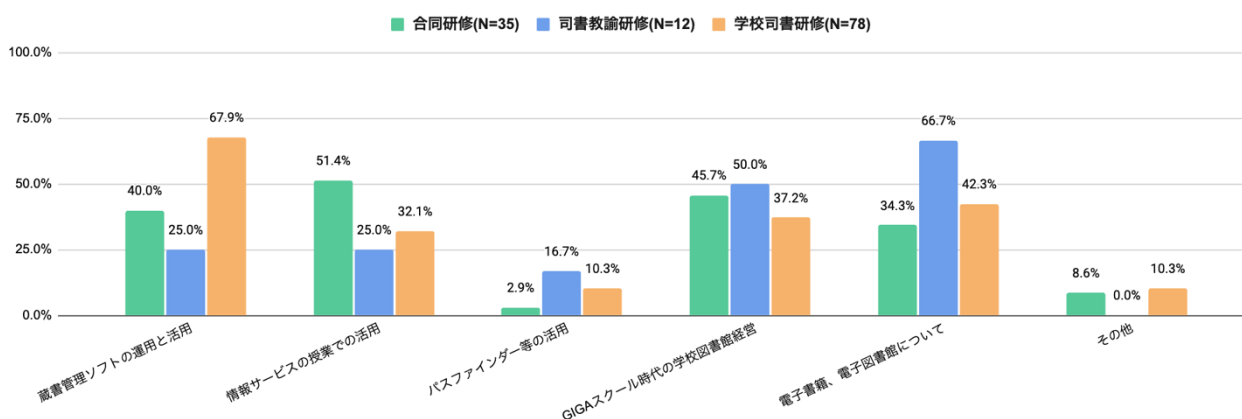
政令市・中核市が実施する具体的な内容で最も多かったのは、合同研修と司書教諭研修では「情報サービスの必要性と種類、授業での活用」であり、それぞれ 72.2%、80.0%が、学校司書研修では「蔵書管理ソフトの運用と活用」であり、73.3%が実施していた。

図表 2-3-37 政令市・中核市校図書館所管課が主催するデジタル社会に対応した読書活動に係る研修の具体的な内容



その他市区町村市が実施する具体的な内容で最も多かったのは、合同研修では政令市・中核市と同じく「情報サービスの必要性と種類、授業での活用」であり、51.4%が、司書教諭研修では「GIGA スクール時代の学校図書館経営」であり、66.7%が、学校司書研修では政令市・中核市と同じく「蔵書管理ソフトの運用と活用」であり、67.9%が実施していた。

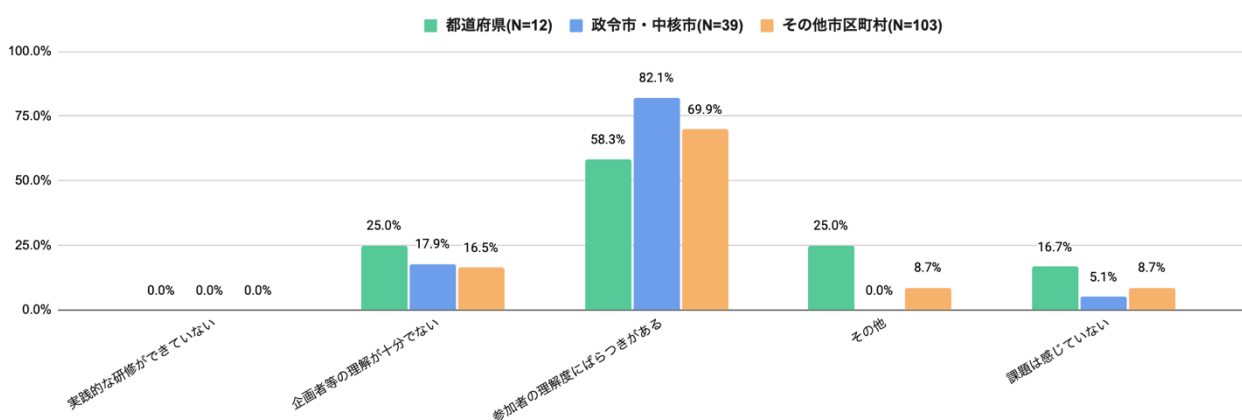
図表 2-3-38 その他市区町村校図書館所管課が主催するデジタル社会に対応した読書活動に係る研修の具体的な内容



● 実施に際して感じている課題

都道府県の 58.3%、政令市・中核市の 82.1%、その他市区町村の 69.9%が「研修参加者の ICT 活用への理解度にばらつきがあること」を課題として感じており最も多かった。次いで多かったのが「研修の企画者等が ICT 活用に関して十分に理解していないこと」であり、都道府県の 25.0%、政令市・中核市の 17.9%、その他市区町村の 16.5%が課題に感じていた。公立図書館が主催する研修と異なり、「インプットに留まり実践的な研修ができていない」という回答はなかった。

図表 2-3-39 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村校図書館所管課が主催するデジタル社会に対応した読書活動に係る研修の実施に際して感じている課題



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

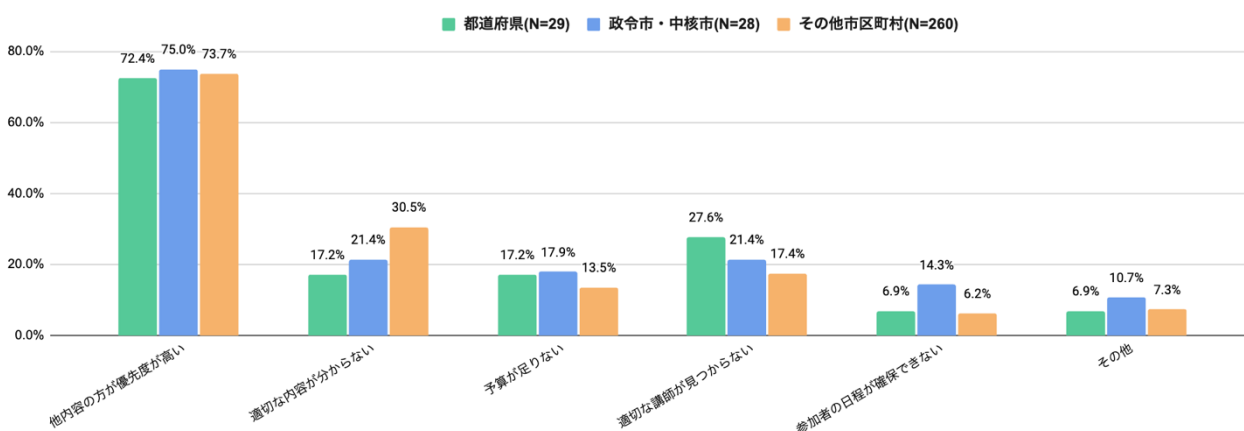
基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない

研修の企画者等がICT活用に関して十分に理解していない  
 研修参加者のICT活用への理解度にばらつきがある  
 その他  
 課題は感じていない

● 研修を実施していない理由

実施していない理由としては「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が都道府県で72.4%、政令市・中核市で75.0%、その他市区町村で73.7%あり最も多かった。

図表 2-3-40 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村学校図書館所管課が  
 デジタル社会に対応した読書活動に係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

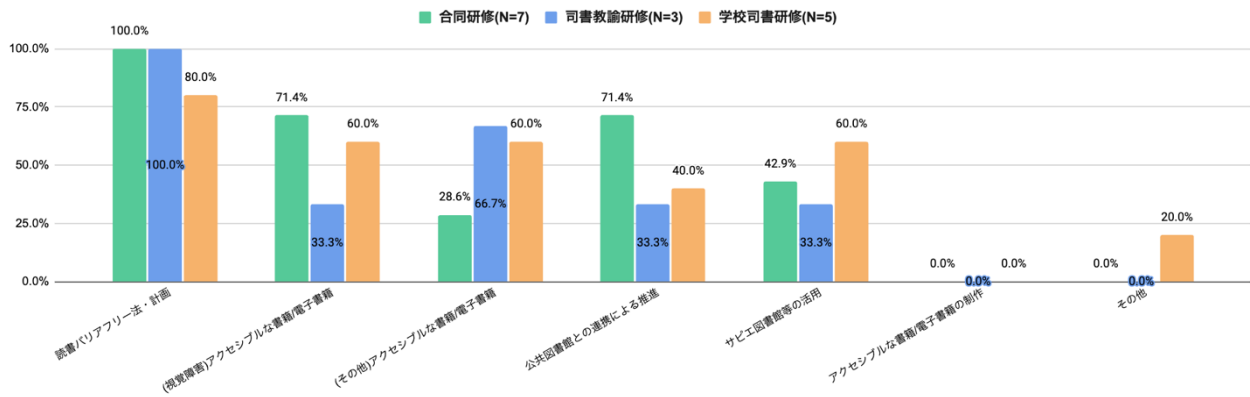
- 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない
- 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない
- 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない
- 上記内容に関する研修を実施するための参加者の日程が確保できない

➤ 障害のある子供の読書活動に係る研修

◇ 研修の具体的内容

都道府県が実施する具体的内容は、合同研修と司書教諭研修、学校司書研修の全てで「読書バリアフリー法・計画について」が最も多く、それぞれ100%、100%、80.0%だった。またアクセシブルな「点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法」について実施している都道府県は一つもなかった。

図表 2-3-41 都道府県学校図書館所管課が主催する障害のある子供の読書活動に係る研修の具体的内容

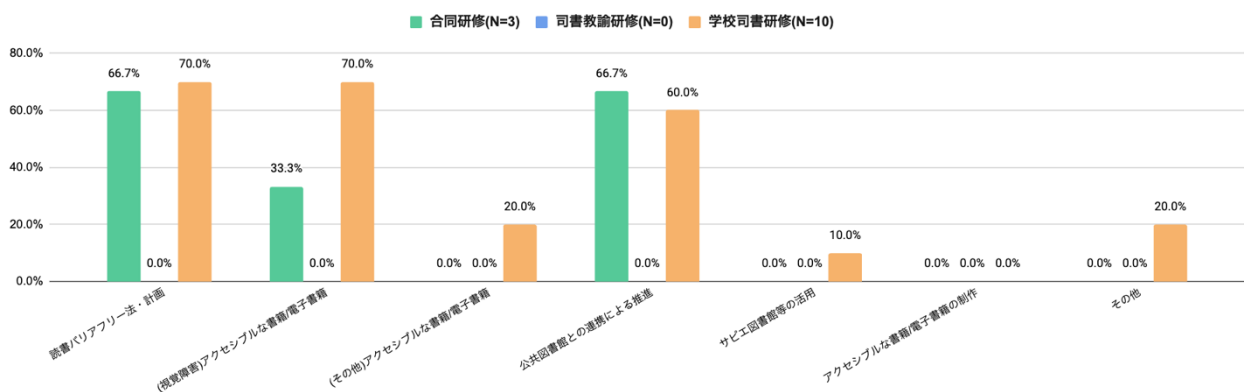


※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 読書バリアフリー法・計画について
- 視覚障害者等が利用するアクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法
- その他アクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法
- 地域の公共図書館との連携による読書バリアフリー推進
- サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用
- 点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法

政令市・中核市が実施する合同研修では「読書バリアフリー法・計画について」と「地域の公共図書館との連携による読書バリアフリー推進」が最も多く 66.7%が、学校司書研修では同じく「読書バリアフリー法・計画について」と「視覚障害者等が利用するアクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法」が最も多く、70.0%が実施していた。

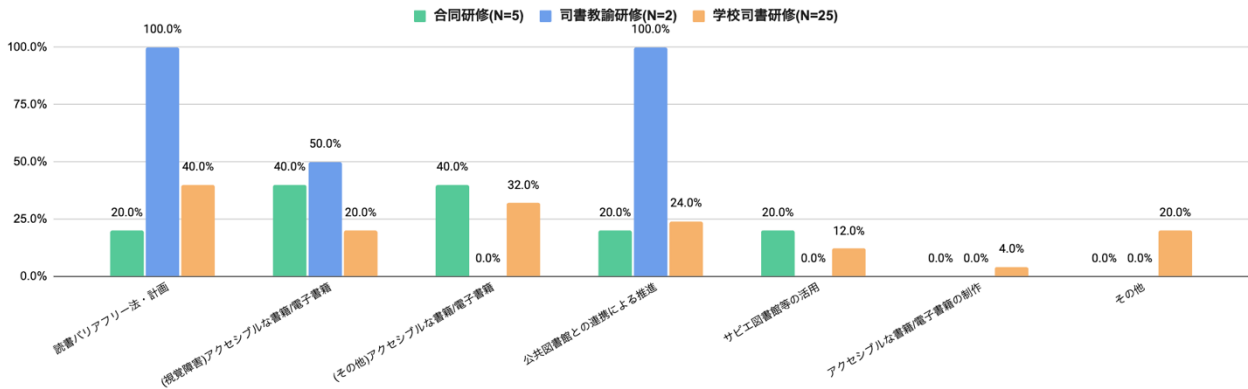
図表 2-3-42 令市・中核市学校図書館所管課が主催する障害のある子供の読書活動に係る研修の具体的内容



その他市区町村が実施する司書教諭・学校司書を対象とした研修の具体的内容として最も多かったのは、合同研修では「視覚障害者等が利用するアクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法」と「その他アクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法」を 40.0%、司書教諭研修では「読書バリアフリー法・計画について」

て」と「地域の公共図書館との連携による読書バリアフリー推進」を 100%、学校司書研修では「読書バリアフリー法・計画について」を 40.0%が実施していた。

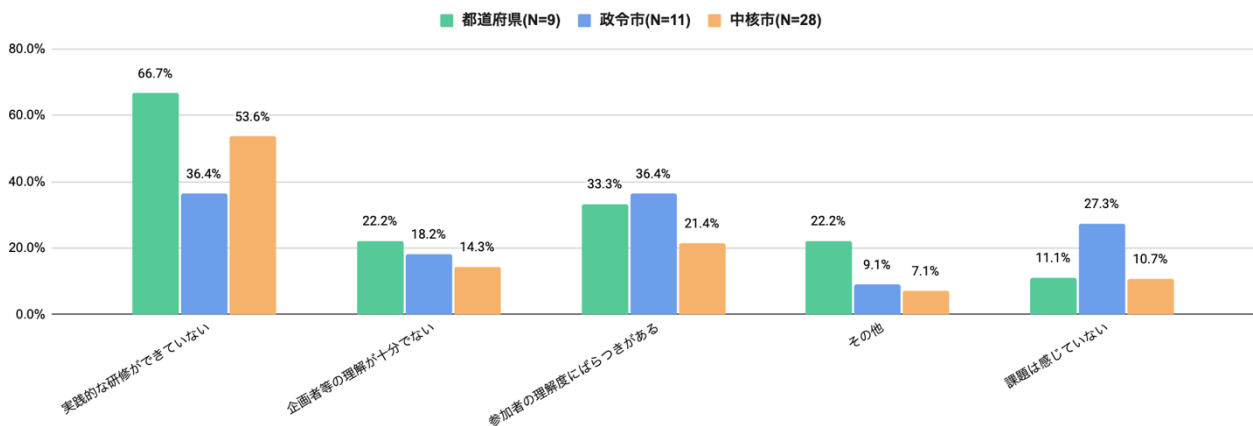
図表 2-3-43 その他市区町村学校図書館所管課が主催する障害のある子供の読書活動に係る研修の具体的内容



◇ 実施に際して感じている課題

障害のある子供の読書活動に係る研修の実施に際して課題を感じていないと回答したのが、都道府県で 11.1%、政令市・中核市で 27.3%、その他市区町村で 10.7%であり、課題を感じているという回答が多かった。具体的に感じている課題としては、都道府県、政令市・中核市、その他市区町村の全てで「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」が最も多く、それぞれ 66.7%、36.4%、53.6%であった。

図表 2-3-44 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村学校図書館所管課が主催する障害のある子供の読書活動に係る研修の実施に際して感じている課題

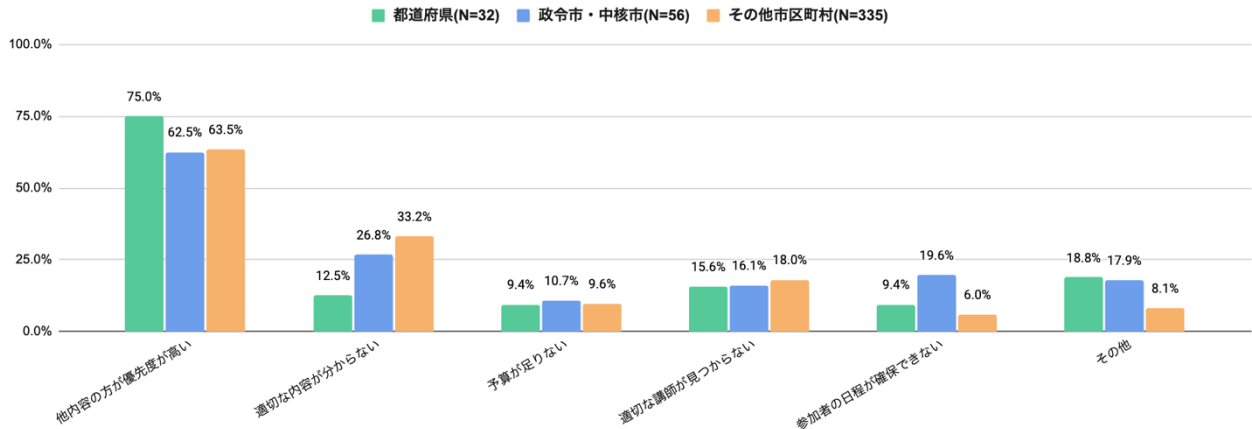


◇ 研修を実施していない理由

実施していない理由としては「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が、都道府県、政令市・中核市、その他市区町村全てで最も多く、それぞれ 75.0%、62.5%、63.5%だった。



図表 2-3-45 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村学校図書館所管課が  
障害のある子供の読書活動に係る研修を実施していない理由



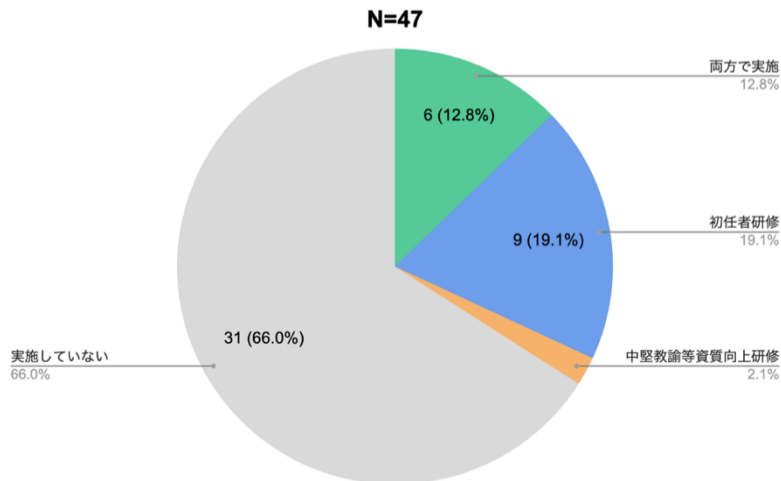
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。  
 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い  
 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない  
 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない  
 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない  
 上記内容に関する研修を実施するための参加者の日程が確保できない

● 教育委員会教員研修担当課主催の研修・法定研修

➤ 研修の主催有無

都道府県で教員を対象とした法定研修（初任者研修・中堅教諭等資質向上研修）で読書活動に関する内容の実施率は 34.0%にとどまった。内訳としては初任者研修で実施している場合が最も多く、両方で実施している場合と合わせて 31.9%だった。

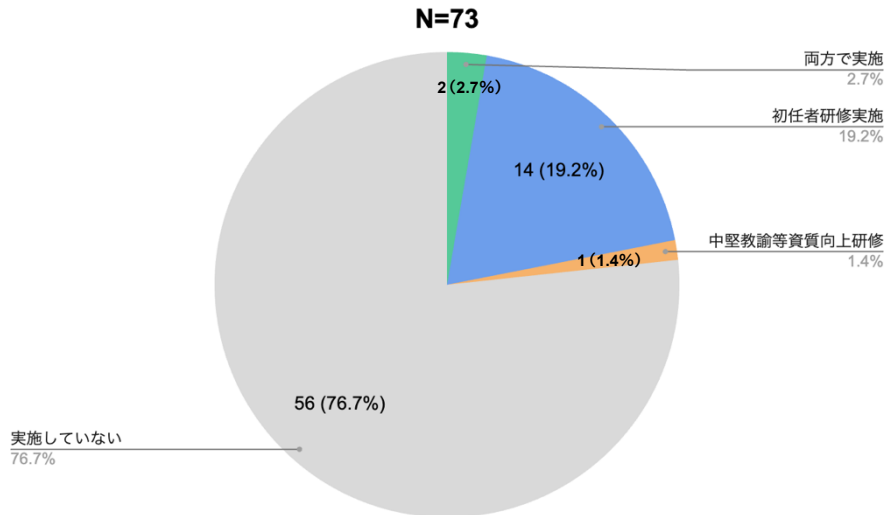
図表 2-3-46 都道府県における法定研修での読書活動に係る研修の実施割合





政令市・中核市で教員を対象とした法定研修で読書活動に関する内容の実施率は 23.3%にとどまり、内訳としては都道府県と同じく初任者研修で実施している場合が多く 21.9%となっている。

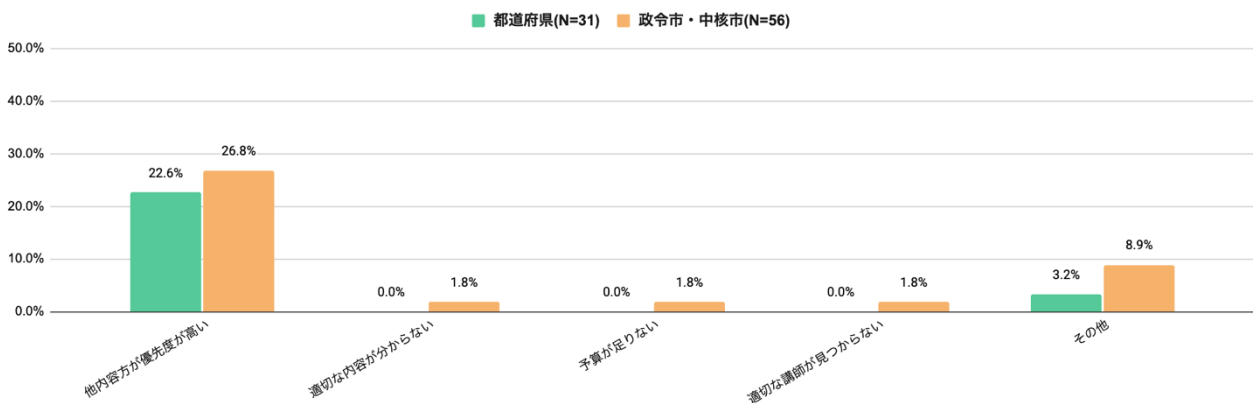
図表 2-3-47 政令市・中核市における法定研修での読書活動に係る研修の実施割合



➤ 研修を実施していない理由

教員を対象とした法定研修で読書活動に係る内容を実施していない理由としては、「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が都道府県、政令市・中核市の両方で最も多く、それぞれ 22.6%、26.8%だった。

図表 2-3-48 都道府県、政令市・中核市における法定研修での読書活動に係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

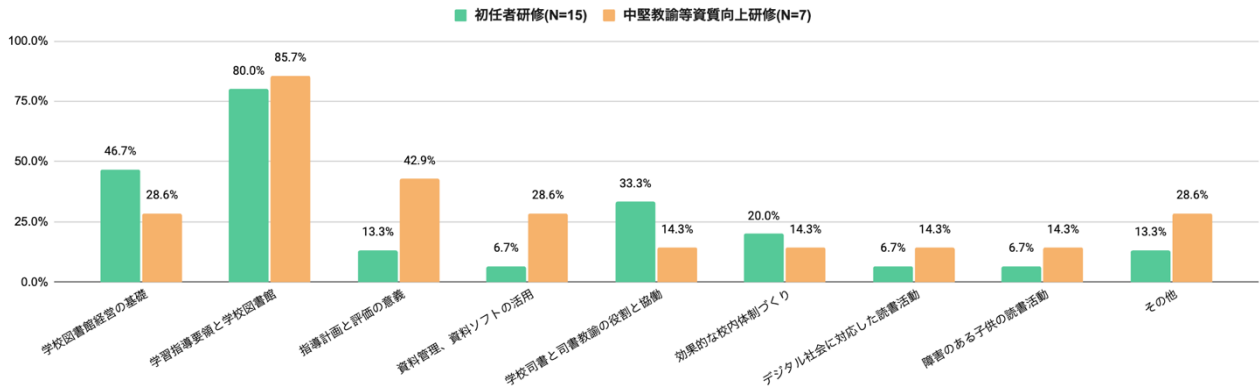
- 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない
- 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない
- 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない

➤ 研修の実施内容

都道府県で最も多く実施されていたのは「学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連」であり、初任者研修で 80.0%、中堅教諭等資質向上研修で 85.7%だった。

デジタル社会に対応した読書活動にかかる研修は、初任者研修で 6.7%、中堅教諭等資質向上研修で 14.3%が実施していた。また障害のある子供の読書活動にかかる研修は同じく初任者研修で 6.7%、中堅教諭等資質向上研修で 14.3%が実施していた。

図表 2-3-49 都道府県における法定研修での読書活動に係る研修の実施内容



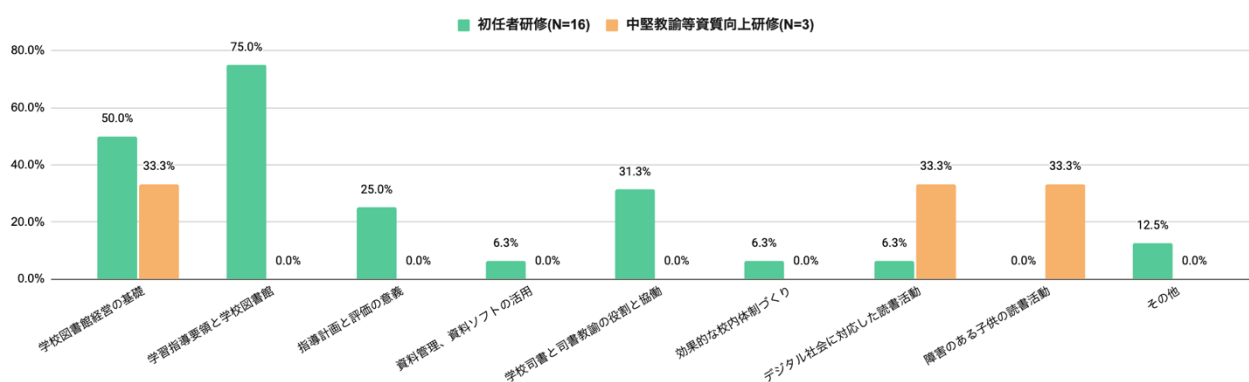
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営
- 学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連
- 指導計画と評価の意義、評価方法
- 資料管理、資料ソフトの活用
- 学校司書と司書教諭の役割と協働
- 効果的な校内体制づくり
- ICT 環境の整備と活用等、デジタル社会に対応した読書活動
- 障害のある子供（児童生徒）の読書活動

政令市・中核市の初任者研修では、都道府県と同じく「学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連」の実施が最も多く、75.0%、中堅教諭等資質向上研修では「学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営」と「ICT 環境の整備と活用等、デジタル社会に対応した読書活動」、「障害のある子供の読書活動」がそれぞれ 33.3%だった。

デジタル社会に対応した読書活動に係る研修を実施しているのは、初任者研修で 6.3%、中堅教諭等資質向上研修で 33.3%あり、障害のある子供の読書活動に係る研修を実施しているのは中堅教諭等資質向上研修で 33.3%あり、初任者研修での実施はなかった。

図表 2-3-50 政令市・中核市における法定研修での読書活動に係る研修の実施内容

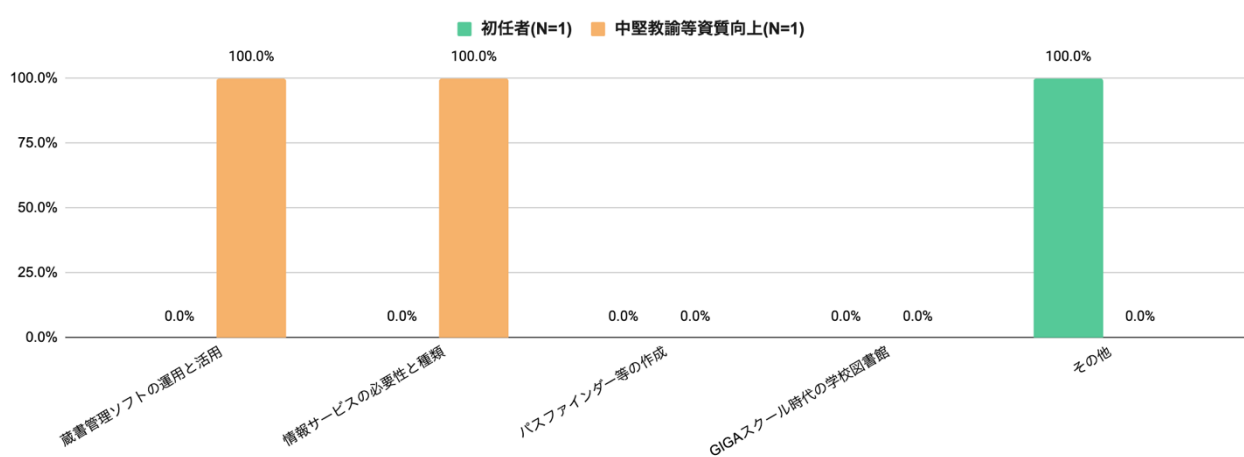


➤ デジタル社会に対応した読書活動に係る研修

◇ 研修の具体的内容

都道府県が実施している具体的内容としては初任者研修で「蔵書管理ソフトの運用と活用」「情報サービスの必要性と種類、授業での活用」、中堅教諭等資質向上研修で「その他」（内容を把握していないという）回答があった。

図表 2-3-51 都道府県の教員を対象とした法定研修におけるデジタル社会に対応した読書活動に係る研修の具体的内容

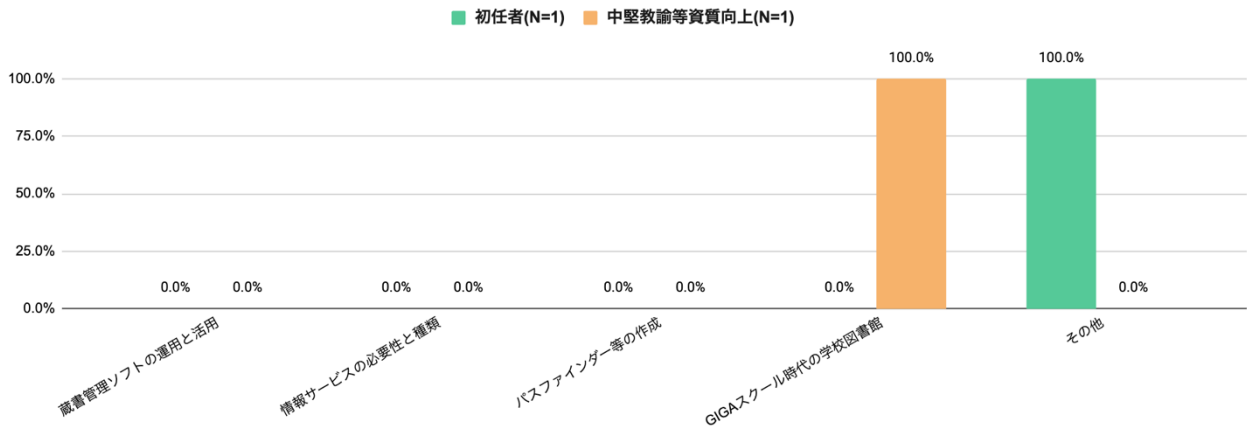


※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 蔵書管理ソフトの運用と活用
- 情報サービスの必要性と種類、授業での活用
- パスファインダー等の作成の仕方と活用
- GIGA スクール時代の学校図書館経営

政令市・中核市が実施している具体的な内容としては初任者研修で「その他」（電子図書の活用）という回答があった。また中堅教諭投資資質向上研修では「GIGA スクール時代の学校図書館経営」という回答があった。

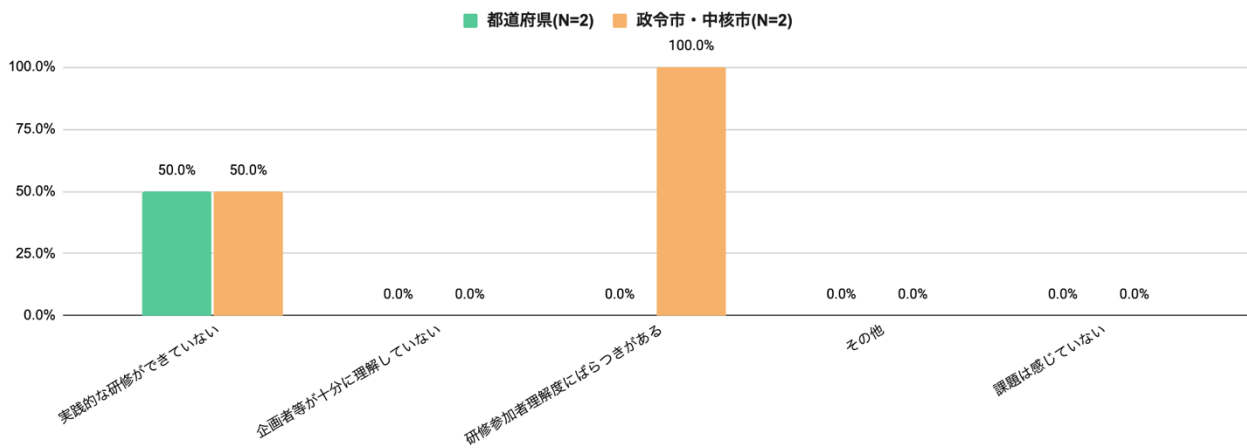
図表 2-3-52 政令市・中核市の教員を対象とした法定研修におけるデジタル社会に対応した読書活動に係る研修の具体的内容



☆ 実施に際して感じている課題

都道府県が感じている課題としては「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」という回答があった。また政令市・中核市で感じている課題としては「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」という回答と「研修参加者の ICT 活用への理解度にばらつきがある」という回答があった。

図表 2-3-53 都道府県、政令市・中核市の教員を対象とした法定研修におけるデジタル社会に対応した読書活動に係る研修の実施に際して感じている課題



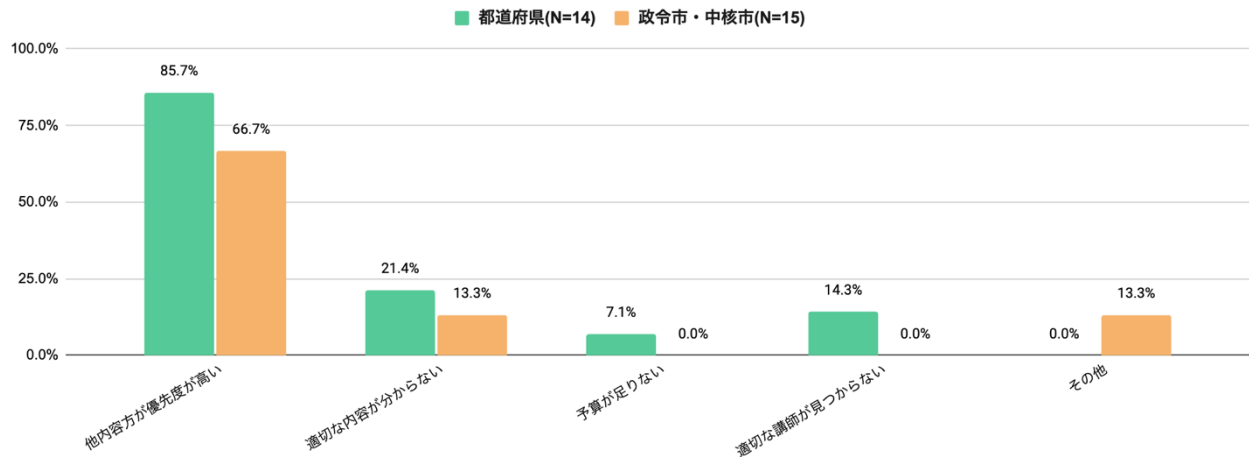
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修の企画者等が ICT 活用に関して十分に理解していない
- 研修参加者の ICT 活用への理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

◇ 研修を実施していない理由

都道府県、政令市・中核市ともに「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が最も多く、それぞれ85.7%、66.7%だった。

図表 2-3-54 都道府県、政令市・中核市の法定研修において  
デジタル社会に対応した読書活動に係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

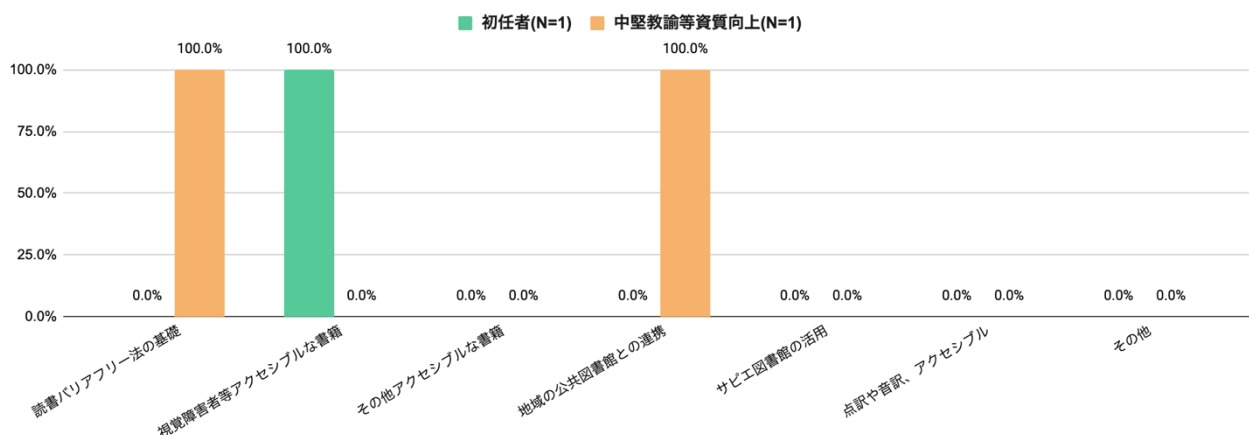
- 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない
- 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない
- 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない

➤ 障害のある子供の読書活動に係る研修

◇ 研修の具体的内容

都道府県が実施している具体的な内容としては、初任者研修では「視覚障害者等が利用するアクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法」という回答が、中堅教諭等資質向上研修では「読書バリアフリー法の基礎」と「地域の公共図書館と連携による読書バリアフリー推進」という回答があった。

図表 2-3-55 都道府県の教員を対象とした法定研修における障害のある子供の読書活動に係る研修の具体的内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

読書バリアフリー法の基礎

視覚障害者等が利用するアクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法

その他アクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法

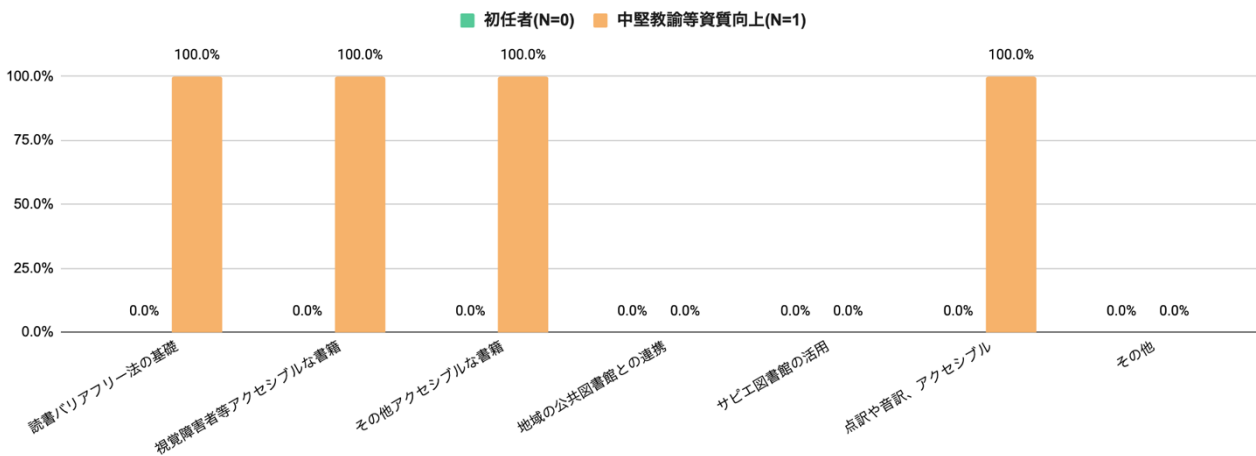
地域の公共図書館との連携による読書バリアフリー推進

サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用

点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法

政令市・中核市が実施している具体的内容としては、中堅教諭等資質向上研修で「読書バリアフリー法の基礎」や「視覚障害者等が利用するアクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法」、「その他アクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法」や「点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法」という回答があった。

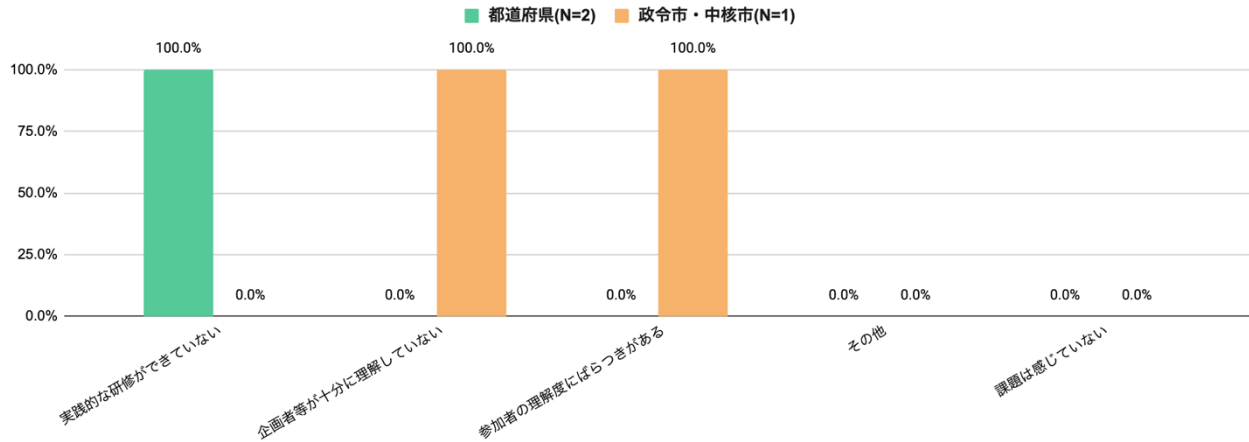
図表 2-3-56 政令市・中核市の教員を対象とした法定研修における障害のある子供の読書活動に係る研修の具体的内容



#### ☆ 実施に際して感じている課題

都道府県が感じている課題としては「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」という回答があった。また政令市・中核市が感じている課題としては「研修の企画者等が障害がある児童生徒の読書環境整備に関して十分に理解していない」「研修参加者の障害がある児童生徒の読書環境整備への理解度にばらつきがある」という回答があった。

図表 2-3-57 都道府県、政令市・中核市の教員を対象とした法定研修における  
障害のある子供の読書活動に係る研修の実施に際して感じている課題



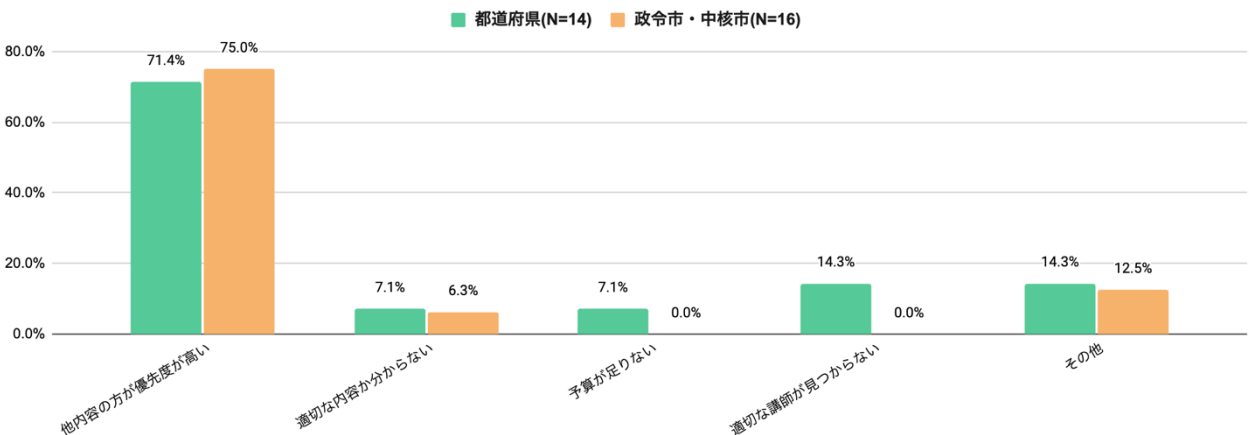
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修の企画者等が障害がある児童生徒の読書環境整備に関して十分に理解していない
- 研修参加者の障害がある児童生徒の読書環境整備への理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

◇ 研修を実施していない理由

実施していない理由としては、政令市・中核市ともに「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が最も多く、それぞれ71.4%、75.0%だった。

図表 2-3-58 都道府県、政令市・中核市の教員を対象とした法定研修において  
障害のある子供の読書活動に係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない
- 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない
- 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない

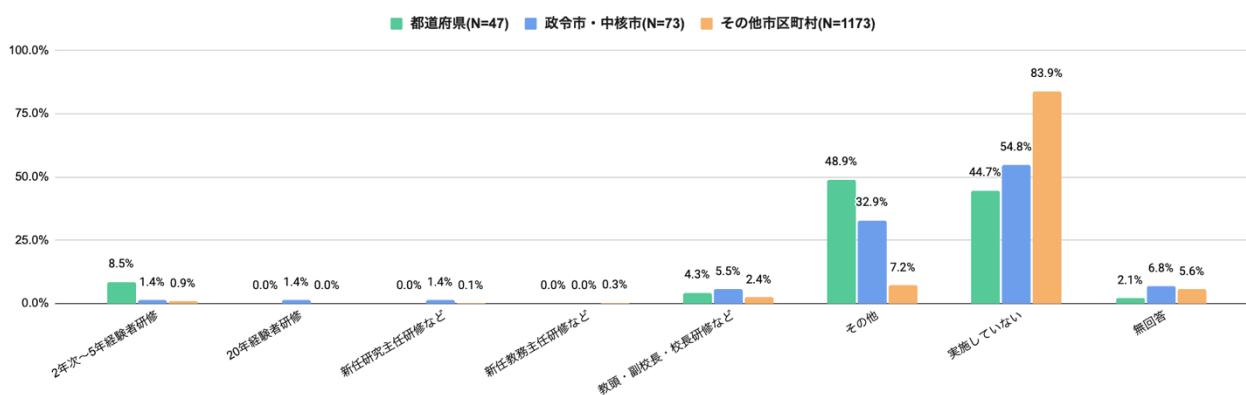
## ● 教育委員会教員研修担当課主催の研修・法定以外の研修

### ➤ 研修の主催有無

法定研修以外の研修で読書活動に係る内容を実施していないのは、無回答を含めて都道府県で46.8%、政令市・中核市で61.4%、その他市区町村で89.5%だった。

実施している研修としては「その他」が最も多く、都道府県が48.9%、政令市・中核市が32.9%、その他市区町村が7.2%実施していた。その他の回答の中では、校務分掌としての学校図書館担当教員研修や全ての教員が参加可能な希望・選択制の研修で実施しているという回答が多かった。また教頭・副校長・校長研修などでの実施という回答も都道府県で4.3%、政令市・中核市で5.5%、その他市区町村で2.4%あった。

図表 2-3-59 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における  
法定以外の研修での読書活動に係る研修の研修種別毎の実施有無



### ➤ 実施内容

#### ◇ 教頭・副校長・校長研修などでの実施内容

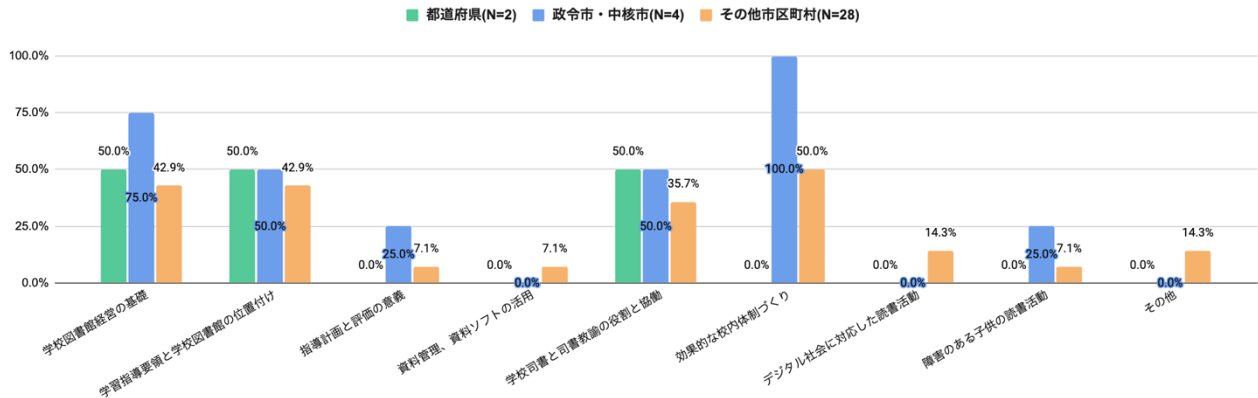
都道府県における実施内容は「学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営」「学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連」が同数で最も多く、50.0%が実施していた。

政令市・中核市における実施内容は「効果的な校内体制づくり」が最も多く、100%が実施していた。次いで「学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営」が多く、75.0%が実施していた。

その他市区町村における実施内容は、政令市・中核市と同じく「効果的な校内体制づくり」が最も多く、50.0%が実施していた。次いで「学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営」と「学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連」が多く、42.9%が実施していた。



図表 2-3-60 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における教頭・副校長・校長研修での  
子供の読書活動に係る研修の実施内容



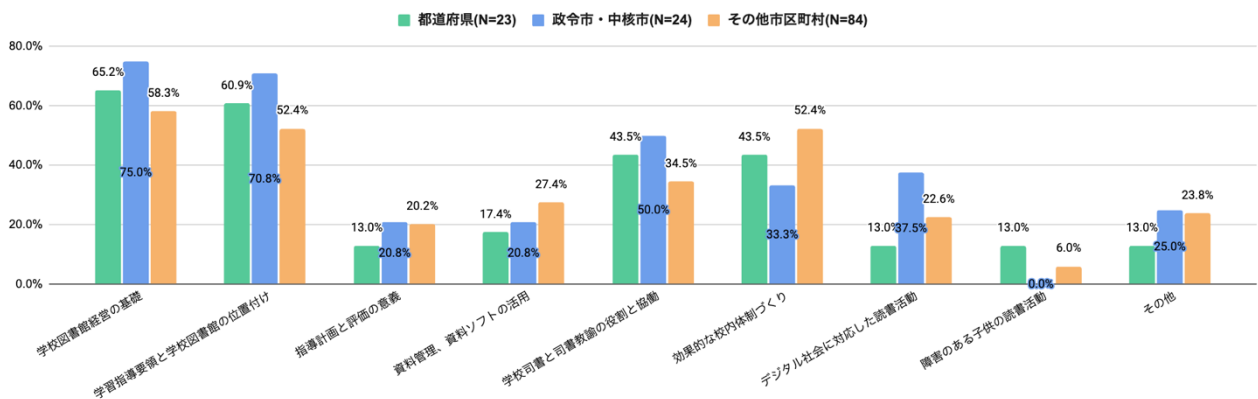
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営
- 学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連
- 指導計画と評価の意義、評価方法
- 資料管理、資料ソフトの活用
- 学校司書と司書教諭の役割と協働
- 効果的な校内体制づくり
- ICT 環境の整備と活用等、デジタル社会に対応した読書活動
- 障害のある子供（児童生徒）の読書活動

◇ その他の研修などでの実施内容

都道府県、政令市・中核市、その他の市区町村の全てで最も多かった実施内容は「学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営」で、それぞれ 65.2%、75.0%、58.3%が実施していた。次いで多かったのが「学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連」で、それぞれ 60.9%、70.8%、52.4%が実施していた。

図表 2-3-61 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村におけるその他の研修での  
子供の読書活動に係る研修の実施内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 学校図書館の基本的な知識、学校図書館経営

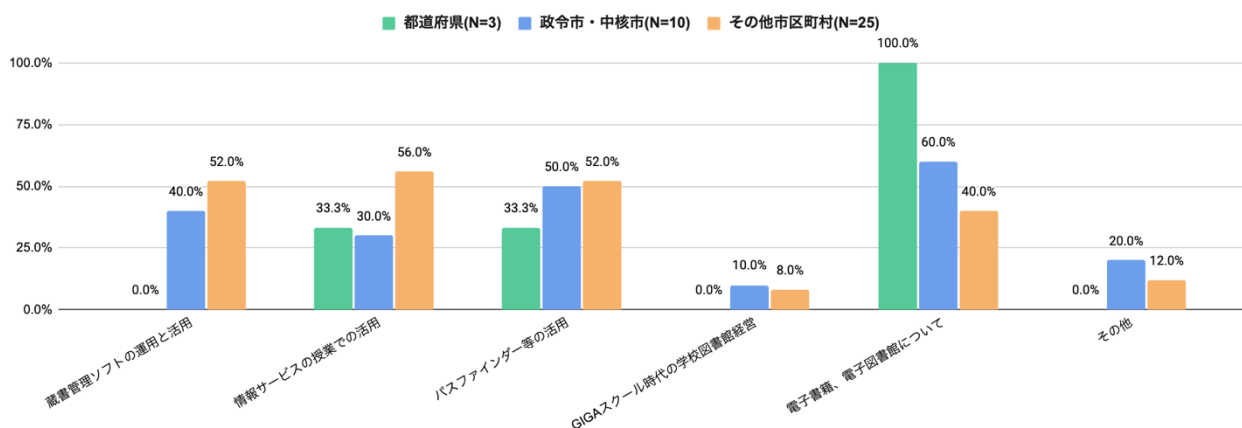
学習指導要領と学校図書館の位置付け、各教科との関連  
 指導計画と評価の意義、評価方法  
 資料管理、資料ソフトの活用  
 学校司書と司書教諭の役割と協働  
 効果的な校内体制づくり  
 ICT環境の整備と活用等、デジタル社会に対応した読書活動  
 障害のある子供(児童生徒)の読書活動  
 その他

➤ デジタル社会に対応した読書活動に係る研修

◇ 研修の具体的内容

都道府県と政令市・中核市の実施内容として最も多かったのは「GIGA スクール時代の学校図書館経営」で、それぞれ100%、60.0%が実施していた。またその他市区町村の実施内容では「ICTと学校図書館の相互理解と協働」が最も多く、56.0%が実施していた。

図表 2-3-62 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における法定以外の研修での  
 デジタル社会に対応した読書活動に係る研修の具体的内容



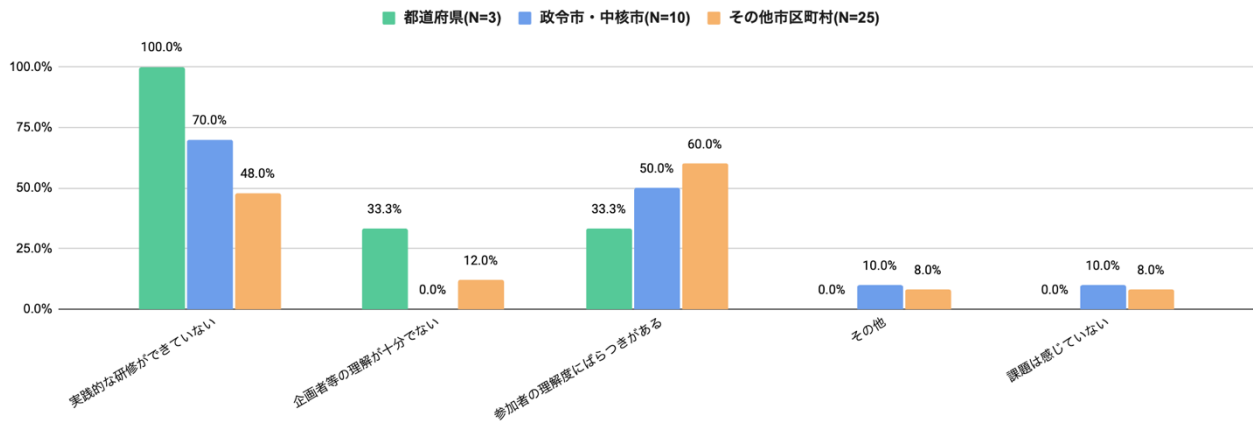
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

蔵書管理ソフトの運用と活用  
 ICTと学校図書館の相互理解と協働  
 情報サービスの必要性と種類、授業での活用  
 パスファインダー等の作成の仕方と活用  
 GIGA スクール時代の学校図書館経営

◇ 実施に際して感じている課題

デジタル社会に対応した読書活動に係る研修の実施に際して課題を感じていない都道府県はなく、政令市・中核市は10.0%、その他市区町村は8.0%だったため、課題を感じている場合が多いと言える。具体的に感じている課題としては、都道府県の100%、政令市・中核市の70.0%が「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」と回答しており最も多かった。その他市区町村では「研修参加者のデジタル社会に対応した読書活動への理解度にばらつきがある」という課題を感じているとの回答が最も多く、60.0%だった。

図表 2-3-63 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における法定以外の研修での  
デジタル社会に対応した読書活動に係る研修の実施に際して感じている課題



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

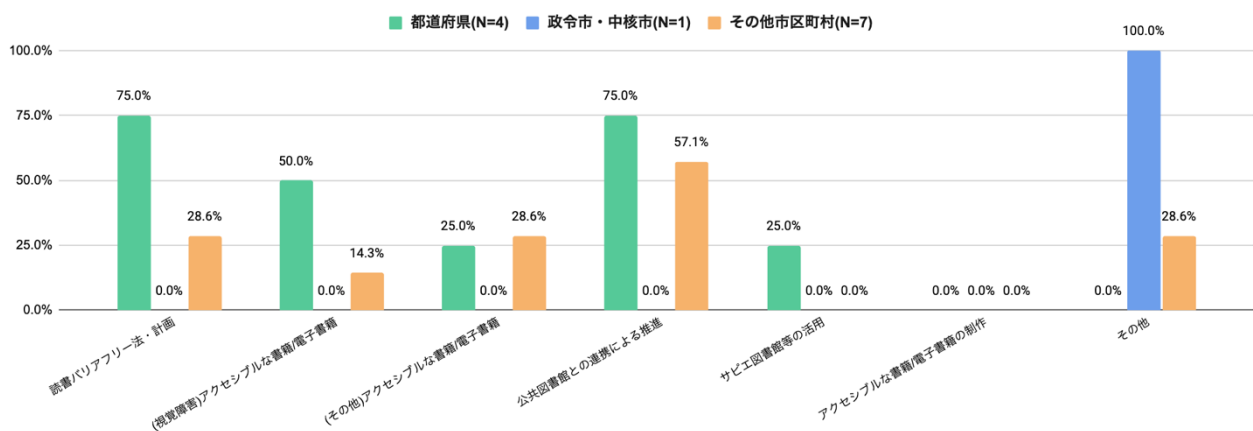
- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修の企画者等がデジタル社会に対応した読書活動に関して十分に理解していない
- 研修参加者のデジタル社会に対応した読書活動への理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

➤ 障害のある子供の読書活動に係る研修

◇ 研修の具体的内容

都道府県では「読書バリアフリー法の基礎」と「地域の公共図書館との連携による読書バリアフリー推進」という回答が最も多く、75.0%だった。また政令市・中核市では「その他」で「ディスレクシアやLLブック等について」という回答があった。その他市区町村では「地域の公共図書館との連携による読書バリアフリー推進」という回答が最も多く、57.1%だった。

図表 2-3-64 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における法定以外の研修での  
障害のある子供の読書活動に係る研修の実施内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

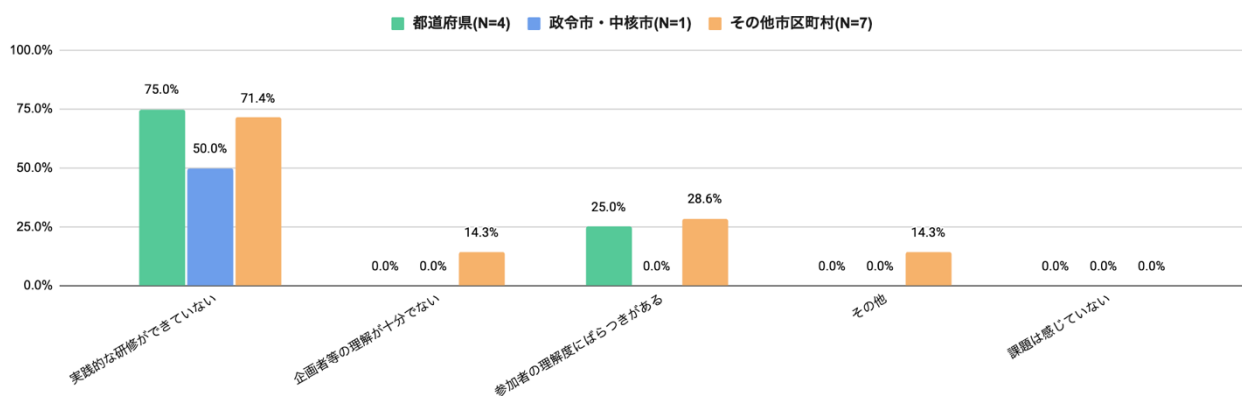
- 読書バリアフリー法の基礎
- 視覚障害者等が利用するアクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法

その他アクセシブルな書籍及び電子書籍の基礎と利用方法  
 地域の公共図書館との連携による読書バリアフリー推進  
 サピエ図書館や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの活用  
 点訳や音訳、アクセシブルな電子データの製作方法  
 その他

◇ 実施に際して感じている課題

障害のある子供の読書活動に係る研修の実施に際して課題を感じていない都道府県と政令市・中核市はなく、その他市区町村はなかった。具体的に感じている課題としては、都道府県、政令市・中核市、その他市区町村の全てで「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」との回答が最も多く、それぞれ75.0%、50.0%、71.4%だった。

図表 2-3-65 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における法定以外の研修での障害のある子供の読書活動に係る研修の実施に際して感じている課題



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

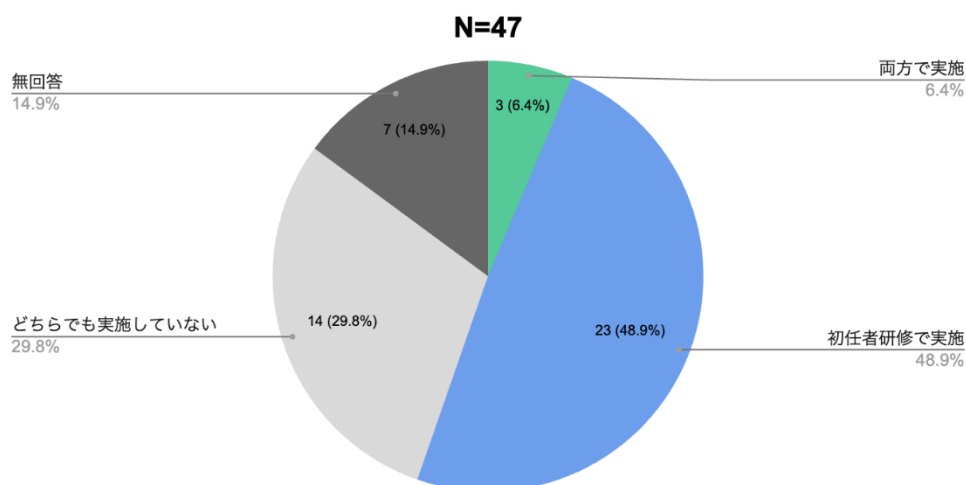
- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修の企画者等が障害がある児童生徒の読書環境整備に関して十分に理解していない
- 研修参加者の障害がある児童生徒の読書環境整備への理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

● 教育委員会幼児教育所管課・法定研修

➤ 絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無

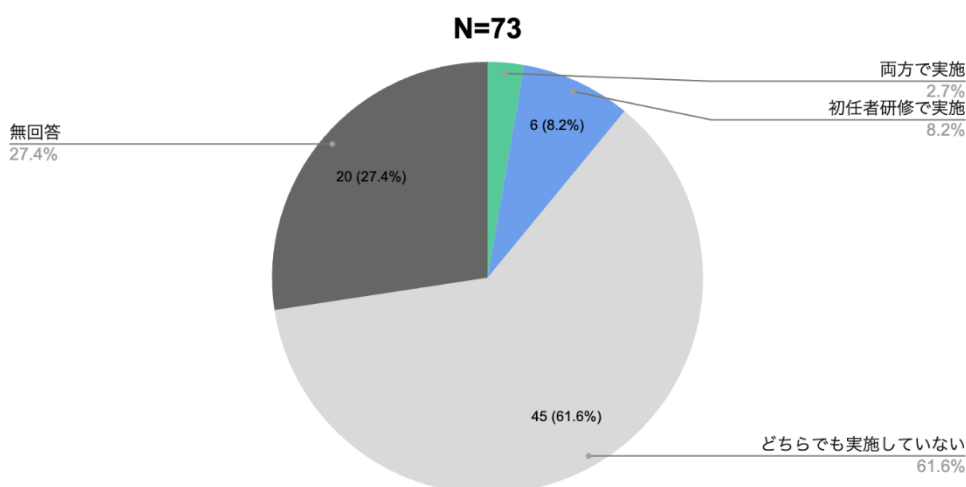
都道府県の55.3%が、幼稚園教諭・保育教諭の法定研修において絵本や読み聞かせに係る研修を実施している。そのうち初任者研修のみで実施しているのが48.9%、初任者研修と中堅教諭等資質向上研修の両方で実施しているのが6.4%だった。

図表 2-3-66 都道府県幼児教育所管課の法定研修における絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無



政令市・中核市の10.9%が幼稚園教諭・保育教諭の法定研修において絵本や読み聞かせに係る研修を実施している。そのうち初任者研修のみで実施している割合が8.2%、初任者研修と中堅教諭等資質向上研修の両方で実施している割合が2.7%となっている。

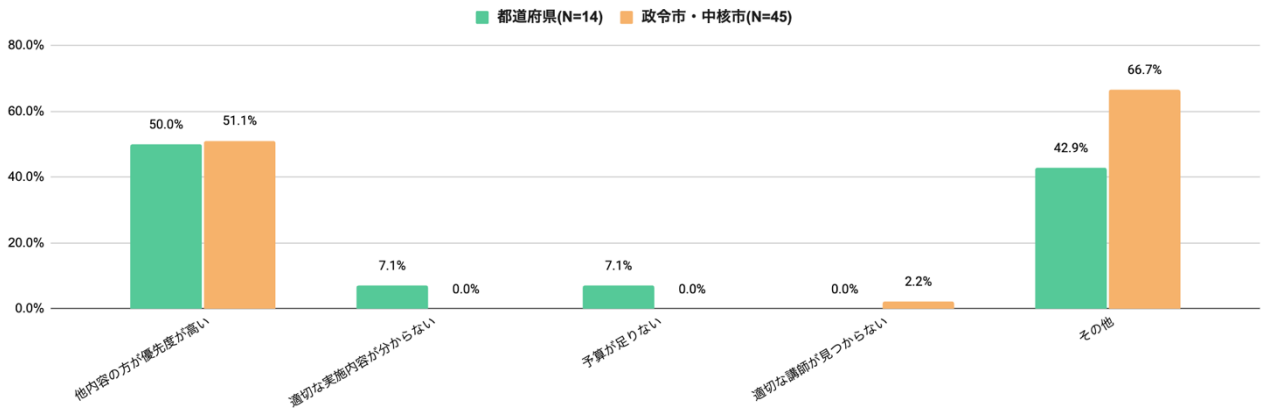
図表 2-3-67 政令市・中核市幼児教育所管課の法定研修での絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無



➤ 研修を実施していない理由

実施していない理由としては「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が、都道府県で50.0%、政令市・中核市で51.1%あり、どちらでも半分を占めた。また政令市・中核市では「その他」という回答が66.7%あったが、その中では「各園で実施しているため」や「保育士を対象とした研修へ参加しているため」、「公立幼稚園を設置していないため」という回答が多くを占めた。

図表 2-3-68 都道府県、政令市・中核市幼児教育所管課の法定研修で絵本や読み聞かせに係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

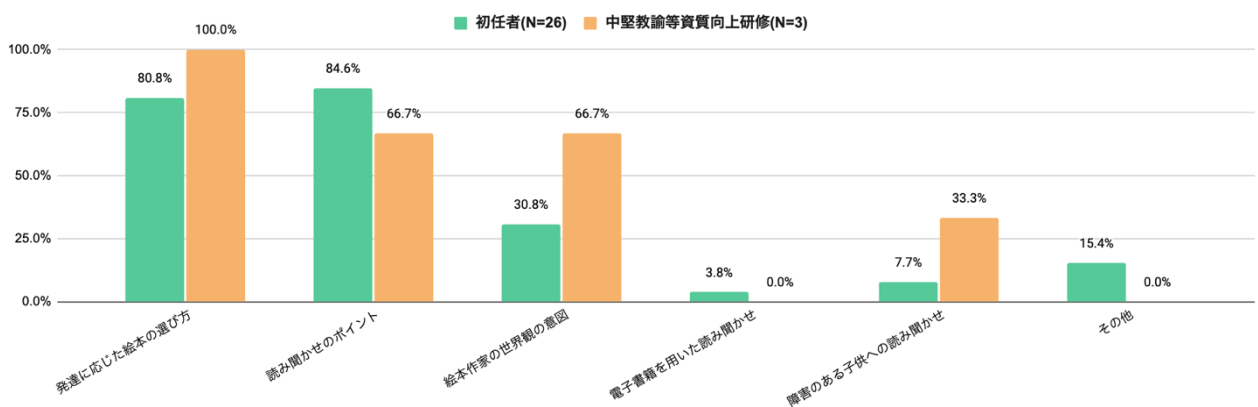
- 他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 実施するにあたりどのような内容を実施すれば良いか分からない
- 実施するための予算が足りない
- 実施するための適切な講師が見つからない

➤ 実施内容

都道府県の幼稚園教諭・保育教諭を対象とした初任者研修で最も実施されている内容は「読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法」で 80.8%が実施していた。中堅教諭等資質向上研修で最も実施されている内容は「読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法」で 100%が実施していた。

電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修は初任者研修で 3.8%が実施しており、中堅教諭等資質向上研修では実施されていなかった。障害のある子供への読み聞かせに係る研修は初任者研修で 7.7%が、中堅教諭等資質向上研修で 33.3%が実施していた。

図表 2-3-69 都道府県幼児教育所管課の法定研修における絵本や読み聞かせに係る研修の実施内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

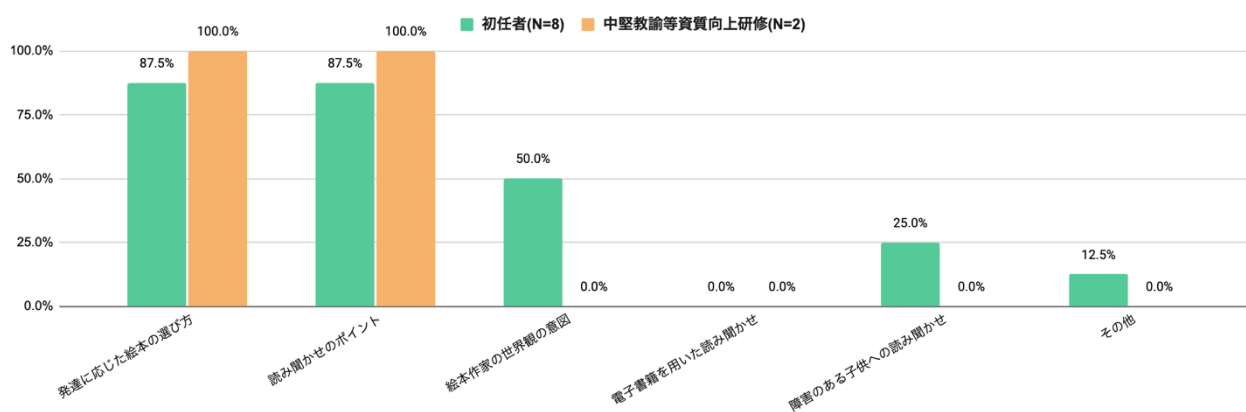
- 発達に応じた絵本の選び方
- 読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法
- 絵本作家の世界観の意図
- 電子書籍（デジタル絵本やアプリ型絵本）を用いた読み聞かせ

## 障害のある子供への読み聞かせ

政令市・中核市の幼稚園教諭・保育教諭を対象とした法定研修では、都道府県と同じく「発達に応じた絵本の選び方」と「読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法」を最も多く実施しており、初任者研修で87.5%、中堅教諭等資質向上研修で100%が実施している。

電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修を実施しているという回答はなく、障害のある子供の読み聞かせに係る研修は、初任者研修で25.0%が実施していた。

図表 2-3-70 政令市・中核市幼児教育所管課の法定研修における絵本や読み聞かせに係る研修の実施内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

発達に応じた絵本の選び方

読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法

絵本作家の世界観の意図

電子書籍(デジタル絵本やアプリ型絵本)を用いた読み聞かせ

障害のある子供への読み聞かせ

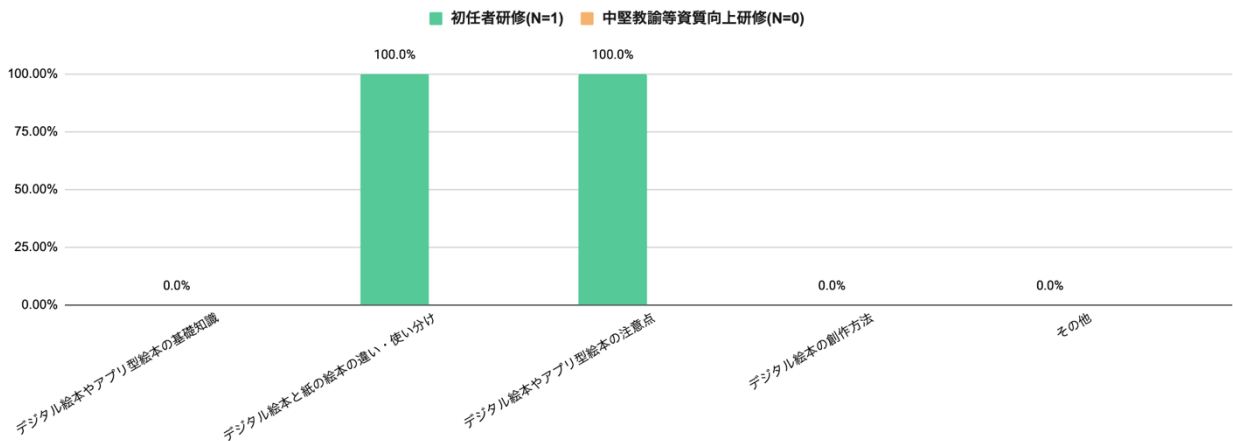
その他

### ➤ 電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修

#### ◇ 研修の具体的な内容

都道府県の幼稚園教諭・保育教諭を対象とした初任者研修で実施されている具体的な内容としては「デジタル絵本やアプリ型絵本と紙の絵本の違い・使い分け」や「デジタル絵本やアプリ型絵本の注意点」という回答があった(中堅教諭等資質向上研修では実施なし)。

図表 2-3-71 都道府県幼児教育所管課の法定研修における電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修の具体的内容



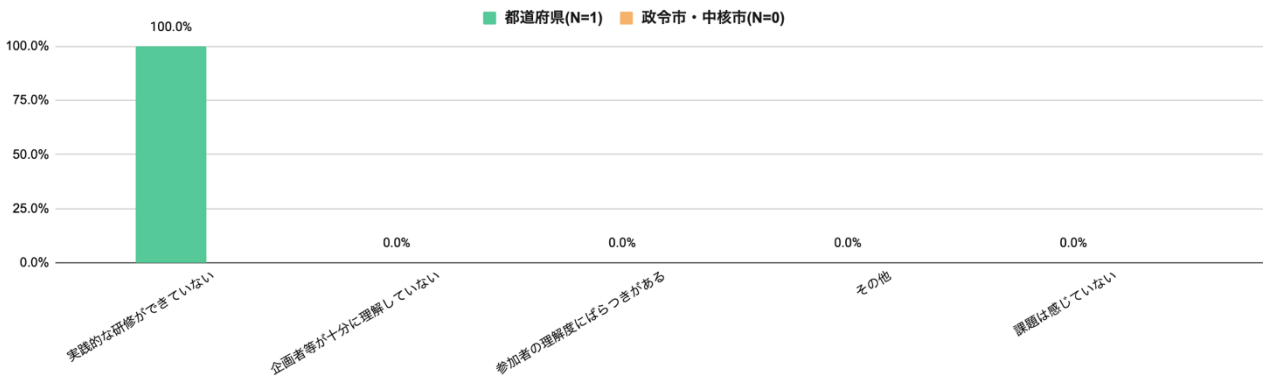
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- デジタル絵本やアプリ型絵本の基礎知識
- デジタル絵本やアプリ型絵本と紙の絵本の違い・使い分け
- デジタル絵本やアプリ型絵本の注意点
- デジタル絵本の創作方法

◇ 実施に際して感じている課題

都道府県の幼稚園教諭・保育教諭を対象とした法定研修で実施に際して感じている課題としては「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」という回答があった。

図表 2-3-72 都道府県幼児教育所管課の法定研修における電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修の実施に際して感じている課題



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

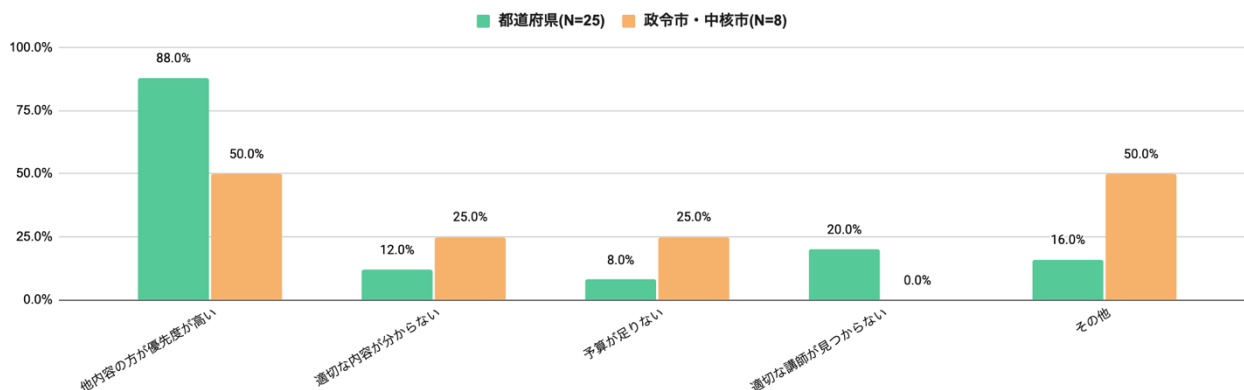
- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修企画者等が電子書籍を用いた読み聞かせに関して十分に理解していない
- 研修参加者の電子書籍を用いた読み聞かせへの理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない



◇ 研修を実施していない理由

都道府県、政令市・中核市ともに、実施していない理由として最も多かったのは「他内容の研修実施の方が優先度が高い」であり、それぞれ 88.0%、50.0%だった。また政令市・中核市では「その他」の回答も 50.0%あり、その内訳は「電子書籍より絵本による読み聞かせを重視している」や「幼稚園における電子書籍の環境の整備が進んでいない」という回答だった。

図表 2-3-73 都道府県、政令市・中核市幼児教育所管課の法定研修で  
電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

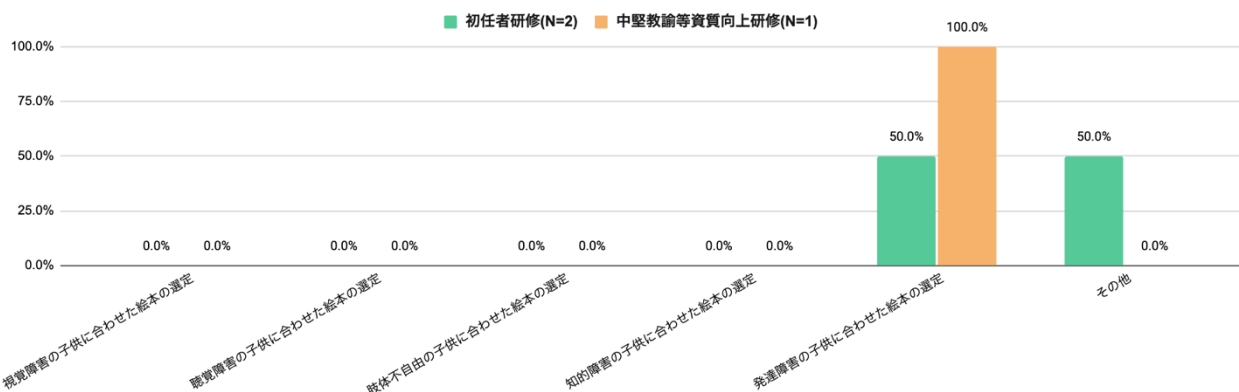
- 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない
- 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない
- 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない

➤ 障害のある子供への読み聞かせに係る研修

◇ 研修の具体的内容

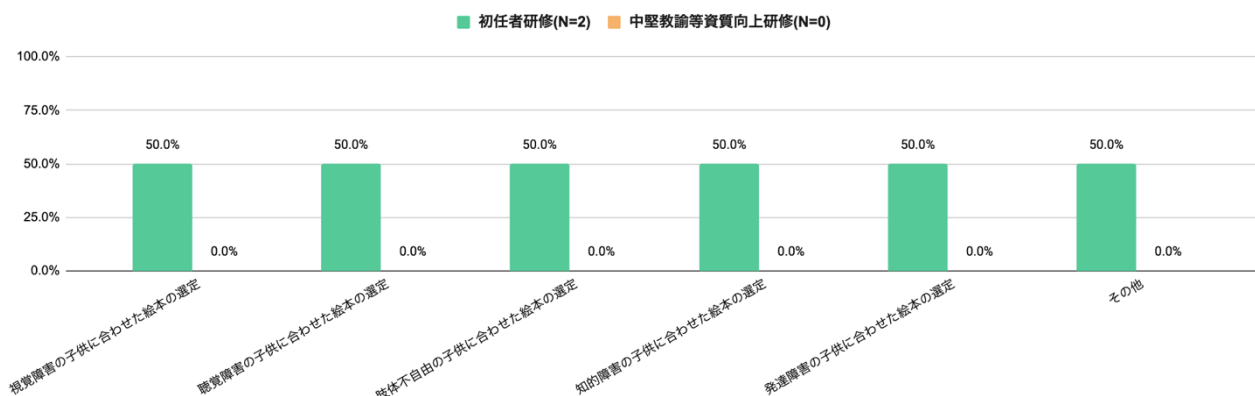
都道府県では具体的内容として初任者研修と中堅教諭等資質向上研修の両方で「発達障害の子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫」が実施されていた。

図表 2-3-74 都道府県幼児教育所管課の法定研修における障害のある子供への読み聞かせに係る研修の具体的内容



政令市・中核市で実施されている内容としては、視覚・聴覚・知的・発達障害のそれぞれがある子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫だった。

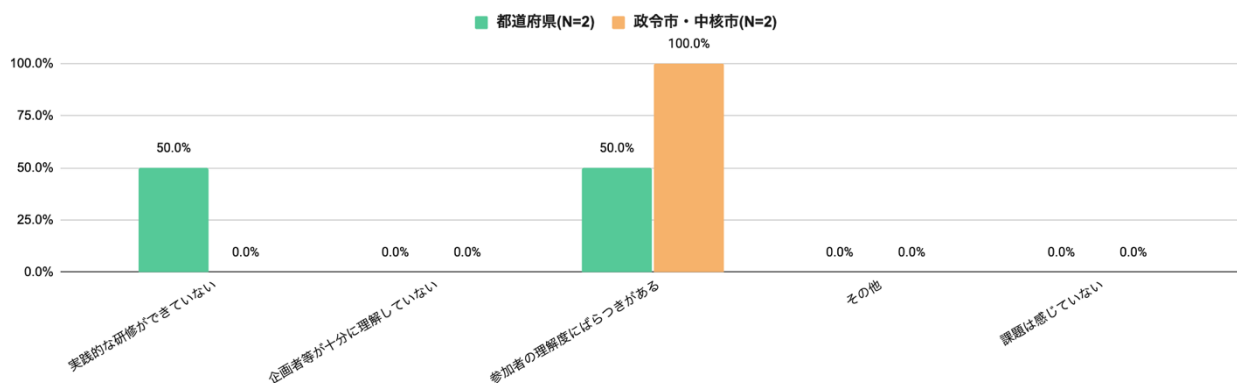
図表 2-3-75 政令市・中核市幼児教育所管課の法定研修における障害のある子供への読み聞かせに係る研修の具体的内容



#### ☆ 研修の実施に際して感じている課題

都道府県で感じている課題としては「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」と「上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない」という回答が 50%ずつあった。また政令市・中核市で感じている課題としては「研修参加者の障害がある児童生徒の読書環境整備への理解度にばらつきがある」という回答があった。

図表 2-3-76 都道府県、政令市・中核市幼児教育所管課の法定研修における障害のある子供への読み聞かせに係る研修の実施に際して感じている課題



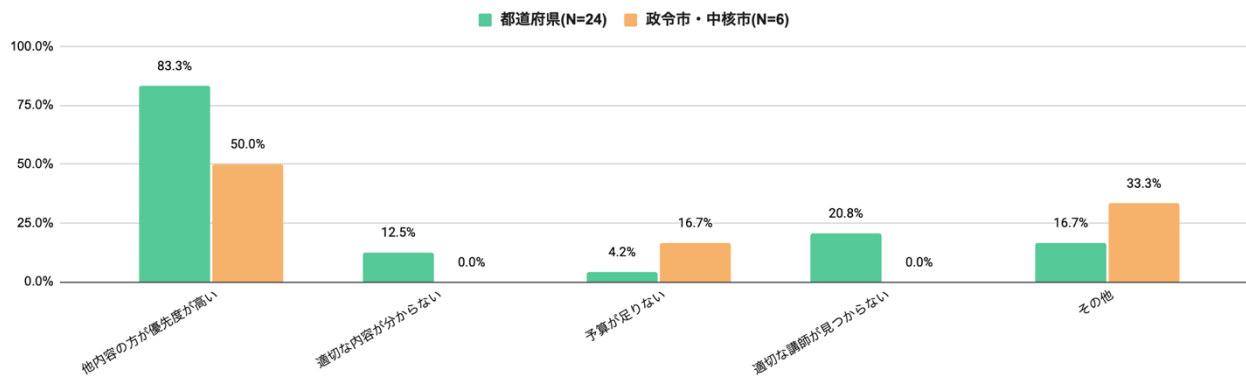
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修企画者等が障害のある子供への読み聞かせについて十分に理解していない
- 研修参加者の障害のある子供への読み聞かせへの理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

◇ 研修を実施していない理由

実施していない理由としては、都道府県と政令市・中核市のどちらも「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が最も多く、それぞれ 83.3%、50.0%だった。

図表 2-3-77 都道府県、政令市・中核市幼児教育所管課の法定研修で  
障害のある子供への読み聞かせに係る研修を実施していない理由



● 幼児教育所管課・法定以外研修

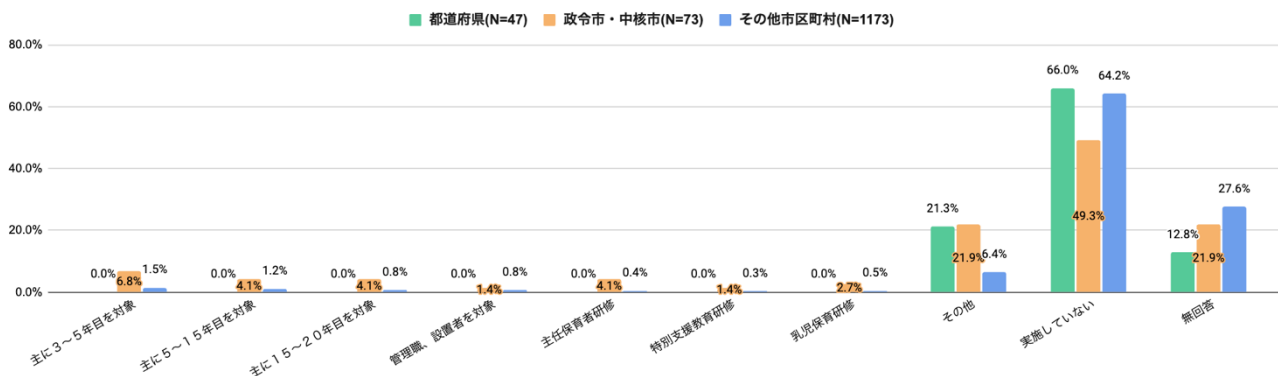
➤ 絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無

◇ 研修の実施有無

法定研修以外の研修で絵本や読み聞かせに係る研修を実施していないという回答が都道府県で 66.0%、政令市・中核市で 49.3%、その他市区町村で 64.1%あり、都道府県の 21.2%、政令市・中核市の 28.8%、その他市区町村の 8.2%が実施している（無回答を除く）。

実施している研修として最も多かったのは「その他の研修」であり、都道府県の 21.3%、政令市・中核市の 21.9%、その他市区町村の 6.4%が実施していた。内訳は経験年数を問わない研修での実施、全幼稚園教諭を対象とした選択・希望制の研修での実施、幼保合同研修での実施などだった。

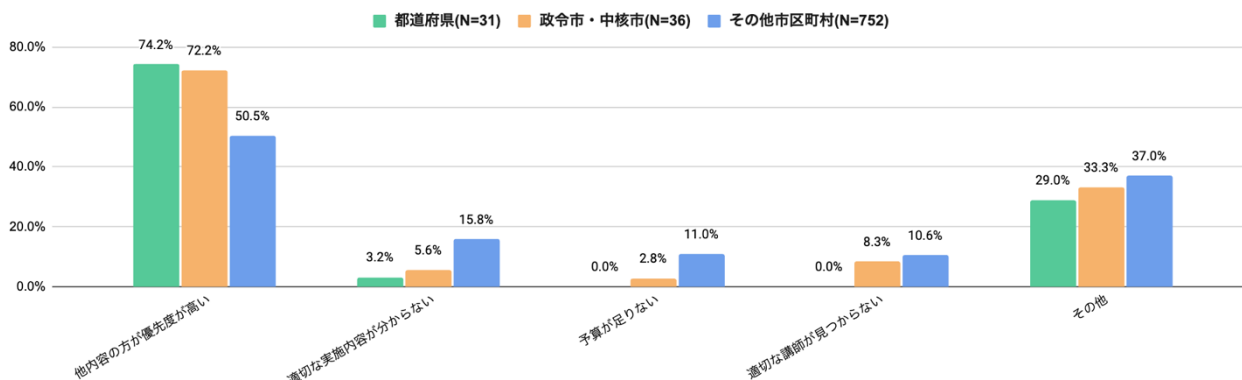
図表 2-3-78 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村幼児教育所管課の  
法定以外の研修での絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無



#### ◇ 研修を実施していない理由

幼稚園教諭・保育教諭を対象とした法定以外の研修で絵本や読み聞かせに係る研修を実施していない理由としては、都道府県、政令市・中核市・その他市区町村全てで「他内容の方が優先度が高い」という回答が多く、それぞれ 74.2%、72.2%、50.5%だった。

図表 2-3-79 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村幼児教育所管課の  
法定以外の研修での絵本や読み聞かせに係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

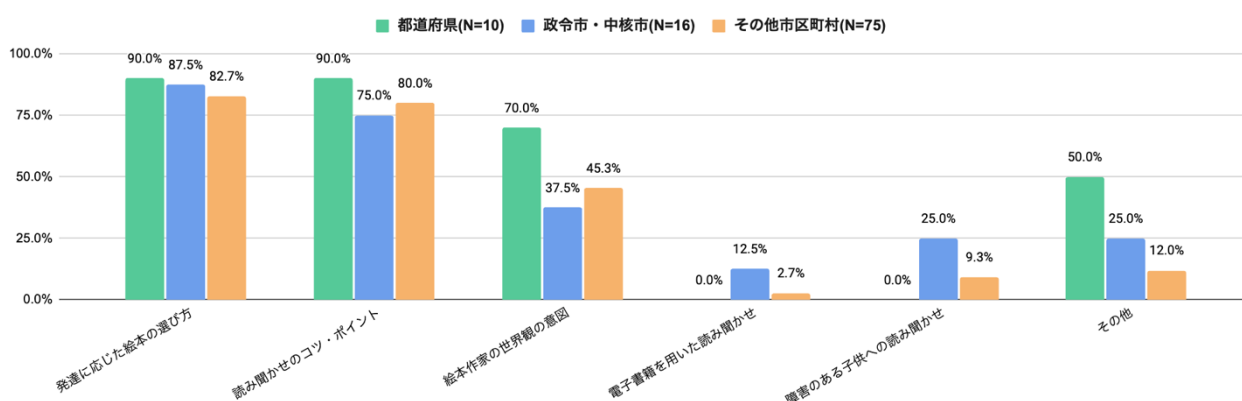
- 他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 実施するにあたりどのような内容を実施すれば良いか分からない
- 実施するための予算が足りない
- 実施するための適切な講師が見つからない
- その他

#### ◇ 研修の実施内容

幼稚園教諭・保育教諭を対象とした法定以外研修の中で、絵本や読み聞かせに係る研修の実施率が最も高かったその他の研修の実施内容としては、「発達に応じた絵本の選び方」が最も多く、都道府県の 90.0%、政令市・中核市の 87.5%、その他市区町村の 82.7%が実施していた。次いで「読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法」が多く、都道府県の 90.0%、政令市・中核市の 75.0%、その他市区町村の 80.0%が実施していた。

電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修を都道府県は実施しておらず、政令市・中核市は 12.5%、その他市区町村は 2.7%が実施していた。また障害のある子供への読み聞かせに係る研修も都道府県は実施しておらず、政令市・中核市は 25.0%、その他市区町村は 9.3%が実施していた。

図表 2-3-80 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村幼児教育所管課の  
法定以外のその他の研修での絵本や読み聞かせに係る研修の実施内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

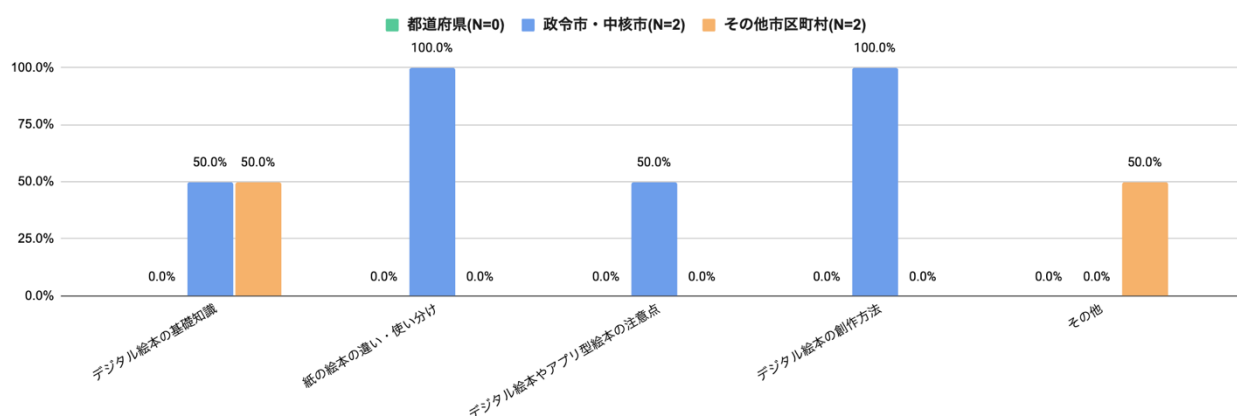
- 発達に応じた絵本の選び方
- 読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法
- 絵本作家の世界観の意図
- 電子書籍(デジタル絵本やアプリ型絵本)を用いた読み聞かせ
- 障害のある子供への読み聞かせ
- その他

➤ 電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修

◇ 研修の具体的内容

最も多く実施していた具体的内容は、政令市・中核市では「デジタル絵本やアプリ型絵本と紙の絵本の違い・使い分け」と「デジタル絵本の制作方法」、その他市区町村では「デジタル絵本やアプリ型絵本の基礎知識」だった。

図表 2-3-81 幼児教育所管課の法定以外のその他の研修における電子書籍を用いた読み聞かせの具体的な実施内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

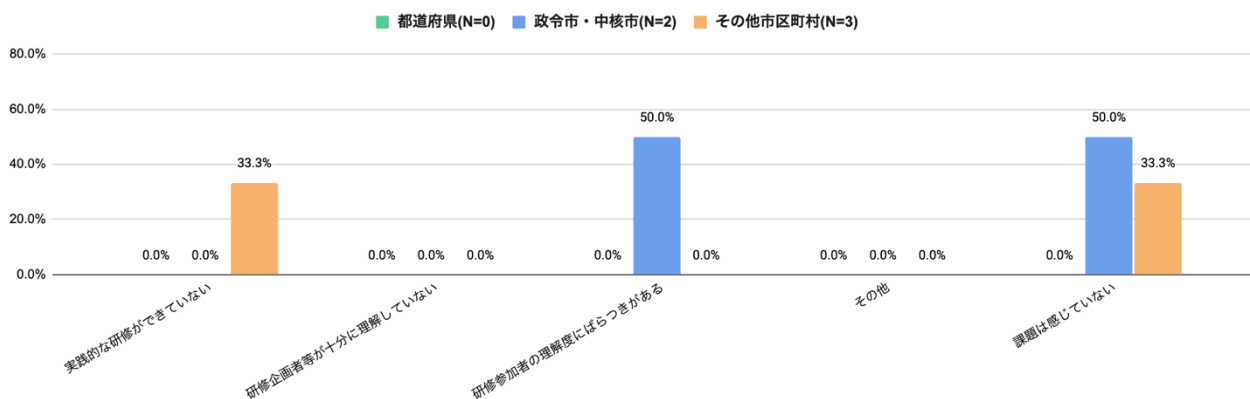
- デジタル絵本やアプリ型絵本の基礎知識
- デジタル絵本やアプリ型絵本と紙の絵本の違い・使い分け

デジタル絵本やアプリ型絵本の注意点  
 デジタル絵本の創作方法  
 その他

◇ 研修の実施に際して感じている課題

政令市・中核市では「研修参加者の電子書籍を用いた読み聞かせへの理解度にばらつきがある」と「課題は感じていない」という回答が 50.0%あった。その他市区町村では「課題を感じていない」と「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」という回答が 33.3%あった。

図表 2-3-82 幼児教育所管課の法定以外のその他の研修における  
 電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修の実施に際して感じている課題



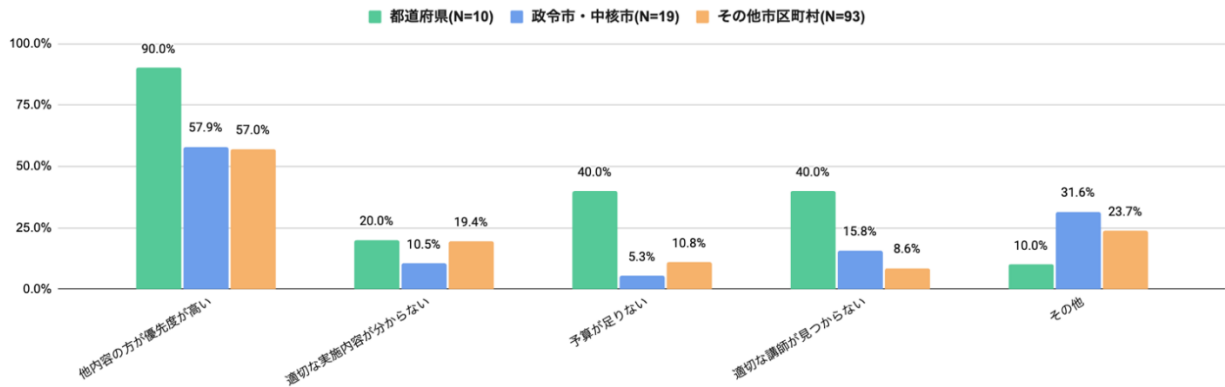
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修企画者等が電子書籍を用いた読み聞かせに関して十分に理解していない
- 研修参加者の電子書籍を用いた読み聞かせへの理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

◇ 研修を実施していない理由

電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修を実施していない理由としては、「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が最も多く、都道府県の 90.0%が、政令市・中核市の 57.9%が、その他市区町村の 57.0%が回答した。

図表 2-3-83 幼児教育所管課の法定以外の研修での電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

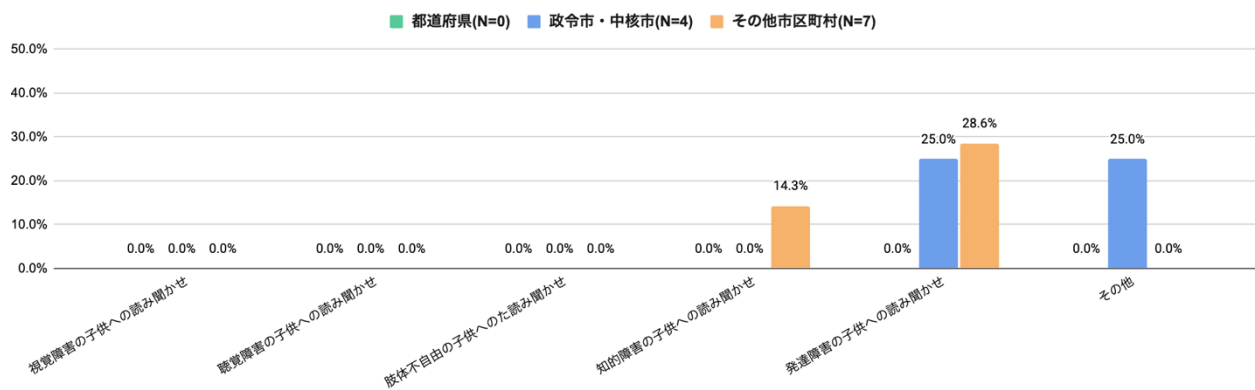
- 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い
- 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない
- 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない
- 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない

➤ 障害のある子供への読み聞かせ

◇ 研修の具体的内容

「発達障害の子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫」を実施しているという回答が最も多く、政令市・中核市で 25.0%が、その他市区町村で 28.6%が実施していた。

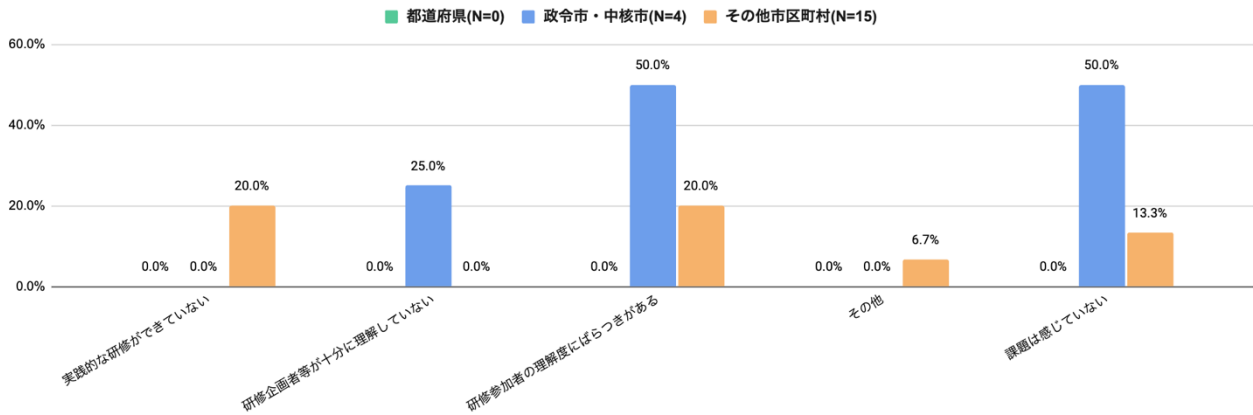
図表 2-3-84 幼児教育所管課の法定研修以外のその他の研修における障害のある子供への読み聞かせに係る研修の具体的内容



◇ 実施に際して感じている課題

政令市・中核市の感じている課題として最も多かったのは「研修参加者の障害のある子供への読み聞かせの理解度にばらつきがある」で 50.0%が感じていた。その他市区町村の感じている課題として最も多かったのは「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」と政令市・中核市と同じく「研修参加者の障害のある子供への読み聞かせの理解度にばらつきがある」で、20.0%だった。

図表 2-3-85 幼児教育所管課の法定研修以外のその他の研修における  
障害のある子供への読み聞かせに係る研修の実施に際して感じている課題



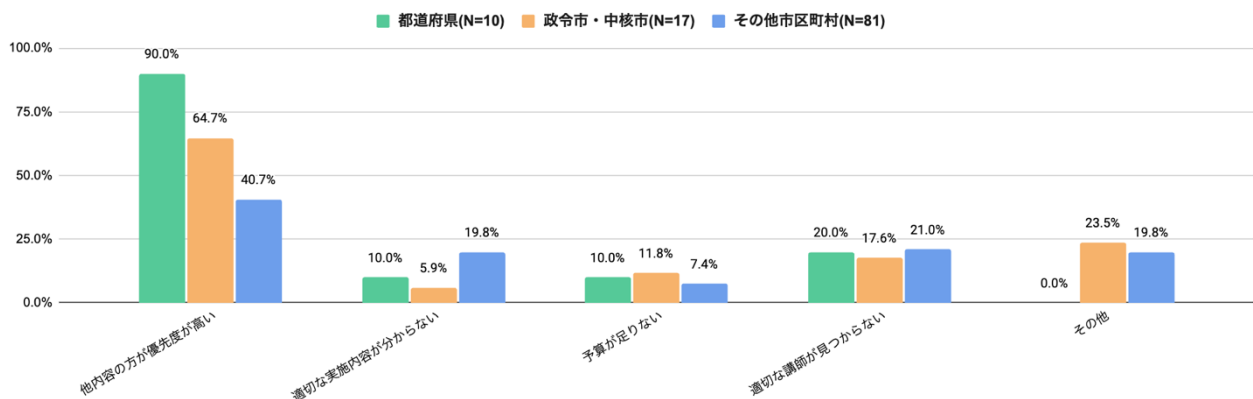
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修企画者等が障害のある子供への読み聞かせについて十分に理解していない
- 研修参加者の障害のある子供への読み聞かせへの理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

◇ 研修を実施していない理由

最も多かったのは「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答で、都道府県の 90.0%、政令市・中核市の 64.7%、その他市区町村の 40.7%が回答した。

図表 2-3-86 幼児教育所管課の法定以外の研修での障害のある子供への読み聞かせに係る研修を実施していない理由





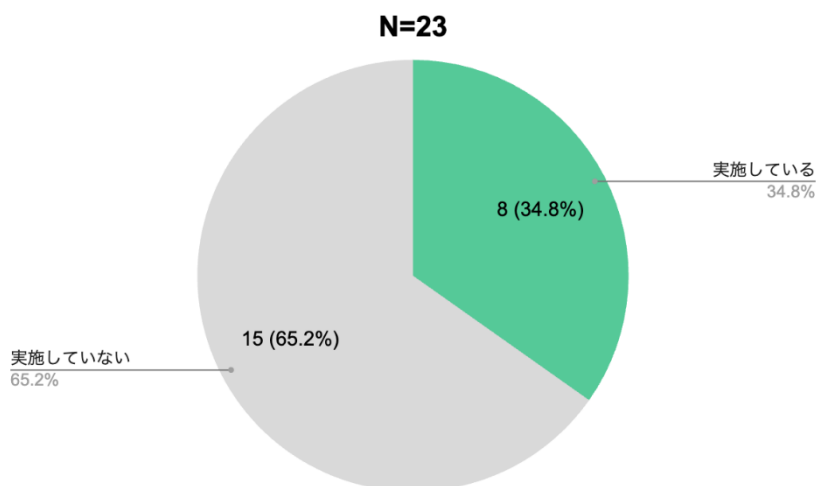
● 保育所所管課が主催する研修

➤ 絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無

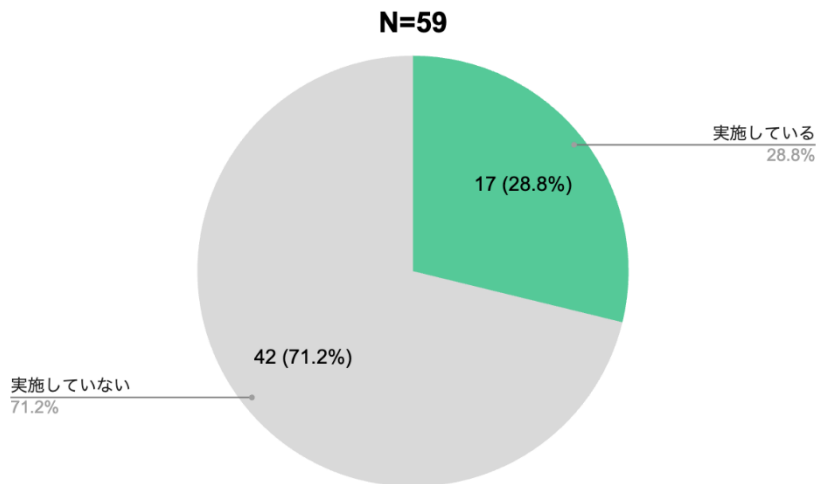
◇ 研修の主催有無

保育士研修を実施していると回答した割合は、都道府県が48.9%、政令市・中核市が80.3%、その他市区町村が32.9%だった。そのうち絵本や読み聞かせに関する内容を実施していると回答した割合は、都道府県が34.8%、政令市・中核市が28.8%、その他市区町村が19.7%だった。

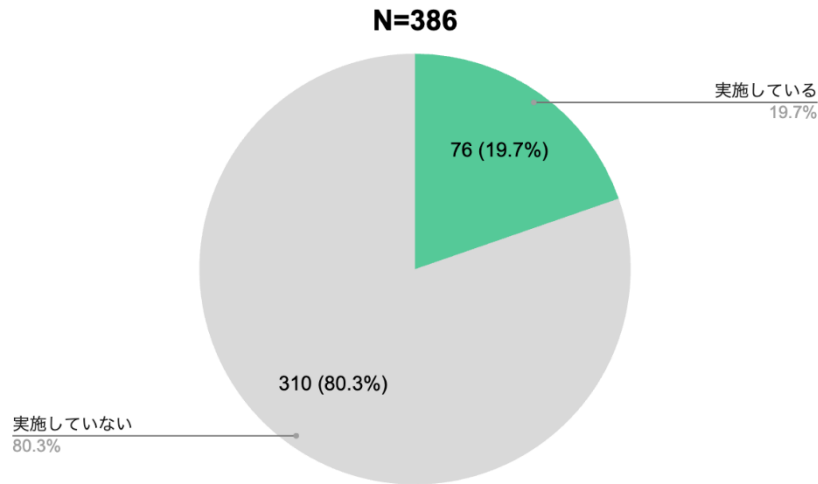
図表 2-3-87 都道府県における保育所所管課の研修での絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無



図表 2-3-88 政令市・中核市における保育士研修での絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無



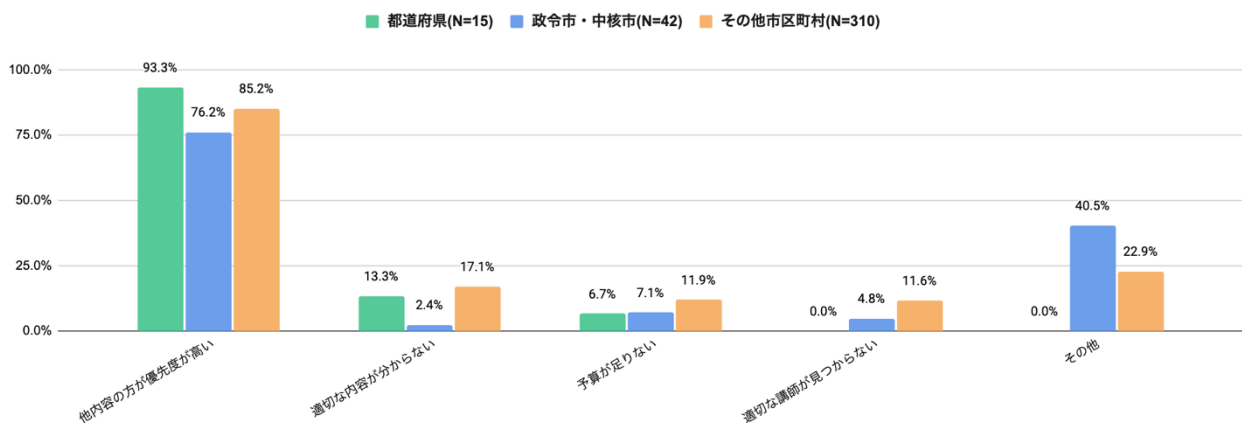
図表 2-3-89 その他市区町村における保育所研修での絵本や読み聞かせに係る研修の実施有無



◇ 研修を実施していない理由

実施していない理由としては「他内容の研修実施の方が優先度が高い」という回答が最も多く、都道府県の93.3%、政令市・中核市の76.2%、その他市区町村の85.2%だった。また「その他」という回答が政令市・中核市の40.5%、その他市区町村の22.9%からあったが、その内訳は「各保育所にて実施している」という回答が多かった。

図表 2-3-90 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における保育士研修での絵本や読み聞かせに係る研修を実施していない理由

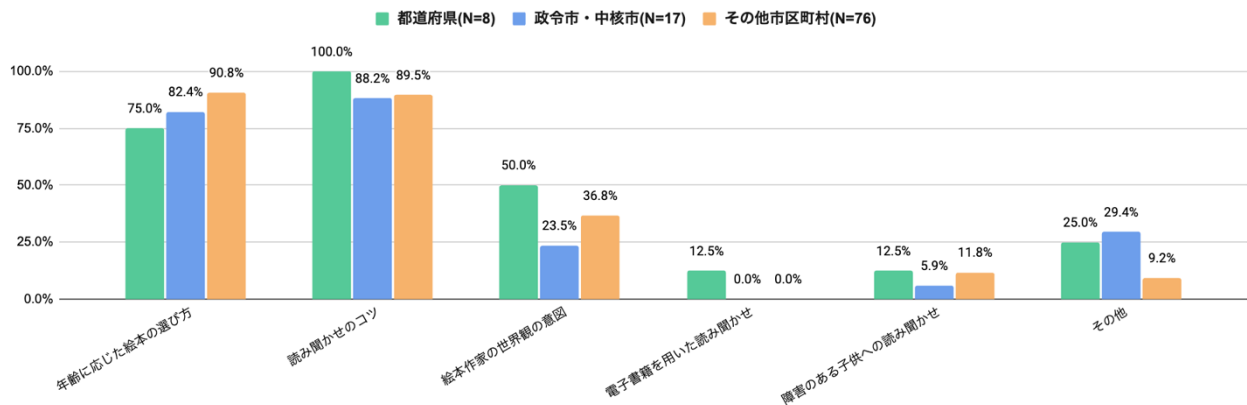


◇ 研修の実施内容

最も多かったのは「読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法」であり、都道府県の100%、政令市・中核市の88.2%、その他市区町村の89.5%が実施していた。次いで「年齢に応じた絵本の選び方」も多く、都道府県の75.0%、政令市・中核市の82.4%、その他市区町村の90.8%が実施していた。

電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修を実施しているのは都道府県のみで研修を行っている 8 館のうち、12.5% (1 館) が実施していた。また障害のある子供への読み聞かせに係る研修は都道府県の 12.5%、政令市・中核市の 5.9%、その他市区町村の 11.8% が実施していた。

図表 2-3-91 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における保育士研修での  
絵本や読み聞かせに係る研修の実施内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

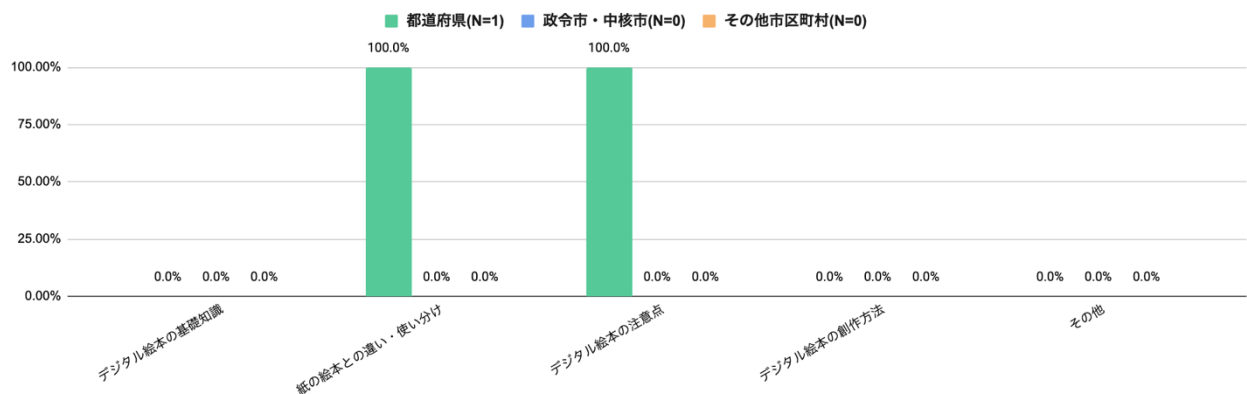
- 年齢に応じた絵本の選び方
- 読み聞かせのコツ・ポイント・うまくいかない場合の対処法
- 絵本作家の世界観の意図
- 電子書籍(デジタル絵本やアプリ型絵本)を用いた読み聞かせ
- 障害のある子供への読み聞かせ

➤ 電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修

◇ 研修の具体的内容

「デジタル絵本やアプリ型絵本と紙の絵本の違い・使い分け」と「デジタル絵本やアプリ型絵本の注意点」についての研修を実施していた。

図表 2-3-92 保育士研修での電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修の具体的内容



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

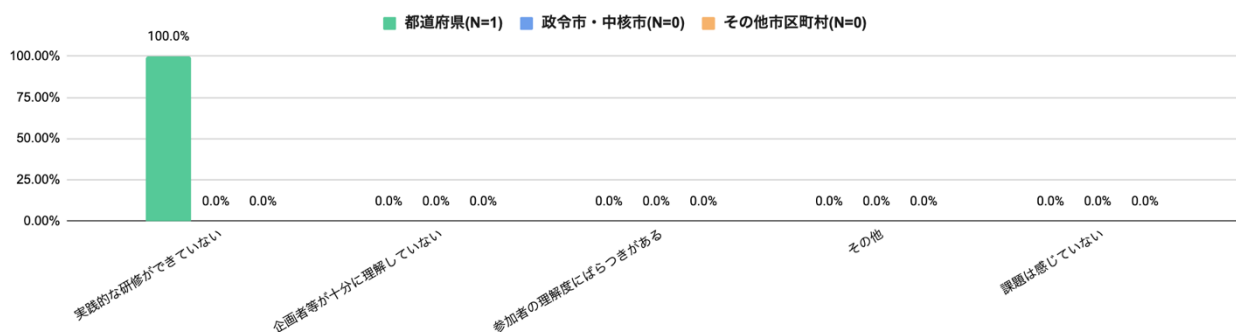
- デジタル絵本やアプリ型絵本の基礎知識
- デジタル絵本やアプリ型絵本と紙の絵本の違い・使い分け

デジタル絵本やアプリ型絵本の注意点  
デジタル絵本の創作方法

☆ 実施に際して感じている課題

「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」という課題を感じていた。

図表 2-3-93 保育士研修での電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修の実施に際して感じている課題



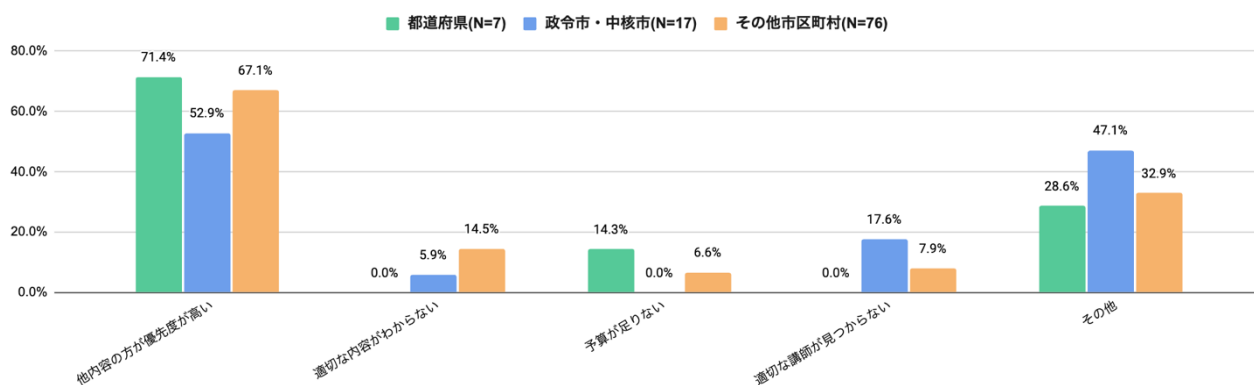
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない
- 研修企画者等が電子書籍を用いた読み聞かせに関して十分に理解していない
- 研修参加者の電子書籍を用いた読み聞かせへの理解度にばらつきがある
- その他
- 課題は感じていない

☆ 実施していない理由

「他内容の研修の方が優先度が高い」という理由が最も多く、都道府県の 71.4%、政令市・中核市の 52.9%、その他市区町村の 67.1%から回答があった。また「その他」という回答が都道府県の 28.6%、政令市・中核市の 47.1%、その他市区町村の 32.9%から回答があったが、その内訳は「保育所において電子書籍を用いた読み聞かせを行う環境がない」や「読み聞かせは電子書籍より紙の絵本で実施する方が望ましいと考える」という回答があった。

図表 2-3-94 保育士研修で電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修を実施していない理由

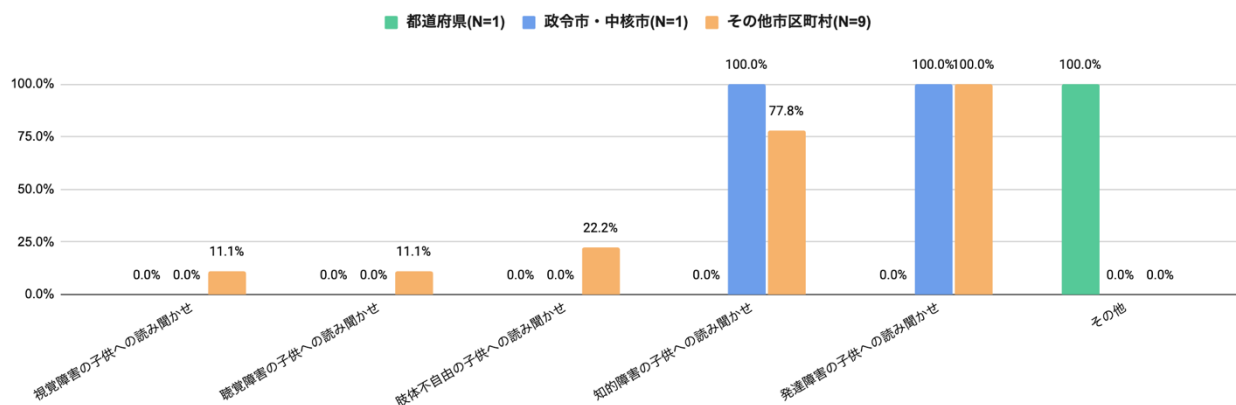


➤ 障害のある子供への読み聞かせ

◇ 研修の具体的内容

「発達障害のある子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫」の実施が最も多く、政令市・中核市の100%、その他市区町村の100%が実施していた。次いで「知的障害のある子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫」の実施が多く、政令市・中核市の100%、その他市区町村の77.8%が実施していた。

図表 2-3-95 保育士研修における障害のある子供への読み聞かせに係る研修の具体的内容



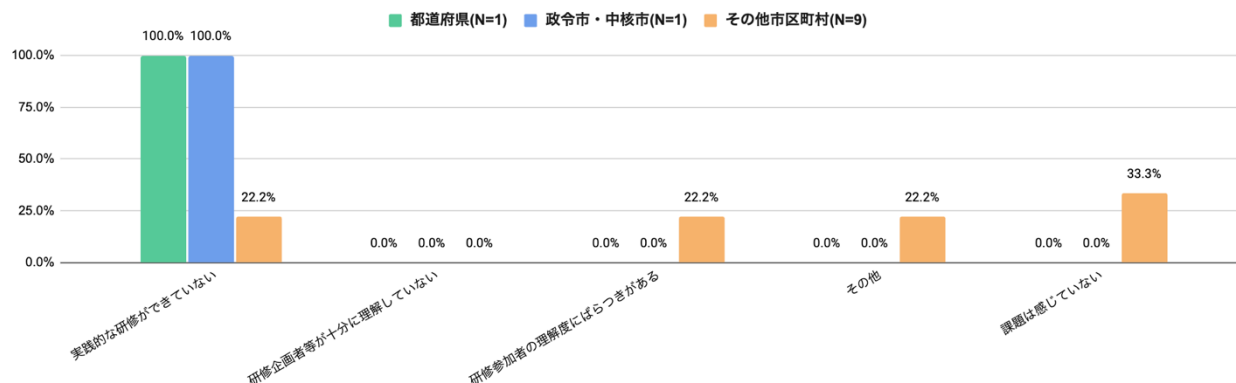
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

- 視覚障害の子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫
- 聴覚障害の子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫
- 肢体不自由の子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫
- 知的障害の子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫
- 発達障害の子供に合わせた絵本の選定・読み聞かせの工夫

➤ 実施に際して感じている課題

「基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない」という課題が最も多く、都道府県と政令市・中核市の100%、その他市区町村の22.2%が感じていた。

図表 2-3-96 保育士研修における障害のある子供の読み聞かせに係る研修の実施に際して感じている課題



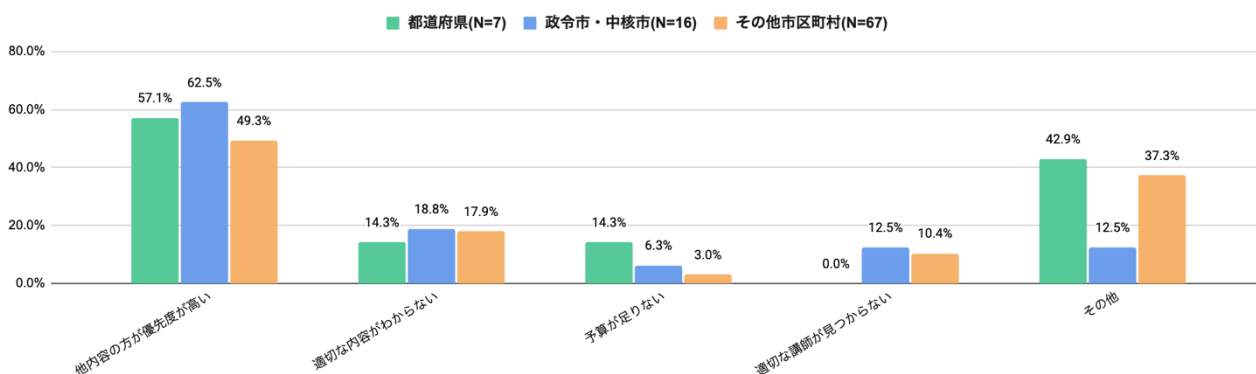
※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。

基礎的な内容のインプットに留まり、実践的な研修ができていない  
 研修企画者等が障害のある子供への読み聞かせについて十分に理解していない  
 研修参加者の障害のある子供への読み聞かせへの理解度にばらつきがある  
 その他  
 課題は感じていない

➤ 研修を実施していない理由

「他内容の研修の方が優先度が高い」という回答が最も多く、都道府県の 57.1%、政令市・中核市の 62.5%、その他市区町村の 49.3%が回答した。また「その他」という回答が、都道府県の 42.9%、政令市・中核市の 12.5%、その他市区町村の 37.3%からあり、「保育所からそのようなニーズがない」や「障害児研修の内容に含めている」という回答があった。

図表 2-3-97 都道府県、政令市・中核市、その他市区町村における保育士研修での障害のある子供への読み聞かせに係る研修を実施していない理由



※上記選択肢は一部省略した表記となっており、正式には以下の通りとなる。  
 上記内容に関する研修よりも他内容の研修実施の方が優先度が高い  
 上記内容に関する研修としてどのような内容を実施すればよいか分からない  
 上記内容に関する研修を実施するための予算が足りない  
 上記内容に関する研修を実施するための適切な講師が見つからない

## 第3章 ヒアリング調査結果

### 1. 公立図書館職員を対象とした研修の事例

#### 1) 徳島県教育委員会（徳島県立障がい者交流プラザ視聴覚障がい者支援センター）

- 取り組みの背景

国による令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー基本法）」の施行および、令和2年7月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」の策定を機に、令和3年7月に「徳島県読書バリアフリー推進計画」が策定された。計画における施策の基本的な方向として「読書を支援する環境の充実と人材の養成」が挙げられており、視覚障害者等が図書館を円滑に利用するための環境づくりの促進と、利用を支援する関係者の養成・資質向上、共生社会実現の気運醸成が図られている。

- 取り組みの詳細

公立図書館職員への研修は、従来より徳島県読書振興協議会の主催により実施しているが、読書バリアフリーに係る内容について強化を図るため、教育委員会にて同内容の研修を実施することが検討された。しかし、担当課（生涯学習課）の持つ人的リソースや専門性に限りがあることから、徳島県立障がい者交流プラザ視聴覚障がい者支援センター（以下、「障がい者プラザ」という。）に研修の実施が委託されている。

研修は年間2回の実施となっており、内容については担当課と障がい者プラザにて議論の後決定、講師については県立図書館とも連携して選定されている。研修内容は、県内の実務者による先進的取組及び事例の発表や、障がい特性に応じた読書媒体や支援ツールについての説明・体験会など、基礎的な内容から発展的な内容へと徐々に移行されている。勤務地や業務の都合により参加が難しい受講者への対応として、オンラインやオンデマンド配信も行われている。

- 課題と今後の展望

「障がいの有無に関わらず全ての子供の読書活動の推進」という観点では、子供たちの利用が多い学校図書館の担当者や保護者へと研修の対象を広げていくことや、学校教育課・特別支援教育課等との連携による普及啓発などに取り組んでいくことが視野に入れられている（※実際に、ヒアリング実施後の令和6年2月に実施された研修では小・中・高・特別支援学校等の学校図書館関係者や保護者を対象に含んだ研修が実施されている）。

#### 2) 山形県立図書館

- 取り組みの背景

県内の公立図書館（県立図書館・市町村立図書館）のICT活用やデジタル化が全体的に他県と比べ低調であり、県民が遅れた読書環境に置かれているのではないかと課題感を抱えている。実際に電子書籍サービスを実施しているのが、県内1市町村のみであり、デジタルアーカイブを提供している館も少ない。このため、まずは県が先頭に立って取り組みを進めていかなければいけないという想いを県立図書館が持っている。また予算的・人的コストの不足の中でも可能な範囲で取り組んでいくことが重要であるという意識が市町村立図書館の中にも

ある。そのような状況下で、県内の公立図書館職員等を対象にデジタル社会への対応に係る研修（電子書籍サービス、資料のデジタル化）が実施された。

また県立図書館は 2020 年 2 月にリニューアルオープンしており、その際に対面朗読室を設置したが、コロナ禍により利用が制限されていた。2024 年 1 月からこの対面朗読室の運用が開始されることを機に、障害者、特に視覚障害者へのサービスに係る研修が実施された。

- 取り組みの詳細

デジタル社会への対応に係る研修のうち、2 回実施された資料のデジタル化の研修では、まずはお金をかけずにすぐに実践できる身近なところから進めていくための動機づけという位置付けが重視され、画像情報だけでなく文字情報のデジタル化、デジタルアーカイブの取り組みについて、国立国会図書館の関西館から講師を招聘し、県内と県外の事例発表や意見交換を行った。研修には県立図書館職員だけでなく、県内市町村立図書館職員も参加している。

障害者サービスに係る研修としては、県立図書館の全職員を対象として視覚障害についての基礎的な知識のインプットや点字図書館の基礎情報のインプット、また全盲の講師を招いて視覚障害者に必要な支援についての講演を実施した。さらに実際に障害者サービスに関わる職員に対しては、疑似体験ゴーグルを用いて視覚障害者の立場になって館内を回り、実際の利用に際してハードルになる部分を把握し、接遇のノウハウを学ぶ実地的な研修を実施した。

- 課題と今後の展望

デジタル社会への対応に係る研修については今年度が初年度であり、どのように継続的に実施していくかという点が課題である。市町村立図書館の参加率は電子書籍サービスが 6 割程度、資料のデジタル化が 4 割程度であったため、県立図書館が率先して取り組みながら、研修その他の方法で繰り返し意識づけや動機づけを図っていくことが求められる。

また障害者サービスに係る研修については、対面朗読室の本格運用を機にサービスの周知・普及やそれに向けた受け入れの研修を実施していくことが今後求められている。さらに点字図書館との連携による対面朗読室を利用した読書バリアフリーの普及啓発や点字図書の充実などにも取り組んでいくことが検討されている。

### 3) 多摩市立図書館

- 取り組みの背景

公立図書館には市民の課題解決に資する取り組みが求められるため、職員もシステムや予算、広報、デジタル化についての知識を持って、中長期的な視野を持って日常の業務にあたる必要がある。しかし、多摩市立図書館では図書館職員が約 110 人おり、レファレンス、本のテーマ展示等の企画、学校・地域連携、障害者サービス、児童サービス等を担当する職員（会計年度任用職員（専門スタッフ）を含む）が 3 分の 2 を占め、これらの職員を対象に外部の研修への参加派遣を充実させることが難しい状況がある。そのため館内研修、特に実践的な内容の研修を充実させることで職員のスキルアップを図り、市民のニーズに応えたサービスを提供できるようにすることが重要であると考えられている。



- 取り組みの詳細

年間 3 回の研修が、職員(会計年度任用職員含む)を対象として実施されている(今年度は新たに中央図書館を開館した影響により 2 回のみ実施)。図書館は土日も開館しており全体の研修の機会も取りにくいいため、閉館日に職員が集まり研修が実施されている。研修内容や講師の招聘は年度毎に検討しており、例年レファレンス、児童サービスなどの内容で実施されている。今年度はデジタル社会への対応に係る研修として、著作権やレファレンスとオンラインデータベースの利用・活用方法に関する研修が実施された。講師として、実際にデータベースを提供している事業者を招くことで、より詳細かつ実践的な使用方法についてのインプットが実施された。特に会計年度任用職員においてはレファレンス研修のニーズが大きいのが、事業者を講師として招聘することで細かな使い方を学ぶことができるため、研修後のアンケートでは前向きな回答が多く集まっている。

また障害者サービスに係る研修は、新任職員への研修で実施されることになっているが、この新任職員への研修が配属直後とその半年後の 2 回に分けて実施されている点も特徴である。背景としては、半年間基礎的な知識や具体的な業務内容を学んだ上で半年後に 2 次研修として実施されることで、職員の理解がより深まるということがある。その他にも近隣市区町村の公立図書館との、職員の相互派遣や交流が実施されている。

- 課題・今後の展望

休館日に研修を設定せざるを得ないため、開催できる回数が限られる。また、研修対象者が多いため、少人数のグループ毎で、より実践的な内容に関する研修を実施することや、個々の職員が持つ知識を共有する仕組みづくりに取り組むことが求められる。また市の他部署の課題等を理解した上で図書館業務にあたることができるよう、研修に留まらない育成計画を策定していくことが今後重要になるとされている。

## 2. 学校司書・司書教諭等を対象とした研修の事例

### 1) 北海道教育委員会

- 取り組みの背景

財政不足、人材不足に起因し、道内の学校の学校司書の配置率の低さが課題として抱えられている。特に北海道は他都府県と比較して面積が大きく、学校間や市区町村間の距離が遠いため、人の移動が容易ではなく道内隅々まで人材を確保することが難しい状況にある。そこで人材育成の面からの学校司書の中心地(札幌)以外の地域での人材確保のために、オンラインの講習を創設し、学校司書の配置率の向上が図られている。

- 取り組みの詳細

講習は年間 28 時間のカリキュラムを組んで実施されており、道内の学校司書・図書館担当職員等が対象とされている。講習内容については、文部科学省が提示する「学校司書のモデルカリキュラム」の中から特に重要だと考えられる内容を絞り込んだ設計となっている。当初は年間 45 時間分の講習が想定されていたが、受講者の負担を考慮して現在のカリキュラムとなっている。実施形態としては Google Classroom と Zoom を利用したオンラインにて実施されている。さらにオンデマンドでの配信も行われ、受講ができなかった学校司書・図書館担当職員等が冬季休業中などでも視聴可能な形態にされている。

デジタル社会に対応した読書活動に係る研修としては、「情報技術と現代社会・情報資源の発達と図書館サービス」という講義があり、「情報技術と社会」や「電子資料の管理」について実施されている。また「障害のある子

供の読書活動に係る研修」としては、「特別支援教育の現状と課題」という講義があり、外部から専門性を持つ講師が招かれている。具体的な内容としては、「発達障害の理解と支援」「特別支援教育をめぐる関係法規」「インクルーシブ教育」となっている。また他の講義の中でも、リーディングトラッカーについてなど、複数の講義で特別な支援について触れられるような講習プログラムが設計されている。

- 課題と今後の展望

オンライン環境下での講習となるため、学校司書・図書館担当職員等同志の交流が生まれづらいことが課題として感じられている。そのため、ブレイクアウトルームでの議論や学校司書・図書館担当職員同志での事例の紹介によって交流を深められるような研修の設計や、LINE オープンチャット等を利用した平時からの交流を促せる仕組みづくりなどの工夫を行っている。今後も、講習の充実を図り、専門性の高い学校司書の育成により、学校図書館の整備充実と利活用の促進を行っていく予定である。

## 2) 杉並区立済美教育センター

- 取り組みの背景

杉並区の学校司書は教育委員会に直接雇用され、2012 年度に全ての区立学校（区立特別支援学校を除く）へと配置されている。教育センター内に学校司書を支援する役割を担う学校図書館サポートデスクが設置されており、正職員の係長を含む 5 名のスタッフがいる。学校司書の全校への配置を機に、学校図書館を充実させるために研修の充実が図られた。

- 取り組みの詳細

現在、毎月 1 回の定例研修と年に数回の選択研修が実施されている。定例研修については、経験年数にかかわらず区内の学校司書 63 人全てを対象として実施されている。学校図書館の機能は読書センター、学習センター、情報センターの 3 つとされているが、定例研修では、このうち読書センター以外の 2 つの機能（学習センター、情報センター）を重視して企画されている。探究的な学習の講義やそれに沿う授業支援事例発表、調べ学習用図書の評価、パスファインダー作成、タブレット端末を使用した情報活用スキルアップなどの研修が実施されている。令和 5 年度は、デジタル社会に対応した読書活動を考えるきっかけとして、「読み書きでの紙とデジタルの適切な使い分け～認知科学からの考察」のテーマで専門的な知識を持つ講師を招聘し、それぞれの読み方にどんな特徴があるのか、デジタル機器を用いた子供の読書の問題点や課題について学んでいる。

また「特別支援教育と学校図書館」についても、毎年何らかの研修が実施されている。伊藤忠記念財団によるマルチメディア DAISY の活用方法や、他自治体の中学校司書による特別支援学級の授業支援実践報告などである。令和 5 年度は「手で見る学習絵本『テルミ』」について、編集者の講演会が行われた。広く読書バリアフリーにアプローチする内容とのことである。他にも社会的な課題となっているジェンダーや LGBTQ に関する研修を開催した年もあった。

研修企画は、学校図書館サポートデスクの職員が担う。学校教育や学校図書館に関する外部研修へ参加したり、関連書籍やインターネットの情報等から情報を収集したりしながら、講師候補の選定から運営までが行われている。

- 課題と今後の展望

研修は、区内の学校司書全てが対象だが、学校司書の経験年数の差や勤務学校における学校図書館活用の理解の差があることにより、研修成果を現場に活かすことが難しい場合がある。学校司書それぞれの経験やニーズに合う研修を実施し、全体のスキルアップを図ることや、学校の管理職や司書教諭、教員の学校図書館活用理解への働きかけが重要と考えられている。今後さらに取り組むべき課題として、読書活動、学習活動等における学校司書と教員の連携・協力が挙げられている。

### 3. その他の研修の事例

#### 1) 国立青少年教育振興機構絵本専門士養成講座

- 取り組みの背景

2012年に有識者による絵本に係る専門家の養成に関する検討会が立ち上げられ、子供たちの健やかな成長を促す絵本の可能性やその活用法を、地域社会全般に普及させるとともに、実際に絵本の読み聞かせやワークショップをはじめ子供達の読書活動の推進に携わる、絵本の専門家の養成のために創設された制度である。その役割は読み聞かせやおはなし会、ワークショップなど実際に本を使って行う取組み、絵本に関する知識をもって行う指導・助言、絵本に関する自らのネットワークを活かした人的・物的ネットワークなど幅広く、活動の場所も幼稚園や学校から図書館、医療機関まで様々である。2013年に策定された第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」で定められた読書に関する環境整備と人材育成に関する具体的な施策と連動した制度となっており、過去10年間にわたって様々な立場で子供の読書活動に携わる人材が数多く養成されてきた。

- 取り組みの詳細

約1000名の応募者の中から年間70人が受講している。内容は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の3つの領域から構成されており、年間計30コマの講義が実施される。絵本に関わる多様な領域の専門家や実践家が講師を務めており、絵本や読み聞かせに関する内容を幅広く、かつ基礎から実践まで学ぶことができる。

今年度の実施内容の一つに、障害を持つ子供への読み聞かせに係る研修として、「支援が必要な人々や高齢者への絵本の役割」という講座が「技能を高める」の領域で実施されている。具体的な内容としては、視覚障害をはじめとする様々な障害の種別についてのインプットから、それぞれの特性を踏まえてどのような絵本を選ぶと良いかなど紹介する技術の実践まで実施されている。講師は視覚障害のある子供の読み聞かせを支援するNPO法人から招聘されている。また電子書籍等を用いた読み聞かせに係る研修については単独の科目としては実施されていないが、一部科目では触れられている。

- 課題と今後の展望

2023年3月に策定された、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に沿って研修内容を充実させていくことが重要と考えられている。また絵本専門士という制度の知名度の向上や、過去養成講座を受講した絵本専門士が、それぞれの所在する地域で子供の読書活動推進へ貢献していくことが重要となると考えられている。

## 第4章 まとめ

実態調査と先進事例調査の結果から、子供の読書活動の推進に携わる人材育成のあり方の見直しにあたり、以下の点に取り組んでいくことが重要だと考えられる。

### ● 読書活動に携わる人材の育成の重要性の普及啓発

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づいて、各地方公共団体においても子供読書推進計画の策定・改定が進んでいるが、特に政令市・中核市を除く市区町村では多くの主体で研修の実施率は高くなかった。実施していない理由として、読書活動に係る研修以外の内容の方が優先度が高いという回答が多かった。読書活動の推進に携わる人材に求められるスキル、知識、能力は、急速に変化、複雑化しており、それに対応できる人材の育成の重要性を示していくことが重要だと言える。教員研修担当課や幼児教育所管課、保育所所管課における研修の実施率が特に低い状況であったことを踏まえると、それらの所管課に対しては読書活動に携わる人材としてそれぞれが果たす役割についても改めて示していくことも重要だと考えられる。

### ● ICT 活用やデジタル化に対応した環境整備の動機づけの手段としての研修

デジタル社会への対応・デジタル社会に対応した読書活動・電子書籍を用いた読み聞かせに係る研修を実施していない理由として、ICT 活用やデジタル化に対応した読書環境の整備が進んでいないことを理由とする公立図書館・地方公共団体が多くあった。しかし、ICT が急速に発展し、教育におけるデジタル化の進展も加速している中で、環境の整備を待つだけではなく、柔軟かつ迅速に対応することのできる人材を育成することが重要である。例えば先進事例として取り上げた、山形県立図書館における文字情報のデジタル化などの研修のように、環境整備を身近なところから進めるための動機づけとしての研修という事例も周知していくことが、研修の充実の方策の一つになると言える。

### ● 研修対象の理解度や読書環境の整備状況別の研修プログラム例の作成

デジタル社会への対応・デジタル社会に対応した読書活動に係る研修や、障害者サービス・障害のある子供の読書活動に係る研修の実施に際して公立図書館や地方公共団体が感じている課題として、研修参加者の理解度のばらつきによるテーマ設定の難しさが多く挙げられた。今後、各地方公共団体における ICT 活用や読書バリアフリー等の読書環境の整備状況はより多様化していき、研修対象の理解度にさらに差異が生じることも考えられるため、研修対象の理解度や読書環境の整備状況別に研修プログラム例を複数作成することが、公立図書館や地方公共団体における研修の充実を図るために重要になると言える。特に都道府県にあっては、域内の市町村における効果的な研修の実施を促進するために、子供読書活動推進計画等に研修プログラム例を提示することも方策の一つとして考えられる。

### ● 基礎的な知識のインプットと実践的なスキルの向上などの研修主体毎の役割の明確化

特に市区町村では、デジタル社会に対応した読書活動や障害のある子供の読書活動に係る研修の実施や、子供の読書活動に係る研修は、他の内容の研修の実施よりも優先度が低いという回答が多く挙げられた。まずは先述したような普及啓発に取り組むとともに、都道府県立図書館や都道府県教育委員会、その他外部機関が主催

する研修に派遣することや、近隣市区町村相互の連携により合同で研修を実施することを促していくことも方策として考えられる。

その際には、研修対象の理解度や読書環境の整備状況のばらつきが、研修の実施に際して課題と感じている公立図書館や地方公共団体も多いことを踏まえ、例えば「デジタル社会における図書館・図書館職員のあり方」や「読書バリアフリー法・計画について」などの社会的な潮流や基礎的な知識については外部研修に派遣することも方策として考えられる。加えて、「オンラインデータベースの利用」や「蔵書管理ソフトの運用」、「障害がある利用者への実際のサービス提供」のような日々の業務に関する細かな知識や、それを活用する能力・スキルの向上については、各図書館・地方公共団体にて実施するといった形で、研修主体毎の役割を明確にし、メリハリのある研修内容としつつ、それらを組み合わせて人材育成へ取り組んでいくことも重要である。